

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

1997.3 No.83

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X

ノーといえる中国／  
世界の食糧／O-157／  
沖縄その後／労金統合／  
重複立候補制

# 企業・国家・市民社会

山口 定聰  
醍醐 孝二  
森岡 茂  
横田 真裕  
小堀

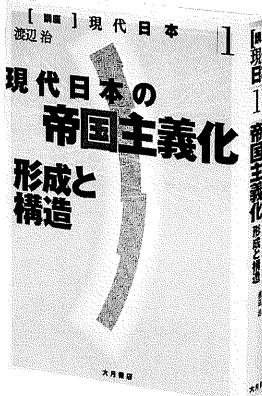
中央合同庁舎第  
厚生省  
社会保険庁  
Minist

## 再編の大波に洗われる90年代日本

「激変」の意味と構図を現代帝国主義化の視角から解明した待望の講座

### [講座] 現代日本1

# 現代日本の 帝国主義化 形成と構造



渡辺 治著 絶賛発売中!

世界的な構造変化の大波の中で政治と経済、社会の混迷がいわれる日本。21世紀にむかって日本の支配構造はどう再編されていくのか。強力な世界支配秩序の扱い手として現代帝国主義化の道にふみこみつつある日本の姿とそこに渦巻く矛盾を正面からとらえた本格的分析。明日への新しい社会像と展望を模索するすべての人びとの関心・要望に応える待望の講座。46判・2987円

以下続刊 ②現代帝国主義と世界秩序の再編 97年4月刊

③日本社会の再編成と矛盾 97年3月刊 ④日本社会の対抗と構想 97年6月刊

CD-ROM版

●本文データCD-ROM一枚  
充実した索引データベースと簡単な操作で、探している箇所を  
すばやく検索。検索で見つけたページを、お使いのパソコンの  
画面にズームで見やすいかたちに表示。鮮明にプリントアウト。

マルクス・エンゲルス全集 全8枚

尾関周二編  
46判・25575円

●簡単な操作で、4万ページからすばやく検索  
●本文データCD-ROM一枚  
●システム検索CD-ROM一枚  
人類社会の明日と地球環境や生態系の関係を考えるう  
えで、その基礎にかかる問題を探求。環境倫理や生  
物の共生のありかた、リサイクル問題など環境保全を  
社会の基本と位置づける具体的事例などを取り上げる

## 環境哲学の探求

西山外三著  
早川和男著  
46判・20000円

●権力に迎合しない学者の生き方

学者の社会的責任を問う

モロトフあと・1920年～1930年  
編／ラーズ・リーほか  
試／萩原直・岡田良之助  
A5判・5974円

●権力と時流に迎合し不信をかう学者・学問状況に、二  
人の頑固が歯に衣着せぬ批判を展開。薬害エイズや環  
境問題など学者の社会的責任が問われている今日、ヒ  
ューマニズムに立つ学問の自立・創造を呼びかける。

## スター・リン極秘書簡

・フレックン最深部での政治的葛藤

大月書店

電話03(3813)4651<代表>

東京都文京区本郷2-11-9

# 経済科学通信

第83号 (1997年3月)

TRENDS ..... 2

ノーといえる中国／世界の食糧／O-157／沖縄その後／  
労金の整理統合／重複立候補制

INTERVIEW  
尾崎芳治先生に聞く ..... 10

SPECIAL EDITION  
特集

## 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立 ..... 山口 定 15  
市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き ..... 小堀 真裕 19  
企業活動の情報公開と市民監視 ..... 醍醐 聰 27  
企業活動の市民監視と株主オンブズマン ..... 森岡 孝二 32  
大蔵省改革の課題 ..... 横田 茂 40

### 投稿論文

資本構成と利潤率低下法則 ..... 増田 和夫 45

### 文献案内

「戦略的」構造改革と中小零細企業問題 ..... 芳野 俊郎 51

### 政治学入門

企業の権力、企業の民主化 ..... 上田 道明 54

書評 ..... 58

松尾匡著『セイ法則体系』／和田幸子著『東南アジア経済社会論』／

十名直喜著『鉄鋼生産システム』／

兵庫県震災復興研究センター編『大震災と人間復興』

誌面批評 読みやすくなった新しい誌面 ..... 中村美樹子 67

## ◆『ノーといえる中国』と中国の知識人

### 現代民族主義が 現れてきた国際背景

最近日本でも出版された『ノーといえる中国』が中国国内で広く注目を集めたのは、その中の民族主義にある。改革・解放のもとで育ってきた中国の若い知識人は、思想が活発で、新しい観念と物事を受け入れたがっていると同時に、西側についての知識もイデオルなものであったり、非常に単純なものであった。西側が自国の戦略的利益から中国に友好的に協力していた時期に、彼らは西側の経済、政治、社会、文化に親近感をさえ抱いていたのである。

しかし、80年代以降、ポスト冷戦時代がやってくるにつれて、アメリカをはじめいくつかの西側大国の対中外交政策は変わってきた。これらの国家は台湾問題、チベット問題、人権問題、香港問題、WTO加盟問題、貿易問題などによって中国を攻撃し、封じ込めていく。このような行為は、中国人民の感情を傷つけたと同時に、中国の若い知識人に霸権主義の実態を認識させた。アメリカの対中外交政策は、イデオロギーからばかりでなく、主に自国の利益のために実行されている。アメリカの少数の政治家は、強大になりつつある中国を、将来のアメリカの霸権主義的利益の主な脅威になるとみなして、外交から内政までのいろいろな方面において、中国を封じ込めようとしてきた。自国の利益のために、国際関係の基本原則に反

するこうした霸権主義が、現代中国の若い知識人の民族主義意識の目覚めを呼び起こしつつあるのである。

### 日本に対する感情

現代中国の若い知識人は、戦後日本の技術発展と順調な経済成長を驚嘆の目で見つめ、日本民衆の高い文化的素養、民族精神やバイタリティ、さらに東方文化を守る姿勢に敬意を抱いている。彼らは戦後日本の成功までも、東方伝統文化の誇りだとみなしている。

しかし、彼らは日本についていくつかの心配をしている。まず、一部の日本の政治家が、教科書事件などからわかるように、第2次大戦中に中国を含むアジア諸国を侵略した歴史を認めないことである。靖国神社参拝の問題も、この歴史を正しく認識できないことと、中国人民の感情を尊重しないことの現れである。当時、日本軍がみだりに捨てた化学爆弾などは、戦後も中国人に被害を与え続けている。過去を正しく認識できなければ、現在の問題に対しても正しく対処できず、さらに未来に対しても正しく行動することはできない。

次に、近年の日本の対中外交政策の変化である。戦後日本の対中外交は、長期にわたりアメリカにしたがい、日米安保条約を締結して、アメリカとともに中国を仮想敵国としてきた。対中借款の中止は、ある意味で日本政府のアメリカにしたがう外交政策の現れかもしれない。日本政府が対米関係を



大事にすることは理解できるが、アメリカから独立した日本の対中外交は、日米関係に重大な障害をもたらすものであろうか。

### 現代中国の民族主義

民族主義とは、政治的にみれば、国際関係に対して現れた思想と主張である。この思想は主導的なものではなく、従属的なものである。対外侵略と拡張を引き起こしたのは、帝国主義に従属した極端な民族主義であり、近代において、長期にわたり帝国主義国家に侵略されたり、圧迫された中国で生まれてきた民族主義は、国家の独立と民族解放をめざした救国主義である。

現代中国の若い知識人の民族主義は、国内政治においては、自国の文化と伝統を否定したり、蔑んだりした新植民地主義に反対し、国際関係については、霸権主義に反対し、国家観と民族間の平等的対話と協力を求めることがある。これは現代中国の若い知識人における民族主義の主流であり、『ノー

といえる中国』の中で筆者が述べようとした主要点である。侵略戦争に苦しめられた中国人民は平和を望み、平和な国際環境のもとで自国の経済を発展させようと考えている。

ただし、『ノーといえる中国』のなかには、厳密な分析が欠けてい

ると同時に、注意すべきいくつかの問題も存在する。

たとえば、アメリカの経済状況と将来の発展に関する見方、アメリカの政治家の素養についての評価、今後の世界における中国の指導力の予想、といった問題である。アメリカは世界一の経済力を持ち

続いている国であり、アメリカの政治家は無知な人間ではない。中国はアメリカに代って世界の指導者になろうとしているのではなく、世界の平和と発展に貢献しようとしているだけである。

(孫仲満 京都大学客員研究員)

## ◆21世紀の食糧問題

### 22年ぶりの食糧国際会議

昨年11月13日～17日、ローマで国際食糧農業機関（FAO）主催の「世界食糧サミット」が開催され、「世界食糧安全保障のためのローマ宣言」と行動計画を採択した。宣言は、現在推定8億4千万人といわれる世界の栄養不足人口を2015年までに半減させるとした。

世界の食糧問題と栄養不足の解消は、地球環境問題とともに長年の課題であるにもかかわらず、この問題で国際会議が開催されたのは実に22年ぶりのことであった。しかし、この会議への出席者の顔ぶれをみても、先進国がこの問題に積極的に取り組んでいるとは思われない。出席者で大物といわれる是中国の李鵬首相、キューバのカストロ首相、インドネシアのスハルト大統領、ローマ法王ヨハネパウロ2世ぐらいで、先進国は日本も米国も農相レベルにとどまり、数年前リオで開催された地球環境をめぐる「地球サミット」と比較してかなりさみしいものとなった。

### 「ローマ宣言」をめぐって

会議では、先進国間で、食糧輸出国と輸入国が対立し目立った。まるで1999年から始まるウルグアイ・ラウンド農業合意改定交渉の前哨戦のようであった。米国や豪州などの穀物輸出国は、世界の食糧の増産を進めていくうえで市場メカニズムの重要性を訴え、日本などの食糧輸入国がいっそう農産物の自由化を進めることができ、これが世界の食糧増産につながると主張した。

これに対し、日本やEUなどの輸入国は、国内や域内の生産増こそが基本であり、国内や域内での食糧自給体制を強化し、国際的な穀物相場の上昇は、途上国の穀物輸入を困難にし、栄養不足人口の増加につながるとして米国などの主張を批判した。中国なども基本的には食糧の安全保障は自給体制の確立が基本であると主張し、農産物の自由化による食糧問題の解決を主張したのは少数派にとどまった。

食糧問題をめぐる途上国と先進国の対立は、この会議では、カス

トロ首相が「飢餓とは資本主義国、大国の消費主義が生んだ大量殺戮行為である」と主張して、先進国に対してもっと積極的な援助を訴えたのが話題を呼んだくらいで、全面的な対立とはならなかった。

しかし、現在でも8億を超える世界の栄養不足人口問題を解消するうえで、先進国が果たすべき役割は大きいと思われる。途上国自身が食糧自給力を高める努力は必要だとしても、カストロ首相が言ったように、日本など途上国から食糧を大量に輸入している国の大量消費にもその責任の一端はあると思われる。

### 21世紀の食糧予測をめぐる論争

この会議の開催を前にして、レスター・R・ブラウンなどが中心となって設立されたワールドウォッチ研究所が21世紀の世界の食糧予測をめぐって『食糧破局』（“Tough Choice”，今村奈良臣訳、ダイヤモンド社）という本を出版した。

この本は、21世紀の世界の食糧予測について、FAOや世界銀行のそれは楽観的すぎるとして、批判し、21世紀の世界の食糧危機の危険性を訴えている。

FAO、世界銀行とワールドウォ

チ研究所との将来の食糧予測をめぐる論争は、1990年代に入っての世界の穀物生産の伸びの鈍化を一時的なものとみるか、構造的なものとみるかの対立でもあるが、FAOの予測では、1950年代から90年までの世界の穀物生産は3倍に急増し、人口の2倍増を上回る伸びを示したが、これが今後も多少鈍化するとしても、伸び続けてるとみている。世界の栄養不足人口を2015年までに半減させる根拠もこれに基づいている。

これに対し、ワールドウォッチ研究所の主張は、90年代に入っての食糧生産の伸びの鈍化は構造的とみて、その原因は、戦後の食糧生産の急増を支えてきた条件が崩れていますからであり、近年の耕地面積の減少傾向、水不足などで戦後の食糧増産に大きな影響を果たした灌漑農地の拡大の困難、化学肥料や農薬に依存した農業生産の限界性などをあげている。

## 世界の食糧需給に大きな影響を与える中国の動向

昨年、世界の穀物相場が急騰した。この最大の原因是中国が穀物輸出国から輸入国に転落したからである。中国政府は、これは一時的であり、今後いっそう農業生産の増大に努力するとは言っているが、依然として不安は解消されていない。70年代初頭、ソ連が穀物

不足に陥り、米国から大量に買い付け、食糧危機が発生したのと同じ構図が予測されるからである。

中国は、周知のように90年代に入って、2ケタ成長を続け、国民の生活水準は都市を中心に豊かになり、食生活も変化してきている。1960年代に日本が経験したと同じように、コメ中心の食生活から加工食品の普及や肉食化が進行しつつある。

豚肉の消費量も90年から95年の間に60%も増加し、牛肉や鶏肉の消費も急増している。これをまかなうための畜産物の生産も急増している。そのため、中国の飼料穀物の消費量は80年代初頭の水準の2倍を超えており、国内の穀物生産量だけではまかなえなくなっている。

現在の中国の経済発展は、まだ沿海部中心であり、これが今後、内陸部にまで進んでくると、肉の消費はいっそう拡大すると予測される。今後、中国が飼料穀物生産に努力したとしても、どこまで自給できるか、不安の方が大きい。これは同じ東アジアで工業化によって穀物自給率を急激に低下させてきた日本、韓国、台湾の現状をみると、中国は別だとは言い難いからである。中国が穀物の大量輸入国になれば、米国が全農地を動員してもまかなうのは不可能だと言われている。

## 世界の栄養不足人口を解消するため

ワールドウォッチ研究所の予測があまりにも悲観的にすぎるとしても、FAOなどの見通しは少し楽観的にすぎるようと思われる。2015年までに栄養不足人口を半減するとした宣言を実現するには、これまでの延長線上では困難に思える。

栄養不足人口を減らすためには、たんに食糧増産を達成するだけでは無理である。これは、かつて「緑の革命」による穀物の増産にある程度成功しても、それがインドやメキシコの貧困問題の解決につながらなかったことからみても明らかである。

途上国の貧困の問題の解決は、途上国の国内の食糧の分配問題の解決なしにはありえない。途上国の圧倒的農地を支配する地主制度の改革なしに途上国の貧困問題の解決はありえない。先進国がこの地主と結託し、多大の利益を得ている多国籍アグリビジネスに対して厳しく規制していく必要がある。特に食糧輸入大国である日本の責任は重大である。総合商社などが、安いという理由だけで、世界各地から大量に食糧を輸入し、莫大な利益を得ていることに対して日本の消費者がそれを甘んじて受け入れている責任は大きいと思われる。

(江尻彰 大阪電気通信大学非常勤)

## ◆大阪府堺市〇—157禍のなかで

情報の少なさ

1996年の夏、私の住む大阪府堺市にある泉北ニュータウンは異様

な静けさに包まれた。普段だったら、子どもたちの歓声であふれる夏休み、戸外に子どもたちの姿がまったくみられなかったからだ。私の小学校一年になる娘が通う小

学校は、発症率が最も高い南ブロックに位置し、その中でも35%という高い発症率であった。ずっと危篤と報道されていた女の子のうちのひとりは同級生だった。

市当局の危機管理能力のなさ、縦割り行政の弊害、食材の問題などマスコミで指摘されていることをここで繰りかえすことはしないでおこう。

まず、情報のことについてふれておきたい。臨時休校になるほど子どもたちが集団発症していることはわかっていても、情報はマスコミ以外ではなく、テレビや新聞で報道されることだけが、知り得る全てだった。集団発症から4～5日後、ニュータウンの中でデマが流れていることを知った。確実な情報が全くないまま人が集まれば、今、自分たちが最も知りたいことに話が集中するのは当然である。確かな根拠もないまま、あそこのマンション、あそこの棟に発症者が多いようだという類の話がひろがっていった。

これはまずいと思って、翌日、子どもが通う小学校に電話をいた。学校は日々確実に発症の数をつかんでおり、学校はそれを父母にフィードバックすべきだと伝えた。女性の教頭の対応は、誠意は感じられたが混乱の極みといった感じだった。ほぼ同じ頃、父母がその時最も知りたかったこと、つまり小学校別の発症率、自分の校区の相対的位置、給食関連の設備の問題点などが記されたパンフ(議会だより臨時号)が戸別に配布された。発症率の他、そこにはおそらく全市民に知らされたものとしては最初に、集荷場から学校までのトラックに冷蔵設備がないこ

と、学校に食材が届けられてから調理員によって調理されるまで常温で棚に放置されることなどが記されていた。それはその時、私たちが一番知りたいことだったが、それが「市民派」の女性市議のゲリラ的ともいえるパンフでのみ可能だったことは皮肉ではあった。

### 説明会の開催

さて、8月31日に、小学校とPTAの共催で、父母と地域住民に向けて説明会が開かれた。宮崎教育長ほか数名の当局者が出席していることもあってか、テレビ・カメラの放列のなかでの会合となった。市当局への批判、給食設備、専門知識の必要性など10人近くの発言のあと、一人の母親がその場に調理員が参加しているかどうか確かめたあと、次のように発言した。「調理員の人は今回のことどう思っているのか」「うちのおとうちゃんより高い給料を貰っていながら悪いと思っていないのか」「入院している子どものところにいくて謝ったのか」

いくつかのテレビ局でこの会合は報道されたらしいが、おそらくこの発言は編集段階でカットされただろう。しかし、泉北ニュータウンの有力な地域紙で、給食調理員の給与や条件に関する悪意あるキャンペーンが、ここ半年近く続いていることを考えるなら、この反応は当然のものかもしれない。むしろ、そこここの立ち話や井戸端会議での一つの論調になっているからこそ、この会合での発言となつたのだろう。

この発言に続く50代と思われる調理員の回答は実に見事なものだ

った。勤続20年以上の公務員としての給料をもらっており、事務職員の8割であること、正規の調理員、非常勤職員、パートの組み合わせで一人の調理員あたりの児童数は195人になり、これは堺で最も多い人数であること、熱湯消毒専用の大鍋を20年前から、食材保管用の冷蔵庫も13年前から要求していること、またマスコミでは堺では3日分の給食しか保存していないと報道しているが、現場の判断で6月段階からスペースを工夫して1週間分の給食を保存していたこと、集団発症後、この分を市に對して早く検査してほしいと要求したがなかなか来て貰えなかったこと、ゼリーなどの密閉容器にはいったものも検査してほしいといったが、そんなものまで検査できないといわれたことなどを、抑制した口調で語った。

問題の性格上、非常に厳しい立場で調理員がこの会合に出席していたことは、発言のあと、席へ戻った彼女がしばらくのあいだ顔をおおったままだったことからもよく分かる。なおかつ、その言葉の端々に、自分の職場と今までにしてきた仕事への愛着と自負が感じられて、私は何十年かぶりに「働くもの的心意気」という言葉を思い出していた。

最後の挨拶で、校長は目の前にいる当局者を気にしつつ、「今回のことでは、私も行政にはいいたいことがたくさんあります」といつて言葉をのんだ。管理職としての精一杯の当局への批判であった。学校には何回となく失望と幻滅をあじわってきたが、まんざら捨てたもんじゃないと感じることのできた一瞬だった。



とはいって、最後に次のことをつけ加えておかねばなるまい。予定時間の中頃、宮崎教育長は、次に予定されていた他の小学校の給食施設の視察を理由に、市当局への何人の批判が集中したまさにそのただなかで、その場を退席したのだった。

(9月5日記)

## 追記

上記から3ヶ月が過ぎた。その後の堺市の対応は相変わらず、市民の方には向いていない。「異例の」金銭補償がすむなか、12月に入り、市が「無い」といっていた9月以降の発症者が実際には5人もいたことが、市民からの指摘で調べ直して「確認」された。金銭補償も画一的で、父母の感情にそつものにはなっていない。12月20日には、堺市の全小学校長をはじめ計118人が処分されたが、宮崎前教育長は、12月5日付で市の外郭団体

である堺市教育スポーツ振興事業財団理事長に天下りし、人事権がおよばず処分はなかった。

そんな中、私が伝えたいと思うのは次の2点である。11月19日の給食再開に向けて、11月9日に再度説明会が開かれた。父母から新教育長に向かって説明を求める発言が続いたが、4時間にもおよぶ説明の中で、ただ1度だけ会場いっぱいに拍手が起った。それは、8月31日の説明会で「謝ってほしい」と非難され、発言したあの調理員の女性が、給食再開に向けての堺市の対応を批判し、その中でも最善をつくしたいと決意を述べたときだった。短い時間で父母はどこに問題があるかを学んだのだ。

給食は再開されたが、11月19日の給食辞退者は295人で、児童数の4割ちかくにおよんだ。年度内は調理員の増員はなく、しかも消毒などの調理マニュアルは格段に厳

しくなったため、パンとシチュー、パンとおでん、パンと肉じゃがといったメニューの繰り返し。米飯はない。弁当をもっていくことができるが、事前に給食か弁当かを書いて出さなければならない。そんな中で見られたのが「隙間のフレキシビリティ」とでもいったらよいのか、たとえば娘は「給食を食べます」と書いて出しているが、時々大好きなソーセージパンとジュースをもっていったり、ほとんど毎日デザートとして果物をもっていっている。こんな小さな自由さえ通常はありえないことを思えば、子供たちの知恵を喜びたい。

ただ、娘と同じクラスの女の子は、あれから5ヶ月、まだ意識が戻らない。血色もよく、今にも動き出しそうに見えるということなのだが……

(黒田慶子)

## ◆知事の公告総覧応諾後の沖縄問題

### 県民投票その後

一昨年の9月4日、あの忌まわしい暴行事件が発生し、県民は怒り悲しんだ。10月21日、宜野湾市のみ海浜公園で沖縄県民総決起集会が開かれ、8万5000人が会場を埋め尽くした。宮古群島、八重山群島でもそれぞれ3000人が結集し、沖縄全体で9万1000人の人々が総決起し、空前の規模の大会となった。

大会は、次の4項目の要求を満場一致で決議した。①米軍人の綱紀を肅正し、米軍人・軍属による犯

罪を根絶すること。②被害者に対する謝罪と完全なる補償を早急に起こすこと。③日米地位協定を早急に見直すこと。④基地の整理縮小を促進すること。

そして、沖縄のたたかいは大田知事を先頭に、自治体ぐるみのたたかいへと発展し、全国で初めての県民投票という闘争形態を産み出した。昨年9月8日の県民投票では、屈辱的な「地位協定の見直し」と「基地の整理縮小」に「賛成」か、「反対」かが問われた。結果は、賛成91.26%、反対8.7%であった。一昨年の10.21県民大会以来、高校

生たちも米軍基地の実態やそこから派生する基地被害、屈辱的な地位協定に関心が集まり、県民投票の前に「模擬投票」を実施している。

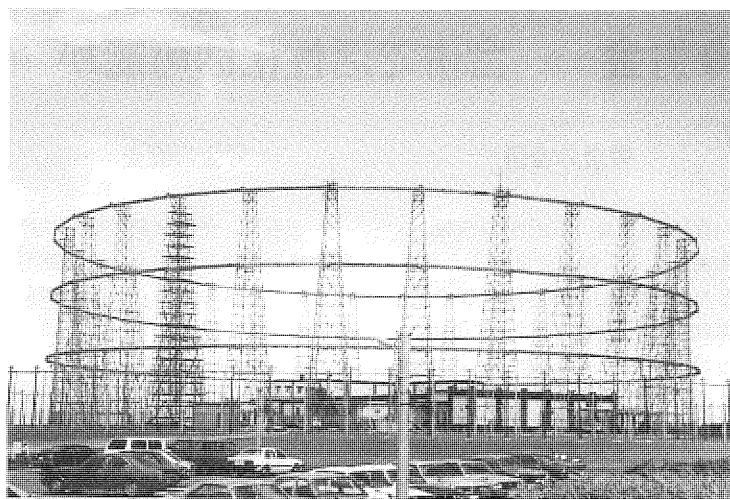
県民投票の2日後に、大田知事は橋本首相と東京で会談した。そして、橋本首相は沖縄に対する謝罪と反省を示し、沖縄振興開発のための特別調整費（手付金50億円の札束）などで懐柔し、一方で知事が協力しなければ、国が直接沖縄の軍用地を強制収用するぞ、と特別立法をちらつかせて圧力をかけた。その3日後に、知事は米軍基地強制使用のための公告総覧を代行する、と発表した。結局、大田知事は橋本首相の「経済問題へのす

り替えの術」にはまりこんでしまった。

一昨年の県民大会や昨年の県民投票の要求（基地問題）に対して、変わったのは知事の態度だけで、政府は何の変化も示していない。いや、それどころか県民要求を逆手にとて、普天間基地「返還」と引き替えに世界最新鋭の1300メートルの滑走路をもつ全長1500メートル海上基地の建設を持ちだしてきただのである。知事の代行応諾によって、安保問題を総選挙の争点からとりはずすという負の役割を果たしたのだ、との批判も少なくない。「模擬投票」を成功させた高校生の代表も早速知事にあい、その真意を問うている。

### たたかいの広がり

このように、一時ぎくしゃくしたもの、沖縄のたたかいはこれからが本番。沖縄県収用委員会は、今年の2月21日から反戦地主の軍用地強制収用のための公開審理に入る。しかも県収用委員会は5月14日まで3000件にのぼる審理をこなさなければならない。前回の審理（5年前）には、9ヶ月かかっている。「法治国家」の政府が、国民の土地を法的根拠なしに不法に占拠する可能性が出てくる。知事を懷柔した政府は、県収用委員会に対してさまざまな圧力をかけてくるであろう。県収用委員会が圧力に屈せずに公正な審理を淡々と行えば、多くの基地に期限切れが生じ、政



府は大規模な不法占拠状態に追い込まれることになる。この矛盾を解決するために政府は、またぞや特別立法をもって、県収用委員会抜きに沖縄県民の土地を取り上げる暴挙にでてくる可能性が起きてくる。まさに有事立法である。沖縄問題が全国問題といわれるゆえんがここにあるのである。

沖縄のたたかいは、今や全国に、そして全世界に、大きな連帯の輪となって広がりつつある。95年11月の那覇市・小禄高校体育館での日本平和大会、96年1月15日の那覇市・与儀公園における沖縄連帯集会、同年3月31日の東京・亀戸の中央連帯集会、11月の東京・横田の日本平和大会などがあいついで開催された。同年11月に琉球大学で行われた「日本科学者会議11総学」でも沖縄問題が大きく取り上げられた。このほか、大小さまざま

学習会、講演会、シンポジウムなどが全国各地で無数に行われ、アメリカを初め国際的にも運動は着実に、広く、深く広がっている。

昨年4月に行われた日米首脳による「日米安保共同宣言」で、（アメリカの）「極東有事」などの際に、日本全土の民間空港や港湾を閉鎖して、米軍が独自に使用し、油などの物資や役務を米軍に提供させ、日本から出撃する米軍の行動に自衛隊を積極的に参加させることを要求し、日本政府がこれに協力を約束している。また、ちまたに解釈改憲や明文改憲論者の巻き返しも強まるであろう。日米安保体制堅持を許さない強力な運動の大きな流れの構築が求められている。沖縄問題は、いよいよ全国的問題の突破口となってきた。

（野原全勝 沖縄国際大学）

## ◆労金——合併で活性化は可能か

### 労金の合併

近畿7労金は、10月31日午後、3年後をめどに対等合併すると発表した。予定通り進めば3年後には1兆2000億円の資金量をもつ仮称・近畿労働金庫が誕生する。ちなみに全国の労金の総資金量は約1兆円、日本の預貯金総額に占める比率は約1%である。

労金は、生活協同組合主体での1950年6月の岡山県勤労者信用組合設立、労働組合主体での1950年11月の兵庫勤労者信用組合設立を嚆矢として、全国の都道府県に設立された協同組織金融機関である。1953年に労働金庫法が成立し、独自の金融業態を確立した。労働金庫法では労金の設立発起人となれる会員は、労働組合および消費者生活協同組合ならびに公務員等の団体（官公労組）等であり、その実質は労働組合中心の労働者金融機関である。

労金設立当初は、組合活動資金、生協活動資金、賃金、生活資金中心の融資を行う金融機関であったが、高度経済成長を経るなかで耐久消費財購入資金や住宅資金への融資に比重がうつり、近年は消費者信用供給機関へと純化する傾向にある。

### 労金の歴史

ところで、労働金庫の歴史は経営危機の歴史でもある。会員や利用者のニーズもあるが、経営の危機感が統合合併へのエンジンとなってきた側面も大きい。

労金は、1970年代以降だけをみても銀行の消費者信用攻勢や住宅ローンへの積極進出により、激しい競合にさらされる一方、機械化の面でも大きく遅れをとってきた。また、内国為替取引が認められていなかったこともあり、公共料金の受け入れ等の業務に算入できなかつた。漸く、改正労金法により1981年に内国為替取引が承認され、内国金融機関として金融の3大業務（預金・貸付・為替）が可能となつたが、金融自由化の進展による金利競争により利ざやが大きく圧迫され、経営合理化が焦眉の課題となっていた。

労金の現在の収益は、バブル崩壊による史上空前の低金利政策のもとで、回転差益の恩恵もあり順調であるが、短期資金による長期貸付という資金構造を特徴とする労金では、金利上昇局面における回転差損の発生への対処が、今後の大きな経営課題としてのしかかる。

労金の統合合併論は、1960年労金協会総会で長期展望として構想が打ち出され、1969年には、1971年10月合併予定での第1次労働金庫

全国統合案による合併調印というところまでいったが、監督官庁の拒否、労働団体の足並みの乱れなどから流れた。その後、糾余曲折を経て、1992年地域合併後時期を得て、全国統合を果たす構想が打ち出された。近畿7労金の合併発表は以上のような流れの中でなされたものである。

### 経営危機を解決できるか

ここで、統合合併のメリット・デメリットを論じている紙数の余裕はない。問題は、統合合併だけで労金は経営危機を解決し活性化できるのか、眞の社会的責任は果たせるかである。労働組合を取次店あるいは代理店として労働者と関係をもってきた労金は、労働者と点でつながっているにすぎない。組織化の原点において、生活の中に分け入り、地を這い、面でつながる努力を重ねてきた消費生活協同組合と労金の大きな違いがここにある。点よりも面での結合基盤をもてば、経営の安定につながる。今後、労金が眞の社会的責任を果たしていくためには、勤労者の生活の中に分け入り、労働者から生活者を対象とする金融機関へ成長することが求められ、点から面への活動展開が必要となろう。統合合併だけでは面展開効果は期待できない。労金と生協の発展的な協力関係の構築、そこに労金活性化の切り札となる大きな可能性が存在するのではないだろうか。

(労働金庫勤務／大阪経済大学非常勤講師 山西万三)

## ◆ 「重複立候補」を擁護する

最後の最後まで実施するかどうかに躊躇のあった「小選挙区比例代表並立制」による総選挙が執り行われた。選挙結果は、自民党と共産党の躍進、民主党の伸び悩み、新進党の微減、社会民主党の敗北というもので、マスコミでは選挙制度改革推進軍団の敗北・反対派の勝利という皮肉な結果となったという評価がなされた。

ところで、選挙が近づくにつれて、マスコミが正当にも今回の選挙制度がはらむ諸問題に目を向けだした。小選挙区制は、一選挙区内の相対多数の得票を得た候補者が一人当選する制度である。それゆえ、複数候補者の競合する選挙区では、多くの死票ができる。また、選挙区が小さくなります「金権政治」が横行するなどである。また、このような選挙制度批判と並んで、マスコミが広く喧伝した批判に「重複立候補」問題がある。

重複立候補とは、小選挙区候補者が全国11のブロックの比例代表名簿にも登載される制度である。重複候補者は、小選挙区で敗れたとしても、彼の所属政党が記載した名簿順位が上位である場合には、比例代表選挙において当選する場合がある。いくつか特徴的な事例があるが、たとえば奈良1区の場合、小選挙区で当選した新進党的高市早苗以外に、3位の共産党辻第一、4位の民主党家西悟が復活当選した。しかも4位の家西候補の場合、法定得票数にも満たない得票で復活したものだから、多くのマスコ

ミで今回の選挙制度がはらむ欠陥として取り上げられた。

だが重複立候補はそもそもそれほど大きな欠陥なのだろうか。いやその前に欠陥と決めつけてよいのだろうか。私は重複立候補自体何ら問題ではないと考えている。そもそも今回の選挙制度改革は、政策で対抗すべき選挙戦が人物本位で選ばれるため、金権腐敗を生み出しやすいという理屈で進められた。このような言説はなんら証明されたものではないにしても、選挙は本来政策を巡る政党選挙であるべきだという理屈からいふと、小選挙区にせよ、比例代表選挙にせよ、これは政党間の得票を巡る争いとなるわけであって、それ自体改革の主旨からいって非難されるべきことではない。この点は重要である。選挙制度改革は、個人の候補者の争いであった（その意味では一部を除いて「政党」は後景に退いていた）従来の選挙を、政党選挙に変えたということである。

政党は本来、選挙にあたって政策綱領（プログラム）を発表し有権者に信を問う。政党は集団として政策実現のためのもっとも効果的な人員配置を考える。小選挙区でも勝利する可能性があり、どうしても人材として必要な候補者を比例代表にも掲載するのは、政党として当然の行動である。仮に小選挙区においてほとんど泡沫の位置にしかとどまらなかつたとしても、比例選挙において当選ライン

を超えたという場合には、有権者総体がその政党に対し一定の信を与えたのであって、政党は自らの政策綱領の実現のためにも小選挙区落選候補者を復活当選させるのになんら問題はない。この場合、この落選候補者は小選挙区有権者の手を離れ、身柄は比例代表ブロックの有権者にゆだねられたのである。そこのところを混乱させた議論が多すぎるように思う。

私は、比例代表による選挙をもっとも推賞するものではあるが、現行の制度を前提とした場合に、重複立候補を含む比例代表部分は数少ない「すぐれた」制度であると考えている。もちろん、いくつかの修正も必要であろう。確かに、改革すべき点はある。

それは重複立候補による復活当選ではなくて、惜敗率による復活当選者の決定である。

比例名簿の当選者を部分的に小選挙区得票にゆだねた制度であるが、これは政党主体の選挙をゆがめるものである。何度もいうようだが、選挙とは政党が実現すると公約する政策を巡る争いであって、その中で比例名簿はその政党にとってもっとも効果的な人材配置を示した「公約」である。同順位の名簿登載者の当選を有権者にゆだねた場合、いったい有権者はどのようにして比例の政党を決定したらよいのだろうか。この点をこそ、第一に問うべきであって、重複立候補は欠陥でも何でもない（ドイツではキリスト教民主同盟のコール首相が小選挙区で落選し、比例で復活している）。

（神谷章生 三重短期大学）

## 大塚史学を超えて—尾崎芳治先生に聞く—

今回は経済史の尾崎芳治先生に、大塚史学、労働指揮権、イデオロギー論などについてお話をうかがいました。以下は、1996年8月5日に尾崎先生のご自宅で行われたインタビューをまとめたものです（聞き手＝岡田知弘・大西広）。

### 子供の頃

—— 子供の頃のことについて聞かせて下さい。  
**尾崎** いつも本に飢えていました。何とか手に入る本、といつても児童書とはほとんど無縁でしたが、とにかく吉屋信子から淨瑠璃本「心中天の網島」まで手当たり次第に読みました。活字であれば何でもよくて、新聞もわかつてもわからなくても、すみずみまで読んでいました。あまり寝ころんで本ばかり読んでいたので、母が、体が悪いのではないかと心配して、おかげで片道2時間もかけて、5年生の一夏、市内の病院に通わされた記憶があります。

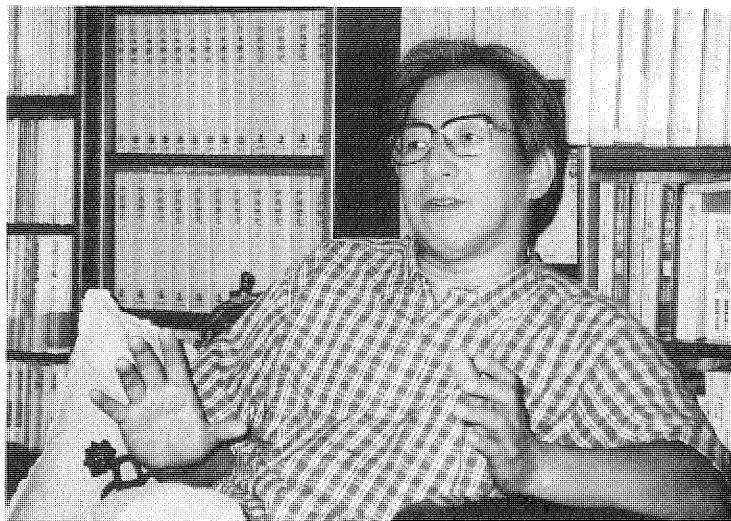
小学校2年生の12月に太平洋戦争が始まり、4年生ぐらいからはおおかた勉強になりませんでした。空襲や、防空演習といった「教練」とくに出征兵士の見送りの行事に、大幅に時間をとられたからです。やがて「陛下に召されてお国のために」戦死した兵士の墓標が村の墓地に増えていきました。それでまた「英靈」を迎える行事に時間をさかれることになったわけです。僕たちは多かれ少なかれ軍国少年でした。

### 高校から大学へ

—— 大学はなぜ経済学部を選択されたのでしょうか。

**尾崎** 中学3年の時、中学の先輩である、西村豁通先生（現同志社大学名誉教授・社会政策）の教えを受けたことが下地としてあった、といえばいいえます。しかし、いざ進学の時になって、僕が本気で行きたかったのは、商船大学です。船に乗ってみたいという夢をもっていました。さもなければ東京の私学の文学部でした。しかし、どちらも誰も本気にせず、先生も全然相手にしてくれませんでした。

父はたまたま建設省の官僚とつきあいがあつて、東大法学部への進学を望んでいました。しかし、これはもう自分でも全く向いていないと思いました。それで、なかなか決まらず、担任の先生のお宅によばれたあげく、先生からは「第1に、尾崎君は法学部のような、こつこつ努力を要する分野には向いていない。第2に文学志望は、先行き不安定だ。文学部と法学部の間に経済学部がある。これで決めなさい」と言わ



### おさき よしほる

#### 略歴

1933年 京都府に生まれる  
1955年 京都大学経済学部卒業  
1961年 京都大学経済学部助手  
1983年 京都大学経済学部教授  
1996年 名城大学経済学部教授

#### 著作

『市民革命の理論』(共著)  
有斐閣, 1957年  
『イギリス革命の研究』(共著)  
青木書店, 1962年  
『新マルクス経済学講座』(共著)  
有斐閣, 1973年  
『講座 現代経済学』(共著)  
青木書店, 1978~82年  
『経済学と歴史変革』  
青木書店, 1990年

れました。じゃあさしあたりそうするか、ということで、1951年に京大経済学部に入りました。実にいい加減です。本音は文学への志向をすていなかつたのです。

1回生の時には『資本論』を、さきの西村先生をチューターに、友人と一緒に読んではいましたが、依然として関心は文学に傾いていたと思います。ところがこの年の11月12日に、いわゆる「京大天皇事件」が起こりました。越えて42年の4月17日には、政府が前年の講和・安保両条約と連繋するかたちで、破壊活動防止法、公安調査庁設置法などの治安立法を国会に上程しました。このいわゆる破防法は、折からの再軍備の進行・公職追放令のあいつぐ解除ともあいまって、戦前の治安維持法を連想させるものでした。これを阻止しようとする運動が大きく拡がりました。

2回生になったとたんに、この運動の渦にまきこまれたわけです。クラス討論のなかで発言しているうちに、僕はいつのまにか、前へ前へと押し出されて、気がつくとクラスの代表の1人のような位置に立っていました。

この破防法阻止の運動のなかではじめて、経済学を本格的に学ぼうと決心しました。この時期半年ほどの間に、戦前・戦後の日本資本主義論争やその関連の主要な文献を読みました。その過程で、学部に進んだら、経済史の勉強をし

ようと決めたのも、僕にとっては自然な成り行きだったわけです。

### 大塚史学について

——先生は大塚史学に対して批判的な立場をとられていますが、それはなぜでしょうか。

尾崎 明治以後の知的伝統のなかに2つの流れを区別できます。現実主義（国権論）と理想主義（民権論）です。前者は常に権力に寄りそつており、後者は権力に対する一定の批判のカウンターバランスとしての役割を担ってきました。僕は、大塚史学を後者の流れの中の最良の所産の1つとして、高く評価しています。

しかしわゆる「批判的比較史」に拠っては、日本資本主義がまとってきた奇妙な衣装や、醜悪な皮膚や尻尾を斬ることはできても、その骨まで断ち切ることはできません。それはあたかも、この「比較史」に拠っては、比較の基準的位置を占める欧米資本主義には、前提上、かすり傷1つ負わせることができないのと同根だからです。ここには、欧米資本主義も日本資本主義も、いずれも資本主義だ、という自明の事実を批判的に見る眼が欠けているのです。

多くの人々は、過ぐる大戦における連合国対枢軸国という対立を、民主主義陣営対ファシズ

ム陣営の対立としてとらえ、前者の勝利に終わったことを歓迎しました。しかしこの構図の前では、大戦がいずれの側（いまや「ソ連」を含めて）についても、帝国主義の2大集団の霸権争いであった、という紛れもない事実はかき消えて見えません。大塚史学は、この構図とも親和的です。

この種のいわゆる「視座」からは、双方の犯した戦争責任から徴兵、大量虐殺、略奪、暴行、従軍慰安婦問題まで、すべてが説明不可能だ、という事を想うだけでも、その限界は明らかです。

僕のこの言い方は、決して今になってのあと知恵ではありません。むしろ少年の日に見聞きした占領者アメリカ軍の、この列島の住民の人格と尊厳に対する抑圧者・凌辱者としての、あれこれの事実が、実感的裏づけとなっているものです。

## 労働指揮権について

—— 「労働指揮権」という概念に注目されたのは、どのような経緯からでしょうか。

尾崎 経営史の講義をすることから得た成果です。

経営史学は、もともとアメリカで反独占運動の攻撃にさらされていた巨大資本を擁護するための独特的歴史理論を前提として、意図的に作り上げられたものです。最初から巨大資本のスポンサーがついており、巨大資本を歴史あるいは社会のポジティブな推進・形成要因として位置づけ、かつこのいわば「経営史観」とでも呼ぶべき新史觀を、市民教育のレベルにまで普及することを任務として作り出されました。日本でも事情はよく似ています。したがって、経営史では概して資本批判は全部抜け落ちてしまいます。

それでは、企業経営をとらえるには、資本の運動の何を押さえたらいいのか、『資本論』を読みながら、労働に対する資本の指揮権こそそれだ、という結論に辿りつけました。指揮権というのはかなり長い由来をもつ概念で、ホップズ

からスミスが引き継いだものです。所有とは指揮権である、というのは『諸国民の富』を読んだ人なら知っている言葉です。マルクスはそれを、運動する資本の核心を指示する概念として活かしました。

労働に対する資本の指揮権の専制的性格の前進の対極に、マルクスが位置づけたのは、もちろん労働する側の貧困です。すなわち彼らの受ける支払いのいかんに関わらず、労働者からの労働の疎外によって必然化される、労働力そのものの破壊・萎縮・労働からの内容剥奪・搾取と隸属の強化・精神的退化、などを包括したものとしての貧困の増大だったのです。

## イデオロギー論への取り組み

—— イデオロギー論、意識論などについてもいくつか論文を書かれていますが、そうした分野への関心が生まれたことには何かきっかけがあったのでしょうか。

尾崎 イギリス革命を研究するなかで、およそ社会変革にあっては、膨大の大衆の日常意識が、ときには自己変革をとげることで大衆そのものを巨大な変革主体に生成させるのかと思えば、またときには逆に、ストラウス・クォを長期安定させるバラストとしての役割を演じもすることに気づいたこと、これがきっかけの1つ。

『資本論』が「経済学批判」という副題をもっていることは、誰でも知っています。しかし、この副題の意味は、となるとそれは言えない。一般には、「先行経済学説の批判的摂取」といったふうに言い直すことで、何となくわかったことにして、すまされている。しかし、これは単なる同義反復でしょう。『資本論』のなかで、マルクスは、僕の理解によれば、資本が労働者の日常意識を、流通幻想（第2篇）——労賃幻想（第6篇）のワク内で不斷に再生産させるように運動し、そのことによってはじめて資本の蓄積（第7篇）を可能にしていることを、指示しています。つまり労働者の日常意識は、たんに空なる虚偽意識ではなくて、資本の現実の運動に根拠をもっている虚偽意識なのです。だとすれば、

労働者の日常意識をこの幻想世界から解放することが、資本を解体する大事業の第1の、必須の課題とならざるをえない。「ほらこの男の見解を聞いてごらん。君もそっくり同じように考えているでしょう。だがこの男の見解がこんな風に間違っているように、君も自然とはまりこんだ思いこみにとらわれているのですよ」。『資本論』を読むなかで、経済学を批判するマルクスの声が、同時に読み手としての労働者を説得する声として、いつも聞こえてくるように、僕には思えてならないのです。

ですから、いわゆる経済学の批判でもあるでしょうが、それ以上に、労働者の日常意識と共に鳴しあっているような、そこに表白されている経済意識の批判、といったほうが、いっそう実相に近いとも言えます。こうした点に思い至ったこと、これが今1つのきっかけです。

## 『経済学と歴史変革』以後

—— 『経済学と歴史変革』をまとめられた以後の問題意識について聞かせて下さい。

尾崎 本をまとめたことによって、それ以前に思ってもみなかつたことに気がついたということはあります。あのような形で資本と賃労働と土地所有があるとは最初から思ってはいましたが、思っていた以上にマルクスの基本的な骨格がそこにあるということに気がつきました。それと同時に、退官講義で言った、住民総体概念、それが一番大事なことだと気がついた。

人間の生活の生産と再生産の解明が、マルクスにとっての経済学であり、ケネーやスミスにとってもそうです。たとえば「経済表」は社会としての、住民総体がいかにして生活を生産し、再生産するか、その条件を算術的に図示したものです。この発想はすごいと思います。その際に片や土地があり、片や労働する人間がいて、それで一社会の住民総体の生活の生産と再生産が行われる。ケネーはやはり生活の生産論者であることにおいて、経済学者なので、と僕は思いました。

スミスは「土地が労働する」とまで言って、

土地自然の重要な意義をケネーから学び、同時に労働する人間については、ケネーよりももっと透徹して普遍性をもたせて議論しています。それは、『諸国民の富』を読んでみればわかりますが、年々の労働は当該の国民の生産手段の元本だ、という言い方からスタートします。大地と人間との労働を介しての不斷の交流による生活の生産と再生産、マルクスはこの点をケネースミスから学び取ったと言えるでしょう。パリ草稿あたりからずっときれいに跡づけられると思います。

「生活者」というのは、生産者に対する生活者ではなく、生産者としての生活もあり、消費者としての生活もする生活者です。こうした生活者の集団、そこを出発点にしないと人間社会は解けません。

民族の問題があります。クロアチアとセルビアでは言語は大阪弁と京都弁ほどしか違っていない、片方はトルコの支配、もう片方はビザンツの支配を受けていましたから、そのくらいの違いはあるでしょうが、元来大したことではないはずです。にもかかわらず、銃声一発でたちまち「民族浄化」などという無惨な相互殺戮にまで事態を発展させた。そこには、ナショナリズムをあおることで、自分たちの利益を確保できる集団が存在することを思わせます。

最後に、国家の問題です。国家がいたるところであやしげなものとして現れてきました。巻町の町民投票についてみればわかりますが、現にそこで生活している人間の幸せとつながらないような国益、国家の施策とはいいったい何か。沖縄の人の幸せを伴わないような「国益としての安保条約」、というときの「国益」とはいったいなんでしょう。

民族と国家にしか触れませんでしたが、この種の自明のものとして受け取られている多くの社会的法規定制や観念が、どうして生まれ、どのような役割を演じてきたか、世界史の中で洗い直しておく必要を痛感しています。

## 若い人へのアドバイス

—— 最後に若い人たちへのアドバイスなどを  
お願いします。

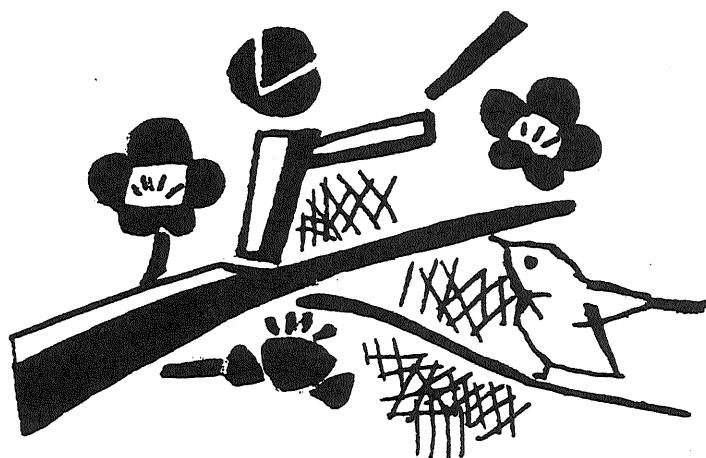
尾崎 「現実」に適応的に生きることは、よほど用心しないと危ないことです。そのような生き方は、いつでも安穩に暮らしていける、一見安全な道です。しかし、多くの人がそうすることによって、ファシズムや日本の軍国主義も育てられました。ナチズムはワイマール憲法を廃止しなかったのです。解釈改憲でナチズムへもいけるのです。真実は、いくら「現実」前で空想的に見えようとも、真実である限り、真実といわれなければなりません。

たとえば憲法は天皇制の存在を認めていますが、それが非合理であることにはかわりがありません。しかも天皇制が果たしている役割は、

あらゆる非合理主義と保守主義的傾向の源泉です。大衆を資本の思うところへ精神的に動員するための道具として有効な役割を現に果たしています。戦前と異なるのは、新聞やテレビを通じて有名人という新しい身分集団ができあがっていることです。マスコミに頻繁にでる人は顔と名を知られているというだけで、一定の特権を獲得しています。このいわば新貴族——日々つくられ日々使い捨てられている連中をどのようにして動かすかは、現在では社会的に大衆を操作していくうえで重要です。この点で、天皇の園遊会や叙勲がどれほど大きな役割を演じているかを考えてみて下さい。

星条旗・菊・資本・文部省・原発等々、すでにタブーだらけになりつつあります。社会科学者はどんなタブーからも自由であるときにしか、真に創造的ではありえない。これだけは確かです。

—— 本日は長時間ありがとうございました。



# ポスト福祉国家政治と 市民的自立

「国際化」「地球一体化」の荒波は、これまでの一国主義的な福祉国家を激しくゆさぶっている。ジェソップの提起、市民社会論をふまえて、打開の方向を模索する。



YAMAGUCHI Yasushi

山口 定

## I はじめに

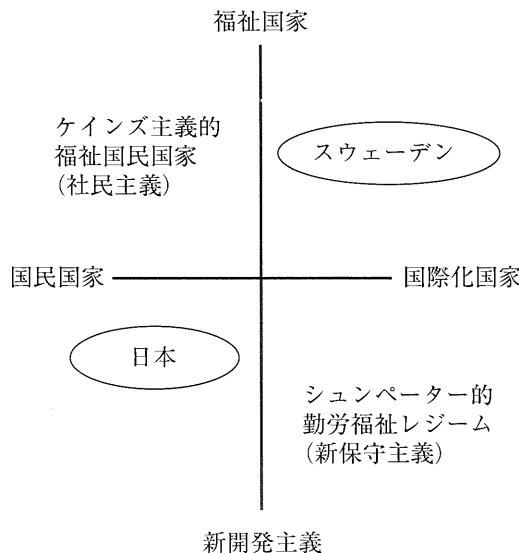
私が、日本政治学会の年報委員長をやっていた時に、福祉国家問題をとりあげましたが、その過程で、東大の社会科学研究所が福祉国家に関する共同研究の成果をちょうど発表しておりましたので、関係者のヒヤリングを行いました。その時、関係者たちの最大の苦労は、当時まだ強く残っていた「福祉国家まやかし論」の克服であったと聞きました。昔は、こうした状況のもとで、長年の間、福祉国家の正面からの研究ができずにいましたし、現在でも、まだまだたち遅れは克服できていないという印象を持っています。その後、私は『政治体制』(東京大学出版会、1989年)という本を書きましたが、それを読んだ総評センターの事務局長が私を訪ねてきて、労働組合のアイデンティティ・クライシ

スに対する回答となるようなものをつくってほしいといわれ、その結果生まれたのが『市民自立の政治戦略』(朝日新聞社、1992年)です。この中で私は、労働組合の今後の存在意義は「職場の市民運動」となることであり、それしかないという結論にたどり着きました。ついに労働組合運動が市民主義者に乗っ取られたと、労働組合の活動家の反発を受けるかと思いましたが、当時総評センターに残っていた人は、それしかないだろうという判断でした。

## II ジェソップの問題提起

われわれが置かれている今日の状況は、依然として転換期という表現が当てはまると思いますが、この転換期の状況を整理するために、最近のジェソップの議論を取り上げたいと思います。

図 現在進行中の選択肢



これまでの「ケインズ主義的福祉国民国家(Keynesian welfare national state)」から、今や「シュンペーター主義的勤労福祉レジーム(Shumpeterian workfare regime)」に転換しつつある、というのがジェソップの提起です。それを説明するために、彼は、先進国の国家をめぐる状況の中で起こっている大きな変容として、国家の脱国民化(denationalization)、政治システムの脱国家化(destatezation)、政策レジームの国際化の3つをあげています。

以上のジェソップの提起を、私なりに整理すれば以下のようになります。縦軸に「福祉国家」と「新開発主義」をとります。「新開発主義」の中身としては、産業政策から科学技術政策へという転換があります。たとえば、日本政府は科学技術基本法を作り、それに基づき科学技術基本計画が策定され、5年間で17兆円が使われることになりました。横軸には「国民国家」と「国際化国家」をとります。これに基づけば、ジェソップの提起は図のように解釈できます。

これに対して宮本太郎氏は、「シュンペーター的勤労福祉レジーム」に対する代替案が存在するのではないか、また現実には「ケインズ主義的福祉国民国家」からシュンペーター的勤労福

祉レジームへと完全に移行したとするのは、経済還元主義的発想による言いすぎであり、正確には移行期というべきではないか、と述べています（宮本太郎「ポスト福祉国家の政治経済学」生田勝義・大河純夫編『法の構造変化と人間の権利』法律文化社、1996年、130—150ページ）。

私もまた、こうした客観的な可能性が現実化するかどうかは、その社会の市民的な成熟の度合いによって決まると考えています。

### III

## 市民社会論の経緯

私は立命館大学政策科学部の「市民社会の形成と成熟」という科目を担当していますが、今の学生に対して高島善哉や内田義彦らの話をしても聞いてくれません。そこで何を話したかといえば、一言でいえば、日本においては、社会の実態としていまだに「市民社会」が本格的に樹立されたとはいえないのではないか、ということです。それは今日でもさまざまな評論レベルで語られていることです。

授業では問題設定として、市民社会の確立の必要性として以下の4点を述べました。1つは国家からの社会の自立であり、これは言い換えれば官僚主導体制からの脱却になります。2番目に前近代的共同体からの個人の自立です。3番目に、より現代的な問題として、大衆社会や管理社会といわれる状況の蔓延の中で失われた公共性を、市民の手によってどのように回復するか。4番目として、これまで日本の革新派の憲法学も含めてもっぱら「国民の権利」を議論してきましたが、その限界、閉鎖性を突破して、いわば「世界市民社会」に開かれた人権論を確立する必要があるということです。以上の4点にわたる、市民社会確立の要請があると思っています。

平田清明さんの『市民社会と社会主義』(岩波書店、1969年)には、市民社会を欠いた社会主義体制は大変な悲劇を生むが、同時に市民社会

の成熟を欠いた資本主義も大変な問題状況を産み出すのではないか、という発想がありました。また、これははっきりとは言えませんが、「市民社会を欠いた社会主義」よりも「市民社会が成熟した資本主義」の方がはるかにペターである、という問題意識があったのではないか、と思います。

平田さんは、マルクス主義における「市民社会」概念をめぐる混乱を指摘し、「市民社会」と「資本主義社会」を概念的に区別して、「市民社会」という言葉を積極的な意味を持つ言葉として措定しなおしたといえるのではないかと思います。また、学問的には「再生」といういい方は成り立つと思います。しかし、概念としての「再生」の問題が確かにあったかもしれません、もうそれは終わったことにして、どのようにして市民社会を現実に確立するかを、私たちの出発点にしなければならないのではないかでしょうか。

政界再編の中で様々な勢力が登場したりしていますが、その中で社会党、今の社民党周辺の新党づくりの草案を拝見していますと、何を目標とするのか、はっきりしません。昔であれば「社会主義」と設定できましたが、今は目標の設定ができない。そこで、どうなるかといえば、現在の日本では目標社会の設定として一番目立つか「成熟社会」です。「成熟社会」を目標概念としてたてることに、私はびっくりし、唖然としました。私からいわせば、「市民社会」の確立が目標に設定されるべきだと思います。具体的には情報公開や分権化の推進、規制緩和を実現していくことによって、市民社会的なあり方の舞台装置ができてきます。こうした設定からすれば、これまでの学問史に呪縛された議論の仕方では、なかなか前に進みません。

先ほどの宮本太郎氏の議論には、新しい社会運動の台頭が背景にあります。70年代に市民運動が盛り上がった当時、私は『岩波講座 現代都市政策』の中に「市民参加における保守と革新」という論文を書きました。このとき私は、東京の松下圭一、篠原一と関西の宮本憲一の間にはさまれて苦労しました。当時、東京における、教育委員の公選などを求める市民運動にお

ける中心はホワイトカラー、文化人、知識人でしたが、関西では、もっと土着派の力が強く、中小零細企業の方々が中心でした。関西の「住民」運動の立場をとる人々には、「市民」運動という言葉自体が西欧派の言葉というふうに受け取られていました。

今日ではthink globally, act locallyという言葉で両方が統一されたと思っていますが、70年代初めには「市民」運動は市民権をなかなかもちえず、それを使うと西欧かぶれだと思われていました。日本語として定着していなかった「市民社会」や「市民運動」という言葉が、80年代から90年代にかけて、市民権を獲得する歴史的なチャンスを迎えたのではないか、この状況の中で突進しようというのが、私たちが「市民社会」を正面から打ち出した背景にある判断です。

かつての古い市民運動、住民運動と80年代以降の運動と比べると、ずいぶんとスタイルの違いがあります。かつての市民運動は批判と要求貫徹を中心でしたが、新しい市民運動は、もちろん国や自治体に対して要求はしますが、しかしそれだけではなく、一方で具体的な対案を提示すると同時に、他方では、自分たちの力でできることはどんどんやってしまうというスタイルをもっています。

## IV

### 新しい市民運動とは？

フェミニズム、第3世界救援運動などのヨーロッパにおける、一連の「新しい社会運動new social movement」は「市民運動」とは自称しませんでした。なぜかといえば、ヨーロッパで「市民」といえば、「財産と教養」としてイメージされているからです。日本では「保守」と「革新」といいますが、社会民主主義の強いドイツやスエーデンでは、「保守」にあたるものが「市民陣営」であり、「革新」にあたるのが「労働者陣営」であり、Bürgerblockに対してArbeiterblockが対抗する、という構図になります。

その場合のBürgerは中産的市民層です。ですからヨーロッパの「新しい社会運動」は、自らを「市民」運動と名乗ることはしませんでした。いまでもフェミニストでもラジカルな方の中には、「市民」運動という言葉は男性文化の産物である、という理由によって拒否する方がいます。

こうした言葉の行き違いが一番大きいのが、ドイツ語だと思います。そのドイツ語をめぐって、日本の左翼には概念の混乱があります。英語やフランス語では、citizen, citoyenという言葉とbourgeoisieという言葉とは別の言葉です。しかし、たとえばドイツ語のbürgerliche Gesellschaftを、「ブルジョア社会」と訳すか「市民社会」と訳すかは重要な問題です。

ヨーロッパで「新しい社会運動」と呼ばれたものは、日本語では「新しい市民運動」と言つていいと思います。つまり日本の「市民運動」という観念は、そうした広がりをもっており、「財産と教養」のある人たちの運動ではありません。これは、日本語の「市民」は、ヨーロッパ生まれの「市民」よりもはるかに可能性をもっている、という主張につながります。

ドイツ語でBürgerという言葉が日本語の「市民」運動にあたる言葉として使われるようになったのは、89年ぐらいからだといわれています。東ドイツの崩壊過程で生まれたさまざまな「市民運動Bürgerbewegung」では、日本語の「市民」にあたるような意味でBürgerという言葉が使われています。もちろんそれ以前にもそうした使用法はあるわけですが、日本のこれまでの左翼の文献ではbürgerlichというドイツ語が出てきたときには、これを「市民的」と訳すか、「ブルジョア的」と訳すか、文脈上区別しなければならない場合が随分あったと思いますが、左になればなるほど、何もかも「ブルジョア的」と訳し

たのではないか、という気がします。

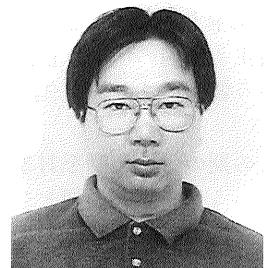
ヨーロッパにおける「新しい社会運動」にあたるものとして、日本における「新しい市民運動」を考え、それが労働者勢力とどのように提携できるか、「赤と緑の連合」はどのようにして可能か、それが今日の日本における課題です。その際、「古い社会民主主義」と「新しい社会民主主義」を明確に区別すべきではないか、というのが私どもの考えです。ところが社会党や労働組合関係者が「社民主義」という時には、実は労働組合関係者の結集を指しています。私のいう「新しい社会民主主義」であれば、労働運動と市民運動の提携を模索しなければならなかったのですが、それができませんでした。

いわゆる情報化社会の中で、それにふさわしい市民のあり方として、「有識市民」という言葉があります。それは、問題ごとに誰が有能な専門家であるかを判断できる能力を備えた市民のことです。専門家の意見を聞いて、それをどう取り入れ、どう処理するかという点についての能力を備えた市民のあり方を追求しなければなりません。

種類別の団体についての調査がありますが、日本では経済団体が一番多く、38.2%ですが、市民団体のデータはありません。アメリカでは市民団体が飛び抜けて多く、44.8%をしめており、経済団体は13.4%です。韓国では経済団体の比重が日本よりも高く、市民団体のデータはありません。日本の市民団体の成熟度は、基本的なデータすら存在しないというのが現在の厳しい状況ですが、今後市民レベルでの政策立案能力のレベルアップの問題に取り組むことなしには、日本における展望はありえないでしょう。

(やまぐち やすし 立命館大学)

# 市民・企業・国家をめぐる 英國政治の動き



KOBORI Masahiro

**小堀 真裕**

70年代以降の英國政治の展開は、ポスト福祉国家の時代の市民社会や企業のあり方にとって、きわめて示唆的である。というのは、その中では国家や労組中心の政治、つまりコレクティivismがさまざまな矛盾に直面してきたからである。

## はじめに

本稿では、英國の70年代から80年代にかけての問題状況との関わりで、市民・企業・国家の問題についてふれていくこととするが、まず最初に断っておかねばならないのは、その際の英國の問題状況という場合、私自身の問題意識の関わりと誌面上の都合から極めて限定的にならざるを得ないと言うことである。したがって、私が本稿で70年代から80年代の英國について語る場合には、政治意識やそれに基づく投票行動の視点からに限っての叙述しかできない点をご了承願いたい。

## I

### サッチャーによる 大衆資本主義と市民

サッチャー政権が経済的自由主義に基づく福祉国家の見直しをその政策の基本においていたのは有名であるが、NHSの改革や年金その他の社会保障制度の改革などでは国民の反発もあって、十分に彼女の信条が貫徹されたわけではなかった。しかし、公営住宅の売却による持ち家の普及や従業員持ち株制の推進など、「大衆資本主義」と呼ばれる政策は、サッチャーの個々の政策の中に好不評がある中で、当時の英國に対してかなりの影響を与えたとされる。

こうした大衆資本主義は、ある意味では企業精神を個々の国民（もちろん労働者階級も含む）に浸透させることを意味する。そして、そういう精神を押し広げていくことは、個人主義を増

進させていく結果になることは容易に想像できる。ただし、この個人主義を即座に利己的で、市民社会にマイナスなものであると断定してはいけない。なぜならば、西欧におけるindividualismの積極性はもとより、福祉国家の見直しと社会主義諸国の崩壊以後問われているのは、そういう個人のあり方自体の問題であるからである。

この期の労働運動を対象とした研究の中にもそういう個人主義の増大を指摘しているものもある。例えば、稻上毅によれば、「サッチャーリズムの観点からすれば、企業とは『進取の気性』に富んだ激しい競争原理を生き抜く革新的な民間企業のことを指している。決して独占的な公企業のことではない。強いて企業規模についていいうならば、それはスマート・ビジネスに近いものとなろう（そこに浮かび上がるのが80年代に急増した『個人・企業』である！）」<sup>1)</sup>という。ここで稻上は、サッチャーの「個人主義」と労働者の職場の中での「個人主義化」のうねりとの共鳴関係をいうのである。

ここでの稻上の個人主義の捉え方では、サッチャー政権の政治的成功に対する一要因としての個人主義化という把握であるが、同様の傾向をもった分析が英国にある。ここではそれを紹介したい。

例えば、スチュアート・ホールはサッチャリズムのイデオロギー的な効果を強調し、「もう一つの重要な分野は、……イギリス社会をますます特徴づけている断片化の成長と個人主義化の中に、その政治戦略を根付かせようとするサッチャリズムの試みに関わっている」という。さらにその個人主義の結果として、「職にあぶれた者から職にある者を分離し、増える貧者の列から「金を蓄える」少數者を分離する決定的な分裂線」をサッチャリズムが作り出すという<sup>2)</sup>。

このように言及されている英國における「個人主義化」をイデオロギー面において比較的深く掘り下げたものとして、A・オーシャーの業績がある。オーシャーはサッチャリズムを理解するキーを、「国民」や「人々」という言葉のサッチャー的な使い方に求めている。もちろん、ここで彼が言う「国民」や「人々」という言葉

は、サッチャーの言説においては一般的な意味では使われていない。その意味では、サッチャーがいわゆる「一つの国民」を否定しているという通説が否定されているわけではない。サッチャーの言説においては、「国民」という言葉は常に「労働者階級」という言葉に対して、対照的な関係において使われていると、オーシャーはいう。オーシャーは、1979年の保守党労働組合活動者年次会議でのサッチャーの次の発言を引用する。

「労働組合活動の目的は、……労働する人々の一般的な福利を向上させることである。我々が今日の組合を見るととき、我々はこう尋ねる。組合はその目的を達成しているか。どういうふうに、組合はそのメンバーのや國民一般の生活に影響を与えていたのか。これは、労働組合活動家の自問すべき本質的な問題である。」

オーシャーによれば、ここでの「本質的」という意味は、労働する人々を守るという意味から國民一般に恩恵を与えるという意味に拡大されているといい、この演説は「労働組合活動をセクト的な利益から引き離し、國民的な利益に接合する」ことをねらったものであるという。オーシャーはそれがプランザスのいった「孤立化作用」であり、この孤立化作用によって、労働者階級は「國民」といった隠喩によって、事実上「個人、消費者、家族」といったものに解体されるというのである<sup>3)</sup>。

上記のような、オーシャーの議論は世論調査などで失業問題を重視する人々が多数を占めた割には、サッチャー政権の支持率が衰えなかつたパラドクスを解明する手がかりにはなるが、一方で限界もある。というのは、その仮説を実証することが困難だからである。このことは、有名なS・ホールとB・ジェソップの間の論争で、ジェソップがサッチャー的な政治運動はどこにあるのかと述べたことに象徴される<sup>4)</sup>。

## Ⅱ 70年代以降の ポスト・コレクティヴィズムの 形成と展開

しかし、その一方で今少し視野を広げて、両者の直接的な関係ではなく、70年代以降の政党制の変容とサッチャヤー政権の政治的成功との関係を検討するならば、サッチャリズムをある意味では作り出しているが、それよりももっと広い政治意識の変動が70年代の英国において起こっているのではないかということがわかつてくる。

ここでは英国におけるそういう政治意識の変化を研究しているマーク・N・フランクリンの議論を紹介していきたい。

M・N・フランクリンは、70年代から80年代にかけての左右の政治意識の動向に触れつつ、「イギリスの有権者は伝統的な左右の軸を右に動いたと言うよりも、全くそのような軸では表れないかなり異なった方向へと動いていった（おそらく左右というよりはアップ・ダウンといった方が相応しい）」<sup>5)</sup>のではないかと仮定する。

フランクリンは歴史を振り返り、1950年代には保守党・労働党の二大政党が両方ともコレクティヴィズムのアプローチに同意していたのであって、その時代の「政治議論は国家が物的価値を増やすために何をすべきかということに向けられてきた」<sup>6)</sup>という。つまり、フランクリンは、第2次大戦後に英国でも一般的になる福祉国家の方向を、国家や労働組合というコレクティブなもの（集団）による帰結であると理解しているのである。

ところが、1960年代後半からこのようなコレクティヴィズムに対する挑戦が始まると。具体的には、EECへの加盟の問題、離婚や堕胎に関する法律改正に関する問題、移民問題、そしてスコットランドやウェールズの民族問題などを通じて、ポスト・コレクティヴィズム Post

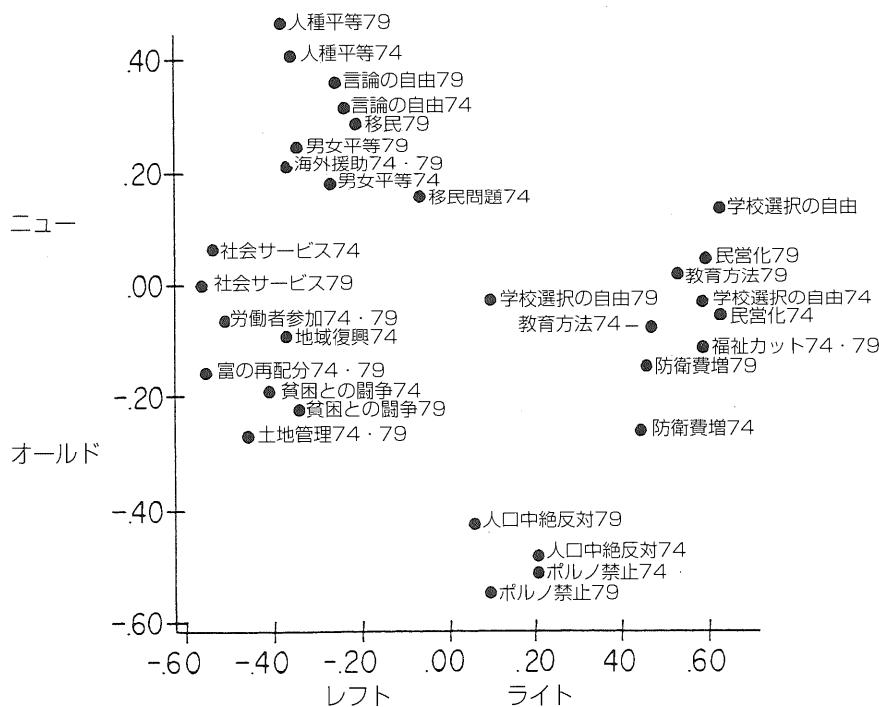
Collectivismへの動きが強まってきたのである。

つまり、国家や労働組合などの集団による政治の方向ではなく、人種、ジェンダー、言論の自由、移民、減税、医療・教育の自由化など、コレクティブなものが落として来た争点を重視する方向が強まってきたのである。その結果、労働者階級は労働党に、ミドルクラスは保守党に投票するといった従来の階級投票は低下し、労働党の衰退をもたらしたとする。また、フランクリンによれば、70年代に入ってからの自由党や連合派（Alliance）の台頭も、こうしたポスト・コレクティヴィズム的価値の高まりのためであり、時にはサッチャヤー主義的ないくつかの主張はこの価値に合致し、保守党の支持にも貢献したという。

フランクリンは、先に紹介した主張を実証するために、七四年・七九年の総選挙後の調査データをもとに、図1のような因子分析を行う<sup>7)</sup>。ところで、因子分析は、上記のように政治意識に関してある傾向を導き出すことはできるが、その傾向の詳細を明らかにすることはできない。したがって、フランクリンもコレクティヴィズム以後の傾向が何であるかを明瞭に述べるより、ポスト・コレクティヴィズムというネガティブな言い回しになっているのであり、その意味では概念や思想の抽出にこの方法が限界をもっていることは明らかである。つまり、ここで言うポスト・コレクティヴィズムという表現が、コレクティヴィズム以降の価値の傾向を十分に表したものではないことも言うまでもない。しかし一方、何らかの思想からの類推や一定のテクストの中からの言説の抽出とは違って、こうした方法は、実際にある民衆意識に確かに存在する一定の傾向を浮かび上がらせる利点をもっていることは否定できない。

この図1で注目すべきなのは、左側上方の“移民問題74”から“人種平等 74”にかけてと、左側中央の“社会サービス74”から“土地の管理74・79”にかけての2つの争点の固まりが存在している点である。フランクリンは、こうした左側の争点の集まりをレフトの争点の集合とし、その内の上方の争点の集まりをニュー・レフトの争点の集まり、中央の争点の集まりをオ

図1 1974年と1979年のイギリス有権者の争点スペース



Source : M. N. Franklin, "The Resurgence of Conservatism in British Elections After 1974" in B. Cooper, A. Kornberg and W. Mishler (eds) *The Resurgence of Conservatism in Anglo-American Democracies*, (Durham and London : Duke University Press, 1988), p.316.

ールド・レフトの争点の集まりととらえた。これらの争点の集まりは、その動向に際して高い親近性をもっていることを表す。

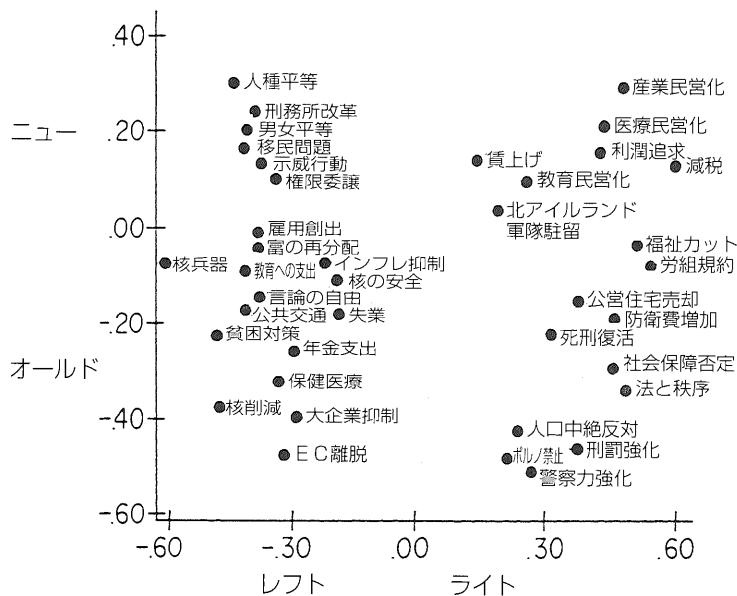
したがって、このグラフからいえることは、レフトの中でも74年と79年の段階で2種類のレフト、オールド・レフトとニュー・レフトが形成されているということである。そしてまた、このグラフからいえることは、その両者が互いに共存しあう関係であるのではなく、ある程度分離する傾向にあるということである。といのうのは、上記で述べたように、この因子分析のグラフ上で対極にあるということは、互いに正反対の動きをしあうということだからである。たとえば、“人種平等79”は、“貧困との闘争79”に対して対極に位置し、それもかなり離れた場所に位置するということは、この両者の争点の動向はかなり正反対であり、個々のケースにおいても、人種の平等を求める人々は貧困と戦う

ことを好まないし、貧困と戦うことを支持する人々は人種の平等を支持しないという傾向を表しているのである。

こうした傾向は、80年代に入ってからもより強まりを見せた。フランクリンは図2のように、83年総選挙における争点動向をまとめた。83年の特徴は、レフトの側では大きな変化は見られないが、ライトの側で70年代のレフトと同じくオールドとニューの区別がはっきりとしてきたことである。

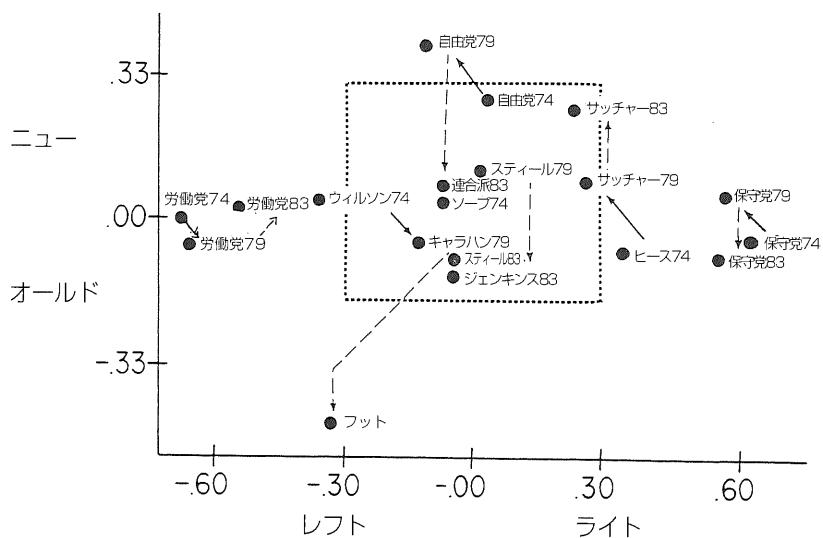
74年・79年の時点では、“人工中絶”, “ポルノグラフィー”, “警察権力”などの争点の分離が見られたが、これらの争点はオールド・ライトというよりは、極右に位置するものであった(何より、縦軸上で対照にあるわけだから、ニュー・レフトとは価値的に対照関係にある)。これに対して、83年では74年・79年には未分化であった“産業民営化”, “医療民営化”, “利潤追及”,

図2 1983年イギリス有権者の争点スペース



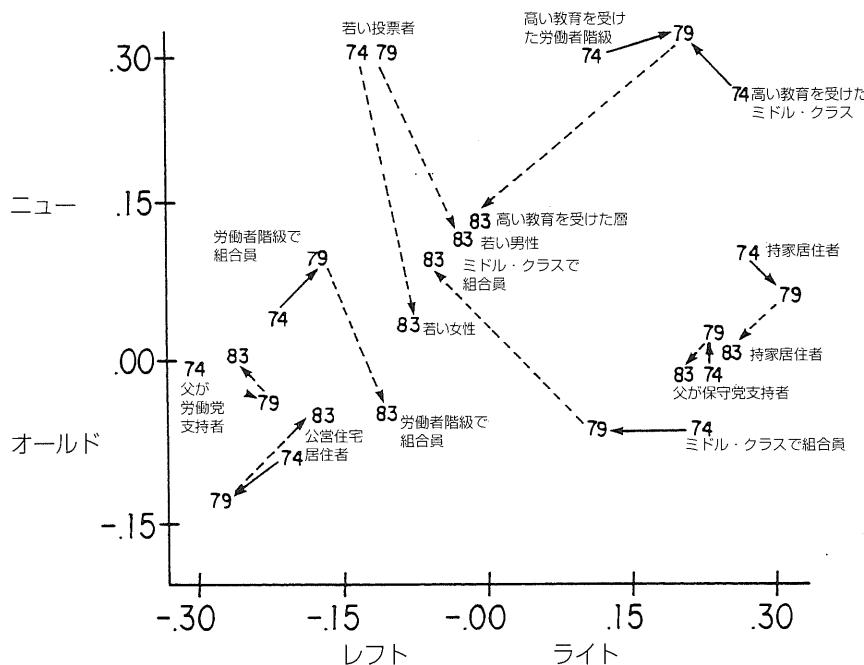
Source : M. N. Franklin, op cit, p.316.

図3 1974年から79年にかけての政党支持者の動きとそのリーダーの支持者の動き



Source : M. N. Franklin, op cit, p.320.

図4 1974年から79年にかけての様々な回答者グループの動き



Source : M. N. Franklin, op cit, p.323.

“減税”などのニュー・ライトの争点がはっきりしてきたのである。

こうした変化の特筆すべき点は、単にレフトとライトの中にそれぞれ2種類の区分ができるだけではなく、それぞれの変化を引き起こした要因は共通しているということである。つまり、レフトからのニュー・レフトの形成も、ライトからのニュー・ライトの形成も、同じ要因によって引き起こされているのである。そのことは、図1、2の縦軸から明らかである。例えば、図2の“人種平等”と“産業民営化”は、互いにレフト・ライトという点で隔たりっているが、両者が縦軸の動きとしては同じ傾向をもっていることがデータ的に裏付けられているのである。

また、さらにつけ加えると、“人種平等”と“産業民営化”はセットで支持される傾向にある

が、それらの人々の立場がレフト・ライトに分かれるのである。

### III 80年代英国政党政治と ポスト・コレクティヴィズムの 関係

こうしたポスト・コレクティヴィズム的価値が70年代を通じて高まりを見せたのに対して、それでは政党はこれにどのような影響を受けたのであろうか。フランクリンによれば、こうしたポスト・コレクティヴィズム的価値の高まり

によって利益を得たのは、主として連合派（Alliance）と保守党であるという。

フランクリンはさらに図3、図4を用い、分析を行う。図3は、図1、2と同じ座標軸を政党支持者や政党リーダー支持者の変数がどう動いたのかということを表している。図4は、同じくその座標軸を有権者の各グループがいかに動いたかということである。当然これらが互いに重なり合うところに、政党やそのリーダーが位置すれば選挙における支持の高まりが予想されるし、その逆なら支持の減少が予想される。

それぞれの政党と有権者の関係についてまとめてみると、まず、保守党支持者の変数が、図3のようにオールド・ニューのライトの中心部分にある。これは持ち家居住者という変数と父が保守党支持者という変数と重なっている。一方、サッチャー支持者の変数はニュー・ライトにあり、その結果、保守党はオールドとニューの両方のライトの支持者を獲得する傾向にある。

労働党支持者の変数はオールド・ニューのレフトの中心部分にある。ウィルソン・キャラハンの支持者の変数はほぼ中央にあり、他党の支持者に食い込む余地をもっていたが、フットの支持者の変数はオールド・レフトの奥に大きく移動し、その結果83年では労働党は大きく得票を減らすことになった。労働党関係の変数（労働党支持者の変数と各党首支持者の変数）はおおむね、オールド・レフトの範囲内にあり、労働党支持の強い公営住宅居住者や労働組合メンバーの変数も近くにあり、その意味では安定しているが、逆に広がりはあまり望めない。

自由党支持者の変数は、74年にはニュー・レフトとニュー・ライトの最上部に位置していたが、連合派（Alliance）として選挙に臨んだ83年までにほぼ中央にまで降りてきて、オールド・レフトを中心として従来のオールド・ライトやオールド・レフトに食い込んでいった。

これらの政党と有権者の変数の動きの中で、特に重要なのは、図4の高い教育を受けた層（高い教育を受けた労働者階級、高い教育を受けたミドル・クラス）の動向である。その変数は74年から79年にかけてニュー・ライトの領域に上りつめている。図4の高い教育を受けた労働

者階級や若年層が図3の自由党の位置に近いことなどからわかるように、彼らの行動は74年には自由党の躍進に貢献した。また、七九年総選挙には、図4の高い教育を受けた労働者階級、高い教育を受けたミドル・クラスがサッチャー支持の位置に近いことでわかるように、サッチャー保守党の大勝に貢献した。しかし、83年総選挙では、やはり図4にあるように、ニュー・ライトの部分から、教育を受けた若年層は中央よりに位置を変え、その逆にサッチャーはさらにニュー・ライトに上り詰めたために、彼らの支持をうしなったのである（ただし、労働党はそれ以上に票を減らしたので、結果としてサッチャー保守党は大勝した）。その一方で、図3でニュー・ライトとニュー・レフトの中間に位置する連合派（Alliance）は、83年には図4の中央に集まってきたその高い教育を受けた人々や若年層（高い教育を受けた労働者階級、高い教育を受けたミドル・クラス、若い男子・女子）の支持を受け、大幅に支持を伸ばしたのである。

つまり、70年代半ばから80年代にかけこの政治変動のキーを、高教育・若年層がぎっていたのである。

## まとめ

このように、サッチャー政権の政治的成功は、個人主義を中心としたポスト・コレクティヴィズムの動きから説明することもできる。ただし、それはサッチャリズムを支持しただけではなく、74年の自由党や83年の連合派（Alliance）の躍進も助ける結果となり、政党制の変容も加速させたのである。

こうしたポスト・コレクティヴィズムは、市民や市民社会にとって是か非か。サッチャー政権の政治的成功にも見られるように、その利益を最大限に効果的に活用したのは、現時点では英国のライトであり、保守党である。それに対して、これまでレフトは精細を欠き、オールドとニューの部分が互いに相いれない状況もあった（ただし、96年12月の時点ではトニーブレア

労働党の奮闘によって、レフトの展望が開けてくる可能性も高まっている)。

少なくともいえることは、ポスト・コレクティivismやその下での個人主義を、ア・ブリオリに市民社会に否定的に捉える見方は退けられねばならない。なぜならば、今日の労働組合内部での「個人主義化」は、オールド・レフトが残して来た欠陥に対するある種の正当な批判であり、単純に新保守主義に対する屈服としては評価できないからである。問題は、そういう「個人主義」が、過度の資本主義化に接合され、利己主義にいたるか、新しい「ラディカル・ポリティクス」の地平を切り開く基礎になるか、どちらに進んでいくかということにある。

- 1) 稲上毅『現代英国労働事情—サッチャリーズム・雇用・労使関係』東京大学出版、1990年、208ページ。
- 2) S. Hall, *The Hard Road to Renewal* (London · New York: Verso, 1988), pp.88-89.
- 3) Alan O'Shea, "Trusting the people: How does Thatcherism Work?", in *Formations of Nation and People* (London, 1984), p.23.
- 4) 詳しくは、以下の文献を参照。B. Jessop et al., *Thatcherism: A Tale of Two Nations* (Polity Press, 1988); S. Hall, op cit.
- 5) M. N. Franklin "The Resurgence of Conservatism

in British Elections After 1974" in B. Cooper, A. Kornberg, and W. Mishler, *The Resurgence of Conservatism in Anglo-American Democracies* (Durham and London: Duke University Press, 1988), p.307.

6) *ibid.*, p.308.

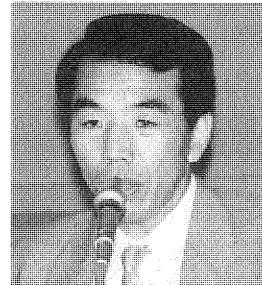
7) 筆者の手元にも、フランクリンが使用したものと同一のデータがある。そのデータはESRC所蔵のデータで、図1についてはBritish Election Study 1974, British Election Study 1979, そしてグラフ2についてはBritish Election Study 1983がもとになっている。そこで、本文のグラフと同じものを作成したところ、2, 3の変数を除く形であるが、ほぼ同じものが作成できた。完全に同じものができなかつたせいは、フランクリンがこの因子分析を行うにあたって、いくつかの変数についてデータの変容を行っているが、その変容の具体的な部分について触れていないかったからである。

なお、ニュー・レフトと言った場合、今日ではグリーン・ポリティクス（環境保護運動）が思い浮かぶが、本論文で参照している調査データには環境問題に関する質問事項が存在しなかった。グラフに一切その変数が登場しないのも、そのせいである。70年代・80年代前半の英国においては、環境問題という争点がいかにマイナーな変数であったかということがうかがわれる。

(こぼり まさひろ 所員 立命館大学)

# 企業活動の情報公開と 市民監視

社会的不正や立法、行政の腐敗と深く関わる場合が多い使途秘匿金をいかに監視し、根絶するかは、今日のわが国の企業社会の病理を正すうえで重要な意義をもっている。そうした見地から、本報告では、企業会計上の使途秘匿金の処理の実態、制度会計上、課税上でのその扱いを説明したうえで、使途秘匿金の監視、根絶に有効と思われる会計開示のあり方を提案している。



DAIGO Satoshi

醍醐聰

本日は、以前私が扱った使途秘匿金の開示と監視を中心に報告したいと思います。

使途秘匿金を取り上げたのは、全体のシンポジウムのテーマと関わって、日本の企業社会の病理現象を象徴するのが、使途秘匿金でないかと考えたからです。一般には「使途不明金」と呼ばれていますが、この問題を専門に扱う方は、「使途不明」といっても、使途が誰にもわからないのではなく、内部でわかっている人がいるがそれを隠しているのであるから、「秘匿金」というべきだと主張しています。

94年に改正された租税特別措置法62条では、使途秘匿金を「法人がした金銭の支出のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称および住所又は所在地並びにその事由を当該法人の帳簿書類に記載していないもの」と定義しています。

この使途秘匿金の総額ですが、1992年度が595億円、93年度が530億円、94年度が342億円となっています。93年から94年度分にかけて、190億円ほどの減少がみられます。この理由ですが、措置法の62条で40%追加課税が導入された影響

が大きいということと、ゼネコンに対する批判の高まりにより、領収証がとれないような支払いはできない、として断る理由ができた、ということがあります。このうち使途が判明しないものは、92年度が444億円、93年度が393億円、94年度が251億円です。使途不明金の業種による内訳をみると、この3年分では建設業が73～76%を占めています。

## I

## 使途秘匿金の処理の実態

### (1) オンバランス処理

使途秘匿金の会計上の処理は、大きく2つに分けることができます。

1つは、何らかの形で決算帳簿上記載がされているものであり、この限りにおいてはオンバランス処理といえます。ただ、項目としては「交

際費」や「仮払金」「工事原価」等の中に算入されています。使途を秘匿するために、税務調査を受ける前に、自ら損金算入を自己否認する処理をします。これとは別に税務調査によって交際費等の中に使途不明金が発見され損金が否認される、「税務当局による更正処分」等もあります。

自己否認すると、本来の税率になり重加算税はありません。交際費として処理するケースについて付言しますと、1982年度から資本金5千万円以上の法人については、交際費は全額が損金不算入とされ、100%課税になっています。したがって資本金5千万円超の規模の法人にとっては、交際費として処理したうえで、その使途を否認して損金算入を自己否認しても、別に実害はありません。もともと交際費は全額課税されるわけで、自己否認しても税負担がそれによって追加されるわけではないのです。こうした点から、使途を秘匿したい支出を交際費として処理するという実態が生じていると解釈できます。

## (2) オフバランス処理

もう1つは、帳簿上の記載をしない、表にでないアングラマネーとして処理されているケースです。バランスシートから外れているので、オフバランス処理と呼ぶことができます。要するに支出の原資を捻出する過程から、実際に支出をするプロセス全体にわたって、簿外処理をするわけです。

特に建設業においてよくある手口は、下請に使途を秘匿させた上で絵画を親会社に贈答させ、それを受け取った親会社は売却して裏金の捻出する。それを近隣対策費、政治献金、総会屋対策等に使うというやり方です。この場合は、下請企業の段階では、絵画の贈答は交際費等の名目で計上されますから、その限りでは、オフバランス処理といえますが、親会社にとっては、下請が使途をふせていてくれていますから、受け取った側ではまったく表にできません。これは言ってみれば「使途秘匿金のつけ回し」であり、下請に使途を秘匿させる、というケースです。

他によくあるのは、下請企業が現場で作業するときに親会社が「足場使用料」という名目で徴収し、それをプールするケースです。足場使用料という支出は下請では労務費という形で処理し、プールした親会社はそれを裏金として、近隣対策費等に使うことが多いといわれています。

## Ⅱ 現行制度上の取扱い

### (1) 商法上、会計監査上の取り扱い

使途秘匿金の現行商法上、会計監査上の取り扱いについてみておきます。

会社が無償で利益の供与を第三者にした場合には、商法上の計算書類のなかの付属明細書の中の「販売費および一般管理費の明細」という項目に記載することになっています。その目的は監査役が監査をするについて、参考となるよう記載する、となっています。ですから、この中に使途を秘匿した支出があり、それが無償の利益供与に当たるのであれば、本来ならばここに記載されるはずですが、私が知る限り記載がされた例は見あたりません。

また、取締役は法令または定款に違反する行為をしたときには、会社に対して損害賠償責任を負うとあり、この使途秘匿金の中で、法令に違反するものがあったとすれば、それに対しては損害賠償責任が問われる、というのが法の建前になっています。

監査役に関するいえば、取締役が会社の定款の範囲内にあらざる行為、その他法令もしくは定款に違反する行為を為したり、為すおそれがあるときには、取締役会にそれを報告しなければならない、となっていますが（商法第260条13②）、これについても、報告があったというケースを私は知りません。

商法は監査役による監査とともに、公認会計士による監査を義務づけていますが、会計監査

人の監査に関しては、「会計監査人がその職務を行うに際して、取締役の職務遂行に関し、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監査役会に報告しなければならない」と定めています。

## (2) 2つの判例

以上は、法の建前の話ですが、実例を挙げますと、判例が93年の9月に相次いででています。1つは三井鉱山の株の高値買い取り事件です。

これは、三井鉱山が子会社の三井三菱石油化学を吸収合併しようとした時に、大株主が合併に反対をして所有株式の買い取りを請求してきました。三井鉱山はそれを100%子会社に買い取らせました。その買い取らせた値段が82億円ですが、それを後日三井グループの他の会社に転売させました。その際の転売価格が47億円で、差額の35億円の損失が発生しました。当時は現在と違い、子会社が親会社株を持つことは自己株の取得に当たるとして、商法210条に違反していました。

ここで問題となるのは、合併に反対する大株主を押さえて、合併を実現することによって会社に利益がもたらされる、あるいは株主の安定化を図ることによって有形無形の利益が会社にもたらされるとみなされるとき、その利益と、それが取締役の違法行為（この場合には商法210条違反）による損害を相殺できるか、ということです。つまり、違法行為をして実現される利益は、違法行為そのものによって被った損失と相殺できるかどうかが1つの争点になりました。

これに関して最高裁は、相殺できるような利益ではない、違法行為あるいは公序良俗に反するような行為をして仮に利益が会社にもたらされたとしても、それは、被った損失と相殺できるような相当因果関係はない、と判断しました。

ところが1週間後の野村証券損失補填事件に関する東京地裁の判断は、会社が被った損害を認定するに当たっては、支出額だけではなく、その行為によって会社に生じた利益も相互考慮して行うのが相当であり、法に違反するような行為であっても、それによって会社に利益をも

たらしたものであれば、それは損失と相殺してもよい、というものであり、ちょうど最高裁の判断とは正反対の結論がでました。

そもそもなぜ、公認会計士は使途秘匿金が出るような監査を行っているのか、という意見をよく聞きます。もっともな意見だと思います。公認会計士協会はこうした不正支出、使途秘匿金についてどのような監査をやっているのでしょうか。

1979年12月10日付けの公認会計士協会の通知があり、その中で8項目ぐらい使途不明金の監査にあたっての留意点が述べられています。もっともらしいことをいっていますが、1つ注目したいのは、6番目の留意点です。そこでは、「納税申告書、更正通知書〔これは、税務当局から更正処分の通知を受けた、ということです〕等の内容を検討し、いわゆる、不正支出、使途不明金等簿外資産に関わる、監査手続きの参考とする」とうたっています。しかし、実際にこうした税務資料が使われているかといえばその形跡は見あたりません。

## (3) 税務上の処理

税務上の問題として、一般に使途秘匿金をどうしたら解決できるか、抑制できるか、というときに、課税強化という手段はよく聞きます。フランスでは100%以上の課税をしていました。わが国では従来、法人税法の基本通達で、使途を秘匿したものは損金に入れない、使途が明らかにならない限り、本当に支出したかどうかもわからない、それが事業活動に必要な経費かどうかもわからないから、損金に入れないという取り扱いになっていました。

94年4月1日から、さらに40%の追加課税の税制が導入されています。すると最終税率は、法人税などの本来の税率約50%，追加税40%で合計90%ですが、その追加分に対して、さらに地方税6.92%に跳ね返り、結局、96.9%というほぼ100%課税に近い状態になります。

以上のように、商法上、監査上、税務上の処理がなされていますが、これに関する問題点を述べます。

### III

## 現行制度の問題点と私見

### (1) 「重要性の原則」

先程述べましたように、無償の利益供与をした場合には、計算書類規則の48条1項5号の明細書に記載すべきとなっていますが、記載したというケースは私の知る限りありません。それは、おそらく、会計上の「重要性の原則」のためだと思います。これは、一般には資産総額や売上高総額に対して、割合の小さい金額については、明細の表示を省いてよい、という取り扱いです。ですから、数百万円の使途秘匿金を記載させたからといって、いったいどうなるんだ、という返事が公認会計士から返ってきたことがあります。投資家に向けた投資情報として、1%にも満たないような金額は、それによって費用が水増しされているといつても、大勢にほとんど影響がないといういい方で、重要性が量的側面に矮小化されて解釈されているわけです。しかし使途秘匿金は、金額そのものの重要性がかりに1%未満でも、それが発見されたときには、たとえばのれんの価値の大きな減少をもたらし、建設業であれば公的な入札における指名業者のリストからはずされる。そうした様々なペナルティがかかってきます。発見されたときに会社の業績におよぼす影響という点から考えると、投資情報として狭く解釈したとしても、監査上のリスク項目としてみるべきであります。こうした質的な重要性の面を軽視していることが、会計監査において使途秘匿金が表にでてこない要因のひとつと考えられます。

### (2) 納税申告書の利用

もう1つは、79年にでた公認会計士協会の申し合わせで、納税申告書を利用するべきだといっていますが、使途秘匿金があれば自己否認す

るか更正処分されるかはともかく、納税通知書をみれば必ず発見できるはずのものであり、それを発見すれば監査役に通知する義務があります。これがないということは、かけ声だけで納税申告資料がほとんど利用されていないのではないか、という気がします。

この点についていえば、大手ゼネコンの近年の決算書で税引き前と税引後の利益の比率を調べますと、法定税率を大きく超えているケースが見られています。これらの企業には、何らかの自己否認、更正処分があった可能性がありますので、これらの企業の納税申告資料をみると、会計監査人として当然の注意義務ではないかと思います。

### (3) 課税強化

それから大きな問題は、使途秘匿金に関して課税を強化することは、使途を秘匿するような支出を抑止する効果はあると思いますが、実質課税の面から考えますと、それを受領している側には課税ができず、支払った側の立て替え課税、代替課税を放置するという問題があります。ですから、使途秘匿金に対する課税を強化するだけでは、実質所得者に対する課税が欠落する状況はいっこうに改まりません。

税務サイドとしては、税収の確保が最大の関心事であり、その点からすれば、使途秘匿金課税をあまりに強化すると、今度はオンバランスからオフバランス処理へ、アングラマネー化されてしまう可能性がある。それならば、使途は秘匿されても、本来の税率でも税収だけは確保できる方が、アングラマネーとなって課税できなくなるよりは、自己否認をしてもらったほうがまだいい、という本音もあると思います。

代替課税は実質の所得者に対して課税をしていないといいましたが、それでは、40%の追加課税は代替課税をさらに強化する限りにおいて、不公平な課税ではないか、という指摘もでるかもしれません。あるいは40%課税については、司法の刑事罰としてやるべきことを、税法の中に取り込み、問題を混乱させている、という議論もあります。

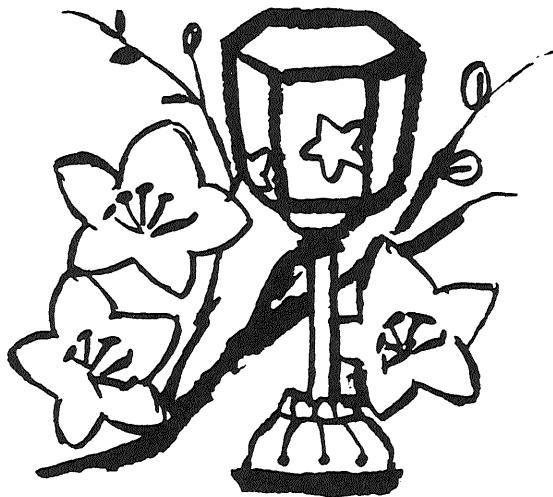
しかし、閣の政治献金について考えてみれば、それは政治資金収支報告に載っておらず、それ自体法令に違反してしまうことになります。通常、政治資金として届けられないような支出は表に出せない支出であり、本来の意味での政治活動に使われていないと推測できます。すると、それが明るみにでたときには、その政治家は雑所得として申告しなければなりません。こう考えると、使途を秘匿することは、政治家の脱税への協力をしていることになり、その限りにおいて支払い側も共同責任を負うべきであり、脱税の共同行為者に対して課税してもおかしくないという議論をする方もいます。

#### (4) 更生通知書の開示

最後に私のひとつの提言ですが、現行制度の延長線上で考えられる解決策の切り札として、納税申告書あるいは更正処分を受けた更正通知書を、株主向けのあるい是有価証券報告書のな

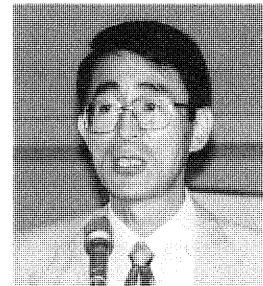
かで開示することを提案したいと思います。これはきわめて効果的だと思います。これができるれば、この会社はどれだけ使途秘匿金を支出しているか、更正通知書でその使途が解明されなければ、何に使っているかもおおまかながらわかります。株主や一般市民が会社の不正行動を監視するうえで、きわめて有力なよりどころになると考えられます。もちろん、これと並行して、使途秘匿金をその受領者の側から解明し、監視する努力も必要です。特に、政治家や政治団体向けの使途秘匿金に関していえば、政治資金の公開のあり方を、政党助成金の使途の公開のあり方とあわて検討することが重要と考えますが、本日は時間の制約上、触れることができませんでした。これについては、お配りした拙稿「政党助成法と政治資金」(『税務経理』1995年6月13日、時事通信)をご参照いただけ幸いです。

(だいご さとし 東京大学)



# 企業活動の市民監視と 株主オンブズマン

企業不祥事の頻発や経営システムの機能不全を背景に、情報開示と企業監視が大きな問題になっている。そこで、1996年1月に大阪で発足した株主オンブズマンの実践を紹介しながら、企業活動の市民監視の必要性と可能性について考えてみたい。



MORIOKA Kouji

森岡 孝二

## I いまなぜ企業監視か

日本ではいま大企業とりわけ株式会社をめぐって、情報開示と企業監視が大きな議論になっている。その理由としてはさしあたりつぎの3つが考えられる。

第1に、このところ企業不祥事が頻発し、人々はいやおうなく企業経営のあり方に関心を持たざるをえなくなってきた。昨年7月からの1年間だけでも、大和銀行・NY支店損失事件、ミドリ十字・薬害エイズ事件、住専（住宅金融専門会社）・経営破綻事件、高島屋・総会屋利益供与事件、住友商事・銅不正取引事件などが発覚するか、大きな社会問題となった。これらの事件は、①損失金額や被害規模が大きい、②企業倫理や金融的節度が麻痺していた、③最近10年のバブルの膨張と崩壊のなかで溜まった懼

が噴き出した、という点で多かれ少なかれ共通点をもっている。

第2に、人々は日本の株式会社にあっては経営者や現場担当者が暴走し不正を犯しても、暴走にブレーキをかけ不正を正す仕組みが欠けていることに気づき始めた。実際、この国では、取締役会や監査役会は経営のチェック機関としてほとんど機能していない（経済同友会『第12回企業白書・日本企業の経営構造改革——コーポレート・ガバナンスの観点を踏まえた取締役会と監査役会のあり方』1996年5月）。株主総会も企業集団や系列内での株式の相互持ち合いを通じて圧倒的支配力をもつ法人株主の白紙委任によって「シャンシャン総会」に終わる。大多数の上場企業の株主総会が6月末の同一日に開かれるという事情もあって、個人株主はたいてい株価にしか関心をもたず、会社も個人株主をほとんど無視してきた。その結果、株主総会も経営のチェック機能を果たせずにいる。

第3に、世界的にディスクロージャーが大きな流れとなり、またコーポレート・ガバナンスをめぐってさまざま議論が起きている。この背

景には企業活動のグローバリゼイションがあり、また規制緩和の大波がある。企業活動のグローバリゼイションが進めば進むほど、国際会計基準に例を見るように、企業活動基準の国際的標準化が避けられなくなり、日本でも欧米並の情報開示が求められるようになる。また、規制緩和を進めようとすれば、それと抱き合わせにいわれる自己責任の論理を正当化するためにも、情報開示の徹底が求められるようになる。ちなみに、情報開示を伴わない規制緩和は、健康で安全な生活のために維持・強化すべき社会的規制（環境規制や労働時間規制など）を葬り去る規制緩和と同様に、規制緩和の名に値しないといわざるをえない。

私は発足間もない株主オンブズマンの一員として、ずさんな融資を重ねて経営破綻に陥った住専最大手の日住金（日本住宅金融）の市民株主とともに、同社の経営実態の糾明と経営者の責任追及を求める活動に参加した。そこで本稿では、日住金の事例を中心に、役員や社員の非違行為を正す内部システムを欠いた日本企業の経営構造の問題点を述べ、情報開示と市民監視を通じた企業改革の意義について考えてみたい。

## Ⅱ 日住金にみる 住専の無責任経営の実態

株主オンブズマンは弁護士、公認会計士、学者などの専門家と株主および市民によって、企業監視の民間団体として、1996年1月末に大阪で設立された。責任主体を明確にし活動を継続的なものとするために法人格を有する有限会社にしたが、実質は非営利の市民団体である。会則によれば、会はつぎのことを目的に活動する。

- (1) 株主および市民の立場から、企業に関する監視・調査・研究を通して、企業の健全な活動を推奨し、違法・不正な行為を是正する。
- (2) 企業経営の透明性を確保し違法性をチェックするために、必要な情報の開示を求める。

(3) 企業経営に法違反があるか、著しく合理性を欠く場合には、株主の協力をえて取締役など会社役員の責任を明確にする。

(4) 講演会、シンポジウム、出版活動等を企画し実行する。

(5) 株主の企業内における地位向上に関する提言活動を行う。

会の準備は昨年後半からあったが、発起人を募り登記を終えたのが今年1月24日、設立総会を開いたのは2月8日であった。このときすでに世論は住専の不良債権処理への税金投入反対で沸騰していたので、私達は2月10日と3月9日に「銀行・住専株主110番」に取り組んだ。2度の「110番」には、230件におよぶ株主、市民からの激励、相談、情報提供があった。なかでも最も多かったのは日住金株主から相談と怒りの声であった。

1971年に最初の住専として設立された日住金は、問題となった住専7社のうち唯一の東証一部上場会社（第一住宅金融は2部上場、他の5社は非公開）であって、大蔵省から天下って92年まで21年間社長の地位にあった庭山慶一郎氏は、「ミスター住専」と呼ばれてきた。彼は日住金の経営破綻を、政府と大蔵省が1990年3月以降の不動産融資規制によってバブルを急に潰したせいにして、「横断歩道を青信号で渡っていた歩行者が暴走トラックにはねられたようなものだ」（『日本経済新聞』96年1月23日）、「無理に急降下させれば、飛行機も激突して大事故を起こすだろう」（『朝日新聞』96年2月10日夕刊）と言い逃れしている。しかし、これは無責任の極みである。庭山氏の後を継いだ丹羽進社長は、最後の日住金株主総会（96年6月27日）で、「すべては土地本位制の崩壊の結果であって、わが社の経営に基本的な誤りはなかった」と開き直ったが、株主の訴えを受けた私達の調査では、日住金とその法人株主（金融機関）は以下の3つの大罪を犯している。

### (1) 放漫・無責任経営

第1は、放漫経営あるいは無責任経営の罪である。パソコン通信のNIFTY-Serveで検索した

『朝日新聞』等の記事によれば、日住金はバブル初期の1985年に「東京駅前の1等地にある更地同然の国鉄用地」というふれこみの架空払い下げ話に乗せられて、担保も取らず、信用調査もせずに、「手付け金」として33億円をだまし取られた。後の大蔵省の調査報告によると、同社は1987年から91年にかけて、虎ノ門付近の本社用地の地上げにかかり、それが虫喰い状態で失敗に終わり、地価の下落により189億円の含み損を抱えた（湯谷昇羊・辻広雅文〔週刊ダイヤモンド編集部〕『ドキュメント・住専崩壊』1996年、参照）。

同じくマスコミの報道によれば、日住金は1989年から90年にかけて「群栄化学工業」の株式を大量に買い占めながら、証券取引法に義務づけられた大蔵省への大量保有報告をせず、その後の株価下落にともない売却損約25億円が出たと税務報告していたが、国税局はこの売却が買い戻し特約をつけた関係会社への形式的な「売却」であったためにこれを売却損と認めず、約24億円の申告漏れがあったとして、加算税を含め約9億円を追徴課税する厚生処分を行った。また、大蔵省の調査報告では、このとき日住金が抱えた株の含み損は107億円に上った。

『週刊朝日』本年3月8日号は、日住金の顧問弁護士がまとめた内部文書によればとして、同社の京都支店で1990年を中心に、1人の学生に1億円1千万円「融資」するなど、住宅ローン名目の名義貸しによって280件、約160億円の不正融資が行われた、と報じている。同じ記事によれば、この事件では日住金は当時の京都支店長を懲戒解雇したが、告訴は見送った。また、この事件では融資は支店長の個人決裁でなされ、カネは人材派遣業者と結託した不動産業者が持ち去った。

「平成3(1991)年12月31日」の日付のある大蔵省の「日本住宅金融株式会社調査報告書」によれば、1988年3月期に1兆1832億円あった同社の融資残高は、不動産融資の伸びとともに急速に膨らんで、91年3月期には2兆2812億円となって、3年間に1兆1000億円も増えている。バブルを演出したこの時期の融資はずさんきわまりないもので、同報告によれば、東京・大阪

両営業本部の融資決裁案件の審査役は両本部に各1名配置され、審査役1人で毎月80件前後の融資案件を処理していたために、「時間的に処理が無理」で「ほとんど無審査の状態」になっていた。

## (2) 偽りの情報開示

第2は、粉飾決算、虚偽記載の罪である。そのことは「大蔵省調査報告」と日住金の「有価証券報告書」を突き合わせてみれば明らかになる。同社の第24期(94年4月1日～95年3月31日)「有価証券報告書」は、回収不能見込額を示す貸倒引当金として789億円を計上していた。ところが大蔵省の日住金調査によれば、その時期に実際の回収不能債権は8022億円を超えていた。この場合、日住金は、貸倒引当金を不当に過少計上し、残余の回収不能見込額を控除しないまま融資金と資産合計とを示し、債務超過を粉飾し隠蔽する虚偽記載を行っていたと考えられる。そのでたらめさかげんは会社解散の方針が決定された後の96年3月決算にいたって、いっきょに1兆円(9975億円)もの貸倒引当金を計上し、1兆1500億円もの債務超過をさらけだしたことからも明らかである(図1参照)。

日住金による有価証券報告書の虚偽記載が証券取引法違反の疑いが濃いことから、株主オンブズマンは、本年2月末に同社を第一住金とともに東京地検に告発した。3月末には、東京地検特捜部が先の2社から帳簿など経理関係資料を入手して乱脈経理の実態追及に乗り出したという報道があった(『読売新聞』3月29日)。私達は地検当局が告発の趣旨に沿って、歴代の代表取締役、賛成決議の取締役、経理を承認した監査役、公認会計士等の責任を追及するものと期待したが、結局、刑事訴追は見送られた。7月22日の『読売新聞』によれば、こうしたうやむやな幕切れは、住専の決算処理を大蔵省が指導していた疑いがあるために、住専側の意図的な過少計上という違法性が薄まったという事情と、税法上は必ずしも違法といえないものを証取法違反だけを問うのは難しいという事情があったためだという。大蔵省の指導に関しては、

兆円

図1 資産・負債・貸倒引当金

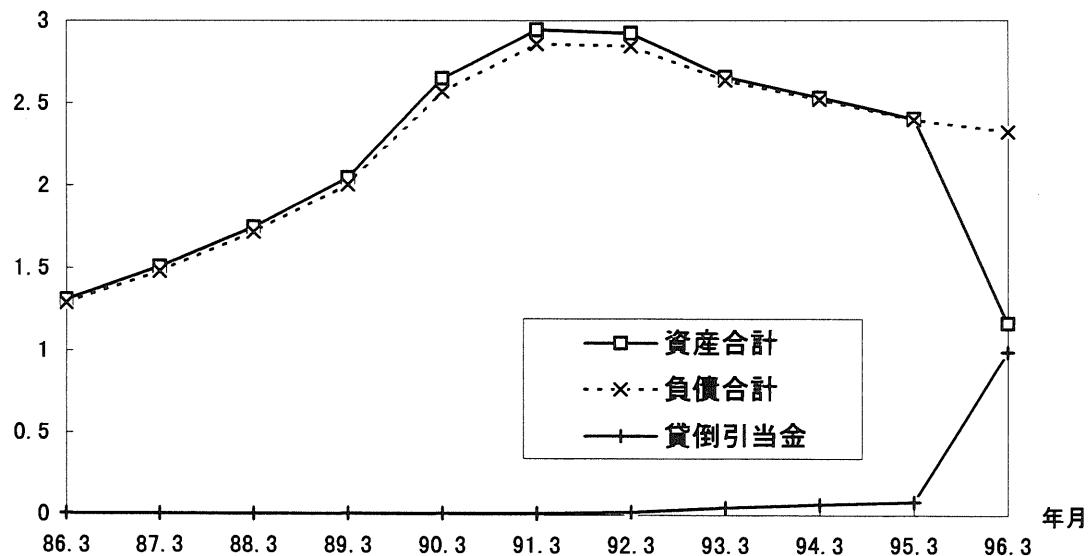
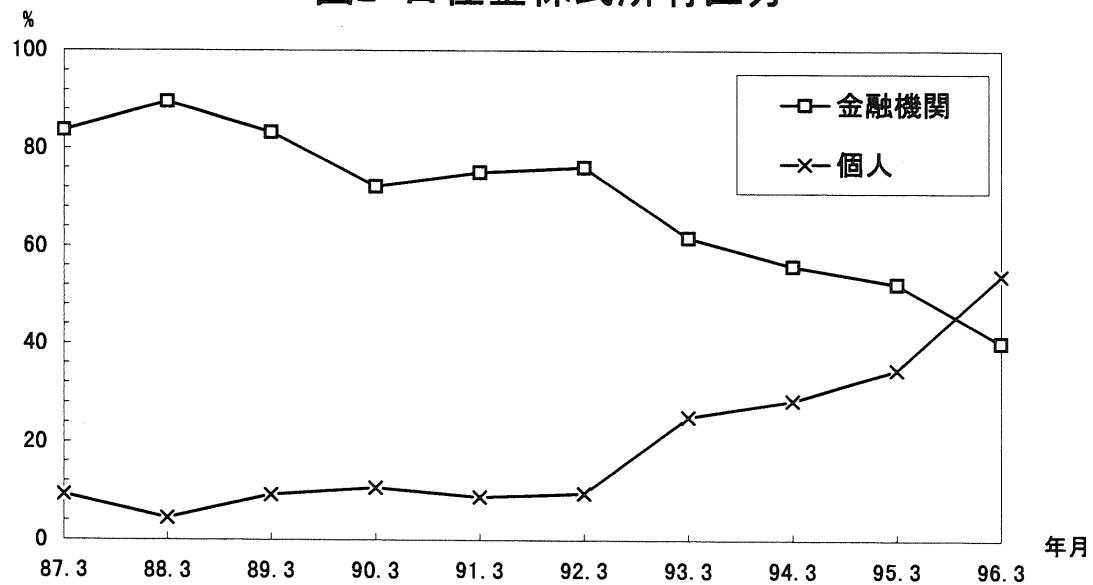


図2 日住金株式所有区分



6月8日の『産経新聞』が関係者の証言をもとに1面トップで「大蔵『虚偽記載』指示」と報じている。これらの報道のとおり、日住金と第一住金の決算処理については大蔵省の指示があったとすれば、大蔵幹部の責任も問われるべきであって、大蔵省の指示があったことを理由に有価証券報告書の虚偽記載が免罪されるものではない。

### (3) インサイダー取引疑惑

日住金の有価証券報告書を年次別に見れば、図2のように、母体行その他の金融機関は、92年3月期末には同社の株式の76%を所有していたが、93年3月期末には62%，95年3月期末には52%，96年3月期末には40%と、持株シェアを下げている。かわりに92年3月期末には、総株式数の9%しか所有していなかった個人株主が95年3月期末には35%，96年3月期末には54%を占めるまでになっている。

金融機関が持ち株数をとくに大きく減らしたのは91年12月に大蔵省の第一次調査があり、92年春に母体行の一つの三和銀行の調査があった直後のことであった。有価証券報告書の上では、金融機関は92年3月期末の1億863万株から93年3月期末の8818万株へと、1年間に2000万株余りも減らしている。大蔵省と三和の調査は、日住金が「危機的な状態」にあって「実態は倒産企業」であると診断したものであった。しかし、これらの調査の概要が国会論議やマスコミ報道等によって一般に知られるようになったのは、1996年1月以降のことである。こういう状況から推察されるように、住専の経営破綻の調査結果が一般には知られていない段階で、金融機関が内部者として知り得た情報をもとに大量の株を売ったとすれば、株価の暴落を見越してのキャピタルロスを回避するための「売り抜け」としてインサイダー取引にあたる疑いがある（96年3月9日の朝日、毎日、産経、読売の各紙朝刊は株主オンブズマンの検討結果をもとにこの問題を大きく報じた）。

大量の売りがあったということがそれに見合う買いがあったということである。バブルのビ

ークには1株2300円した日住金の株は、この時期にすでに300円台に下落していたが、株主からの訴えによれば、この頃株を買った人々は証券会社の営業マンに「大蔵省直轄の会社で大銀行がついている」といわれて紙屑になる運命の株をつかまされた。入退院を繰り返しながら農業をしているという86歳の老人からは、「売り抜けの時期よりまえの90年頃に「証券マンから言われて夫婦の200万円余の老齢年金で日住金株を買ひ、一度の配当もないまま紙屑になって私共のカネはなくなったが、役員の財産はどうなるのでしょうか」という主旨の訴えが寄せられた。

## III

### 日住金個人株主の反乱と 株主オンブズマン

株主オンブズマンは、株主の法的権利を行使し、株式会社の経営における株主の権利を高めるとともに、情報開示や訴訟を通じて株主と市民の立場から企業活動を監視することをめざしている。

株主の権利は利益配当請求権、残余財産請求権、新株引受権などの自益権と、株主総会議決権、書面質問権、株主名簿閲覧・謄写請求権、株主総会提案権、株主代表訴訟提起権などの共益権とに分けられる（岸田雅雄『ゼミナール会社法入門』日本経済新聞社、1994年、第2版参照）。日住金について私達が提起して経験したのは後者の共益権にふくまれる情報開示にかかわりの深い株主権の行使である。

#### (1) 株主総会への提案

時間の経過を追って説明すると、私達はまず96年3月初めに日住金株主の申し出を受けて株主名簿の閲覧・謄写申請をおこなった。その結果、過去に遡っての開示は拒まれたものの96年4月下旬に、96年3月期末の株主名簿を入手することができ、株主総会に向けて個人株主に株

主提案を呼びかける際や、会社提案への反対を呼びかける際に大いに役立った。過去の株主名簿の閲覧・謄写を請求したのは、日住金株主であった金融機関や会社役員の株式所有状況の変化を確認して、どの機関や個人がいつどれだけ売り抜けしたのかを特定するためであったが、請求根拠の正当性についての認識の相違から開示を拒まれて目的を果たせなかった。

つぎに私達は、日住金の取締役会議事録の閲覧・謄写の許可を東京地方裁判所に申し立てた。これは同社の株主9人の委任を受けて行われたもので、議事録の閲覧・謄写の対象とされているのは、①86年1月から96年2月までの末野興産等40社の大口借り手に対する融資貸付ならびに返済状況について議論された部分、②85年1月から96年2月までの間の、融資貸付の審査基準の設定ならびにその改訂・運用について議論された部分、③88年1月から96年2月までの間の、群栄化学工業の株式売買について議論された部分である。この申立にもとづいて、東京地裁で4月5日と4月16日に2回の審尋が行われたが、結果は大口融資も少數の経営トップで構成される商法に定めのない任意機関の常務会に委ねられ、取締役会の議事録には見るべき記録はなにもないことが判明して終わった。会社側は融資をいちいち取締役会にかけていたのでは金融機関の熾烈な融資競争に迅速に対応することができないと弁明したが、焦げつけば経営破綻にいたる恐れのある大口融資も取締役会にかけないで融資競争に走り、貸し込んでいったことが今日の事態を招いたことを思うと経営陣の責任は大きい。日住金は、先の「33億円詐欺被害事件」の際の支出も、「京都支店不正融資事件」における担当支店長の処分も取締役会に諮っていない。これらのことからみても、ずさん融資と経営破綻の裏には会社トップの独裁と暴走があったのではないかと思われる。

株主名簿や取締役会議事録の閲覧・謄写請求権は、単位株（額面5万円が1単位とされてるので額面50円の日住金株の場合は1000株）を有する株主ならだれでも行使できる単独株主権である。これにたいし株主総会への議案提案権は、一定数（総株数の100分の1か300単位株）

以上の株式を有する株主だけが行使できる少数株主権である。

私達は、96年6月27日に日住金の株主総会が開かれることを前提に、会日の6週間前の5月13日、日住金の203万1000株の株主67名の委任を受けて、政府の住専処理案に反対する立場から、①住専処理機構への営業譲渡および会社解散決議に反対する件、②真相糾明と責任追及のための調査委員会の設置の件、③取締役選任の件、④監査役選任の件、⑤会計監査人出席を求める件など5議案を提案した。これらの株主提案は株主総会招集通知に会社提案の議案とともに盛り込まれ、6月中旬に日住金の全株主に送付された。

日住金の存亡にかかる営業譲渡・会社解散の特別議案が可決されるためには、株式総数の過半数が出席した総会で3分の2以上の賛成を得る必要がある。株主は総会に直接出席しなくても書面投票で議決権を行使することができるため、書面投票を含めて総株数の3分の1以上の反対があれば、会社提案の特別議案は否決される。株主総会前の株主構成は、既述のように安定株主とみなされる金融機関の株数が40%，個人が54%となっていた。そのため個人株主の反対によって特別議案が否決される可能性があった。そうなれば税金投入を前提とした政府の住専処理策もその重要な一角が崩れることになるかもしれない。株主オンブズマンと日住金株主の動向にマスコミの関心が集まったのもこうした事情があったからである。

私達は、日住金からの総会通知が届く時期に合わせて、6月15日、大阪の弁護士会館で関西在住者を中心に「日住金株主の集い」を開き、個人株主の声を聞くとともに、株主総会で経営実態の糾明と経営者の責任追及を行うことについて意見交換を行った。それと相前後して、日住金の1万5000人近くの個人株主に（同一家族は一つにまとめて）ハガキを出すなどして、営業譲渡・会社解散という株主不在の特別議案への反対を呼びかけた。

## (2) 株主総会の成果

6月27日の4時間20分にわたった総会では、個人株主が次々と立って経営者の責任や会社存続の可能性について発言した。発言者の数から言えば「シャンシャン総会」とは対照的な総会であったが、会社は個人株主からの真剣な質問に対して、白々しい弁明を繰り返し、会社提案への株主の同意を求めるために必要な情報開示もせず、母体行等の金融機関の株数に物を言わせて、可決に必要な3分の2をわずかに超える71.4%の賛成を集めて特別議案を通した。

しかし、日住金の株主総会に成果がなかったわけではない。私達の活動からわかったところでは、個人株主はこれまで株主提案権などの株主権を行使した経験がほとんどなく、書面投票さえ「書き方がわからない」と言って相談てくる株主が少なからずいた。にもかかわらず、議決権行使株式数が9076万株に達し、議決権行使株主数が5664名に上ったということは、金融機関および一般法人の株主数から推して、約5000名もの個人株主が議決権行使に参加したことを物語るものである。それを考えると、今回の日住金の株主総会は、個人株主が数を力にして株主権を集団的に行使し、株主提案、書面投票、総会出席、会場発言などを通じて会社経営に物申すという経験を前例を見ない規模で残したといってよい。

住専問題の報道のなかで知られるようになってきたことだが、アメリカでは会計事務所が裁判で監査をめぐって多額の損害賠償を命じられるケースが多くある。それは日本とちがって企業の向こう1年の存続可能性を会計士が評価する責任を負っているからだと言われる。日本ではそこまでは求められなくとも、監査法人あるいは会計監査人は、企業会計上の不正や不法をチェックする責任を負っているはずである。また日住金のケースでは、会計士は巨額の不良債権の存在と債務超過への転落をとっくに知っていたはずである(『日本経済新聞』96年3月3日付け社説)。にもかかわらず、日住金の有価証券報告書には最後まで「経営成績を適正に表示し

ているものと認める」というお墨付きが与えられていた。

日住金の最後の株主総会が行われた6月27日、同社の個人株主らが株主オンブズマンの支援のもとに、証券取引法に基づく損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提起した。これは日住金の有価証券報告書の貸倒引当金が過少に計上されていたために、正しく計上されている場合に比べて高く形成された株価(たとえば1株300円)で株式を取得し、後に巨額の回収不能債権があつて大幅な債務超過に陥っていることが明るみにでた結果、その株を紙屑同然(たとえば30円)で売らざるを得なかった株主は、その差額(300-30=270円)を虚偽記載による損害として役員と監査法人に賠償請求できるというものである。

この裁判で期待されているのは、損害賠償それ自体よりも情報の非開示への批判を通した情報開示の適正化である。日住金については株主代表訴訟が決め手を欠いたまま時間切れになり、帳簿書類の閲覧謄写請求も必要な株数の委任状を集めながら時間切れで実行に移せなかっただけに、この損害賠償請求訴訟がもつ情報開示への期待は大きい。

## IV 企業活動の市民監視と 情報開示

「新聞は社会の公器」と言われるが、企業もまた社会の公器だと言ってよい。企業の活動は経営者だけでなく、そこに雇用された労働者や、株主などの出資者や、顧客である消費者や、一般市民に大きなかかわりをもっている。少数の巨大企業がさまざまな産業で生産と市場の過半を制し、政治をも動かす力をもって今日では、企業活動は人々の経済生活のみならず政治生活にも絶大な影響を与える。

企業の裏金が政治家への贈賄やヤミ献金、あるいは総会屋対策に支出され、それが使途不明金として処理されることによく知られている。

政治腐敗や暴力団の温床となるこうした支出を根絶するには、醍醐聰氏が指摘しているように、企業が税務申告で使途を秘匿した金額と、税務調査で判明した使途を株主総会に開示させ、有価証券報告書に記載させることが必要である（醍醐聰「政治献金の会計監視」内橋克人・奥村宏・佐高信『日本会社原論』第5巻『企業活動の監視』岩波書店、1994年）。

住専処理問題をめぐる議論では、母体行、住専等の役員の報酬と退職金が問題になった。現状では、役員の報酬および退職金は役員会が社内の内規に従ってお手盛りで決めているが、もともと株式会社の役員の報酬および退職金の額は、株主総会に金額を開示して賛否を問うべきである。

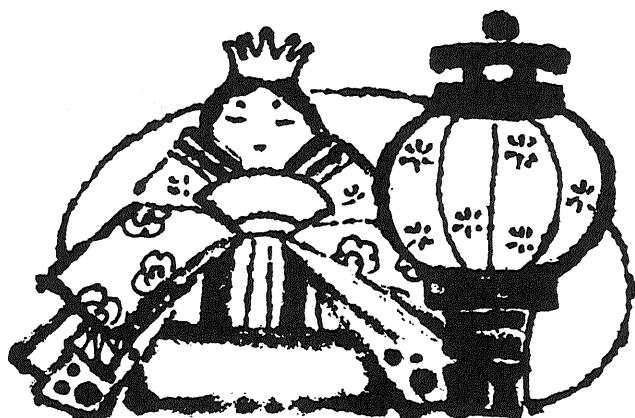
不透明な企業経営に起因する不正や違法を是正する手がかりの一つは、会社役員の責任追及に関する株主代表訴訟提起権や、法令に違反した株主総会決議に対する決議取消請求権などの株主の権利を行使して情報開示を求めることがある。この場合、情報開示はそれ自体が株主と市民による企業監視を意味している。この国で企業経営が少數の経営トップの専断に委ねられ、取締役会や監査役会が監視機構として機能しな

いのは、法人間の株式相互持ち合いのもとで経営者支配がつくり出され、社長任命の内部昇進重役によって取締役会が構成されていることによるところが大きい。これを改めるのは容易ではないが、株主総会、取締役会、監査役会を正常化して企業経営のチェック＆バランスを確立することも、株主と市民による企業活動の監視と批判を離れてはできようがない。

基礎研では、近年、日本型企業社会あるいは日本の経営の批判を機会あるごとにいろんな角度から行ってきた。しかし、これまでの議論は、日本の経営を問題にするとしても、主として雇用、労働、生産に関する領域を扱っていて、所有との関連で問題となる経営構造や企業統治の問題にはほとんど立ち入った考察をくわえずにきた。また、所有と関連した経営システムの改革という意味での企業改革についてはほとんど課題にしてこなかった。

そういうなかでことあたらしく企業監視というのは、ほかでもなく情報開示と市民監視を梃子とした企業改革を社会改革の重要な課題の一つとして位置づけるべきだと考えるからである。

（もりおか こうじ 所員 関西大学）



# 大蔵省改革の課題

## —財務官僚制の市民的統制をめぐって—

現在、財務官僚制の改革が大きな課題となっている。本稿では、財務官僚制という言葉を大蔵省をふくむ広い意味で用いて、わが国の予算編成を通ずる政策決定方式の改革をめぐる課題を論じている。



YOKOTA Shigeru

横田 茂

### I 住専問題が示したもの

住宅金融専門会社（住専）処理のために6850億円を支出することを含む1996年度予算が成立した直後、一般新聞は次のように書いた。「1月以降の住専処理策をめぐる争点は、突き詰めれば、『いつ、どこで、だれが決定したのか』を国民に明らかにせず、責任の所在をあいまいにしたままの『政策決定』を認めるか、認めないかだった。いうまでもなく、こうした政策決定は、ここ数年、改革しなければならない、『旧弊』として与野党を問わず、論じられてきた『旧来型政治』の典型である。結果は『旧来型』が数の論理で、まかり通った」（日本経済新聞）。

住専問題をきっかけとして、金融行政と大蔵省の関係や日本銀行の独立性などの諸問題が、大蔵省改革の課題として論じられている。これらの問題とともに、明らかになつたのは、先の新聞記事の指摘のように、わが国の予算編成を

通じる政策決定方式の欠陥である。後に少し詳しく述べるように、戦後日本の政策決定は、大蔵省を中心とする財務官僚制の予算編成を通して行われてきた。それゆえ、旧来型の政策決定の改革は大蔵省改革の主要テーマの1つとなるだろう。

以下では、まず第1に、住専処理策の決定過程の問題点を整理する。第2に戦後の政策決定方式の問題点を検討したうえで、第3に財務官僚制に対する市民的統制の課題を述べる。

### II 住専処理策の政策決定過程

まずははじめに、住専処理策をめぐる政策決定過程の問題点を列挙する。

第1に、6850億円の財政資金を投入する方針は、政府予算の大蔵原案が決定される直前の12月14日に、農水省経済局長と大蔵省銀行局長との折衝を経て、大蔵次官、主計局長、銀行局長の協議において極秘に決定された後、大蔵大臣

と首相に知らされた。大蔵次官らは、「すでに関係機関で合意してしまった」と繰り返し、蔵相も首相もこれをくつがえすことができなかった。そして蔵相と首相の辞任が年末に極秘で決定され、その際、蔵相の進言により、首相の退陣表明は、大蔵次官が辞める1月5日とすることが決められたという。この局面で重要なのは、大蔵官僚の決めた方針を大蔵大臣も、さらに内閣最高責任者である首相ですら変えることができなかっことである。

第2に、大蔵官僚首脳の政策は、農水省に押しきられるかたちで決められたのであるが、その基礎となったのは、1993年2月3日付けで大蔵省銀行局長と農水省経済局長との間に交わされた「覚書」である。この「覚書」は、92年頃から住専各社の不良債権問題が深刻化して、その再建策が作られる過程で交わされたものであって、そこには「再建については、再建計画に沿って母体金融機関が責任をもって対処することや、「大蔵省は、農水系統に今回の措置を越える負担をかけないよう、責任をもって指導していく」ことなどが明記されていた。この「覚書」に関する両者の内部手続きを示す「りん議書」の写しが、国会の予算審議の過程で、参議院予算委員会の理事会へ提出されたが、大蔵省は銀行局長の印で止まっているのに対し、農水省は事務次官のサインがなされている。「覚書」は縦割りの官僚機構のもとで、農水行政と金融行政とを管轄する2省間でなされた非公式の合意であるが、省内手続きとしての政策形成のレベルは農水省の方が高かったのである。

第3に、住専の不良債権問題が深刻化した90年代初めから、96年度予算の大蔵原案の決定までの主要な局面において、農林関係の「族議員」は、農水省、農協関係団体との緊密な連絡のもとに、きめの細かい圧力行動をくりひろげた。

第4に、こうして国民の前に明らかにならない意志決定過程で決定された、住専処理策を含む予算案は、国民の大多数の反対にも関わらず、無修正で国会を通過した。

以上4つの問題点は、いずれも戦後のわが国の政策決定方式の限界と欠陥を示すものである。そこで次に、この政策決定方式の問題点を、も

う少し広い歴史的視野から検討しよう。

### III

## 戦後日本の政策決定方式

### (1) 「企業国家」と大蔵省

戦前日本の天皇制官僚機構においては、軍事機構とともに、内政事務に関する総合官庁としての内務省が大変大きな位置を占めていた。戦後改革は、この軍事機構と内務省を解体したが、昭和恐慌と戦時の経済統制を担った省庁は戦後復興期にも温存されたので、戦後の官僚制においては経済管理を担う省庁の地位が高まった。そして、日本経済の高度成長が始まると、各省庁は個別に「日本型産業政策」の権限と責任を分有し、「行政介入」によって国民経済の各セクターを規制し、誘導する役割を果すこととなる。村上泰亮氏は、かつて、通産省を始めとする省庁の行政介入によってつくられた戦後日本の寡占体制を「仕切られた競争」<sup>1)</sup>とよんだ。

このように戦後日本には、大企業の資本蓄積を原動力とする経済成長を積極的に援助する公共部門が生まれた。それを「企業国家」と名づけよう。この「企業国家」は、高度成長期に確立した「企業中心社会」に照応するものである。

ところで、この「企業国家」において、大蔵省は日本経済の金融セクターの規制と誘導に関する権限行使した。寺西重郎氏は、「戦時中は信用の配分について集権的な制度がとられたのに対して、高度成長期の信用配分は、政府の決めた枠組みの中ではあるが、個々の金融機関の分散化した意志決定にもとづくシステムに委ねられた」<sup>2)</sup>と述べているが、この「枠組み」、すなわち「仕切り」の第1の側面は、金融機関を機能別に区分する業態規制であり、第2の側面は、それに対応する金利規制であった。「仕切り」の基本をなす業態規制は、法律、政令、省令によって実施されていただけでなく、それに照応する大蔵省の組織編成原理である「原局主義」によって徹底された。すなわち、同省の

銀行局内のそれぞれの課が対応する金融業界を監督する形態をとっていた。

第2は、税務行政に関する排他的権限の掌握である。大蔵官僚の税収見積もりに対しても、他省庁はもちろん国会も実質的に立ち入ることはできない。国会は税法に関して審議し修正し議決することはできるが、予算に計上される税収見積額を修正することはできないのである。

こうした金融と税務に関する権限を背景として、大蔵省主計局を中心とする予算編成過程が「企業国家」の政策決定過程の焦点に位置することになる。というのは、戦後復興の過程で生まれた公共投資中心の財政構造が政府の経済成長政策の枠組みをつくり、企業の投資や所得の動向に大きい影響を及ぼすようになったからである。大蔵省の金融局は、通貨供給を管理しつつ、日本銀行→市中銀行→企業というように通貨を流すシステムを確立し、この通貨供給のメカニズムを通して大企業が優先的に投資を行い、事後的に形成される国民の所得から主税局を中心とする徴税部門が調達した財源を、主計局が各省庁に配分するというのが、経済成長過程における大蔵省の役割であった。

## (2) 予算編成を通じる政策決定方式

わが国の財政制度は、戦後改革を通して大きな変化をこうむったが、行政の内部的過程としての予算編成の方式は基本的に変わらなかった。予算編成の中核は、大蔵省主計局と各省大臣官房との「積上げ方式」による政策形成が大蔵官僚のイニシアティブのもとに調整され、実質的に決定される。このような予算編成の方式は、満州事変から日中事変の開始（1931年～37年）につくられ、戦後1950年代に復活した。

戦時下にあっては、大蔵官僚の権威は軍部によって支えられ、両者の共生関係が成立していたが、戦後の50年代半ば以降には、保守合同によって国会の過半を占め、政権を独占した自民党と財務官僚制との寄生と相互浸透の関係が成立した。すなわち、各省ごとの「積上げ方式」を基本とする政策決定方式のもとでは、予算編成過程における調整と決定の焦点は、①予算編

成過程における新規政策費の決定、②これに対する大蔵省の査定、③大蔵省と各省との間の折衝などに絞られる。自民党の結党と同時に設けられた政務調査会は、政府の各省とむきあう縦割りの組織である「部会」と、政策問題に関する最高の総合調整機関として政調審議会（政務調査会長を議長とする）とをもち、党の顧客集団の要求を予算化するために、先に述べた意思決定過程のすべての焦点に介入するようになった。そして予算に関する意志決定は、こうした国民の目の届かぬ場所で行われる政府予算案決定をもって基本的に終了し、自民党が過半を占める国会を無修正で通過・成立することが通例となる。

その後、この政策決定機構の寡頭化がさらに進んだ。すなわち、自民党の政策調整の実質的権限は1960年代末には部会へ移行し、さらに70年代後半以降になると、部会長を含む少数の「族議員」による幹部会に集中する。この非公式の幹部会に関係省庁の担当官も出席して、要求の予算化とそれにともなう立法化に関する結論が出されるのである。

## (3) 政策決定方式の限界

ところで、このような予算編成を通じる政策決定方式は、大きな限界をもっていた。というのは、特定の政策領域に関する権限と責任を分有する各省庁を基本単位として、単年度ごとの新規政策要求に重心を集中するという意思決定方式は、各省庁の政策を相互に比較して一定の優先順位にそって統合する機能を欠いているからである。そしてまた自民党の政策審議機関も各省庁の組織に対応する機構をもち、党の顧客集団の要求を総合的に調整する機能を欠いていた。

このような事情のもとで、大蔵省主計局は、経済成長の果実である税の自然増収から確保される調整財源を運用して調整機能を果たした。1961年度から導入された「シーリング」がそれである。しかし、「シーリング」は、各省庁の概算要求が決定される以前に閣議の了解を得て、要求額に一定の量的上限を設ける手続きであるにすぎず、各省庁の権限に属する政策領域に関

わる決定に介入することはできないのである。かりに、大蔵官僚の予算査定を各省の既得の経費に及ぶようなものにしようとすれば、大規模な行政改革は避けられず、その場合には首相の強力なリーダーシップのもとに内閣全体が堅い意思統一を図らねば実行不可能である。これまでの経費節約や行政改革が、各省庁にその負担が均等に及ぶように人件費、物件費、旅費など各省共通の一定の費用項目の「一律何パーセント削減」というかたちで行われてきたのは、内閣の政策決定能力の弱さを表しているのである。

以上のような政策決定方式の限界は、1970年代に入ると、日本財政が財源調達のために赤字国債を累積させる中で明らかになった。そして、中曾根内閣が1981年に「第二次臨時行政調査会」(第二臨調)を組織し、1990年度までに赤字国債発行をゼロとするという目標に向けて取り組んだ行政改革は、1950年代半ばにつくられた政策決定方式の限界に挑もうとした、内閣としての最初の試みであった(ここでは、臨調行革による政策優先順位の設定と組み替えの内容を問題にしないことにする)。第二臨調が各省庁と与党の政策決定機構に大きい影響を与えることができた最大の理由は、行政改革に関する内閣総理大臣と自民党総裁の明確な関与であったといわ

**表 政府・自由民主党行政改革推進本部  
(1981年3月25日設置)**

本 部 長	内閣総理大臣
部 員	全閣僚 幹事長 総務会長 政務調査会長 参議院議員会長 行財政調査会長
常任幹事	行政管理庁長官(座長) 内閣官房長官 経済企画庁長官 大蔵大臣 自治大臣 政務調査会長 行財政調査会長
庶 务	行政管理庁行政管理局

れる。この首相(与党総裁)の関与は、表に示されたような、政府・与党の最高首脳の参加により組織された行政改革推進組織「政府・自由民主党行政改革推進本部」を通して行使されたのである。

注目すべきことは、この政府・与党の行政改革推進組織の中に、自民党政調会の一機関である行財政調査会を中心とする、従来よりいっそく寡頭的な政策調整機構がつくられたことである。すなわち「推進本部」とその常任監事會に正規のメンバーとして加わった行財政調査会長(橋本龍太郎現首相)は、臨調と与党政調会各部会および関連する省庁との間で、調整者として注目すべき役割を果たしたといわれている。

さて、中曾根内閣が掲げた「1990年度赤字国債依存からの脱却」という目標は一応達成された。しかしそこへ至る1980年代後半は、バブル経済を生む政策選択の過程であった。そして私たちはいま、この時につくられた後遺症の解決に直面しているわけであるが、この小論の初めにみた「住専処理案」の予算編成をめぐる状況で明らかなように、古い政策決定方式は、80年代の行政改革の中でも温存されたのであり、いまその問題性をあらためて明白に示しているのである。

## IV

### 財務官僚制の改革のために

#### (1) 大蔵省の分割・再編成

財政民主主義の観点からみると、わが国の予算編成過程はその大半が財務官僚制の内部で行政の過程として行われ、公開や市民の参加という要件を欠いている。この政策形成と決定の過程をより可視的な、市民の参加しやすいものに改革することが求められている。そのための第1の課題は、大蔵省機構の分割と再編成である。その基本は、収入部門(主税局・理財局)、金融部門(金融局)、予算編成部門(主計局)を分離し、それぞれ独立の機構として、それらの間に

抑制と均衡の関係を導入することである。予算編成部門は、政府活動全体の政策形成に深く関わるので、アメリカ連邦予算局のような内閣直属機関とすることが望ましい。その際、内閣の政策統合能力を高めることが重要となるが、それを担保するのは、国の長・中期の財政計画の策定である。この財政計画は、国民の租税負担水準とその配分計画と整合的でなければならず、またその計画策定方式は、かつての第二臨調のような機構によるべきではなく、次に述べる国会の政策形成機構との協議を土台として、決定されるべきである。

### (2) 国会の政策形成機構の充実

第2は、国会の政策形成機構を充実し、それを市民社会に開かれたものとすることである。現在、国会には各常任委員会に対応するスタッフ部門をもっているが、それらは省庁の機構と結合し、そこで仕事をしている人々も担当する政策領域に関わる省庁からの派遣である。こうした状態を刷新して、人事権を持つ国会の調査・政策形成部門をつくり、そのスタッフは独自の専門能力をもつ人材を広く市民社会の中から求めるのである。さらに、アメリカ連邦議会予算局のように、国会の予算審議の土台となる政策形成機能をもつ機構をつくる必要があるだろう。かくして、長・中期の財政計画は、政府と国会の2つの政策形成機構で立案され、市民に広く公開され、政府と国会との協議と審議を経て採択される。

### (3) 分権化の推進

第3は、分権化を進め、政策形成と決定の場を、市民のより近くに移すことである。よく知られているように、わが国の政府の仕事の多く（殊に内政事務の圧倒的部分）は、地方自治体によって行われている。それゆえ、前項で述べた財務官僚制を中心とする政策決定の過程は、それぞれの省庁から縦割りのかたちで府県と市町村の財政部門にひろがっているわけである。機関委任事務、国庫補助金、地方交付税交付金など、この中央政府と地方自治体をむすぶ政策形成過程において重要な役割を果たしている。

分権推進委員会の中間報告（1996年3月）は、地方自治体を国の出先機関に位置づけて執行される機関委任事務を全面的に廃止する方針を打ち出した。そして、561項目の機関委任事務を「廃止するもの」「自治体の固有事務である自治事務」「國の事務を自治体が対等の立場で請け負う法的受託事務」「國が直接執行する事務」の4つに分類する作業を進めている。

このような分権改革の方向がどこまで実現するかはまだ予断を許さないが、分権化の前進は、市民の身近で決定される政策領域を広げるとともに、中央政府と地方自治体とを結ぶ政策形成機構の中にも抑制と均衡の関係を導入し、より可視的なものとするだろう。

### (4) 計画策定過程の公開

第4は、予算編成に先行してつくられる計画策定過程の公開と、それへの市民参画である。財務官僚制を中心として、中央政府と地方自治体とを結ぶ政策決定過程の基礎には、単年度の予算編成の上台となる長期計画が存在する。その計画は、個別省庁の政策領域ごとにつみあげられた膨大なものである。この長期計画の採択の局面が各省庁における政策決定のポイントであって、それを終わると毎年度の予算は計画を土台として充当されていく。それゆえ、このような予算に先行する計画策定の過程こそ、政策の形成と決定にとってきわめて重要な局面なのであるが、通例は、それは市民に公開されぬ行政の内部的過程として進められてきた。近年改正された都市計画法は、自治体の事務としての都市計画の策定にあたり、市町村のマスター・プランの樹立を義務づけた。こうした動向をふまえて、地域社会に関わる長期計画のプランニングの過程を公開し、市民の意思を反映することが今後の課題である。

（1996年9月稿）

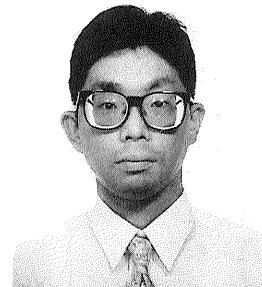
- 1) 村上泰亮『新中間大衆の時代』中央公論社、1984年、119ページ。
- 2) 香西泰・寺西重郎『戦後日本の経済改革』東京大学出版会、1993年、132ページ。

（よこた しげる 所員 関西大学）

論文

# 資本構成と 利潤率低下法則

本稿では、利潤率を低下させる根本原因として、資本構成の高度化を考えてよいか？という問題を、2種類の〈資本の有機的構成〉概念を提起することによって新たな視点から考察する。



MASUDA Kazuo

増田 和夫

## はじめに

資本の構成（構造）をどう把握するかは経済学にとって決定的な問題である。マルクスは『資本論』で〈資本の有機的構成〉概念を提起してこの課題に答えたが、批判があとをたたない。本稿では、利潤率を低下させる根本原因として、資本構成の高度化を考えてよいか？という問題を、2種類の〈資本の有機的構成〉概念を提起することによって新たな視点から考察する。まず第1節ではMoseleyの見解を中心にして資本構成の諸見解を考察し、これまで注目されてこなかったマルクスの資本構成を検討する。第2節では、新たに見出された資本構成の理解がどのように利潤率低下の条件となるかを検討する。

## 第I節 資本構成の諸定義

Moseley (1991) は、1) 資本の技術的構成をTCC, 2) 価値構成をVCC, 3) 有機的構成OCCと表現する。そして、単位労働フローをPLとし、物的不変資本ストックをMPとする。また賃金の年フローをV、不変資本ストックの現在価値をCとおく。資本の技術的構成は $TCC = MP / PL$ である。価値構成のVCC =  $C / V$ はそれぞれの財を現在価値で評価している。

Moseley は、資本構成を $C / N$ 、(Nは生きた労働)と定義して、Nの諸契機を分析している。m: 時間当たり付加価値 H: 一労働日当たり労働時間 D: 年当労働日数 L: 雇用労働者数とすれば、生きた労働Nは、 $N = m \cdot H \cdot D \cdot (L)$ と定義される。H, Dを一定とおけば  $\hat{N} = \hat{L}$ 。有機的構成の変化率は、 $OCC =$

$(C \hat{\wedge} L) = \hat{C} - \hat{L}$  で決定される。資本制が最大限の拡大傾向をもつと想定すれば、次の等式が成り立つ。

$\hat{C} = \Delta C / C \approx R P = S / C$ 。（ $S$ は剩余価値総量、 $R P$ は利潤率、利潤率の分母は資本ストックのみで構成されていると前提し、 $S$ のうちすべてが $\Delta C$ として蓄積されると考えている）労働の成長率は人口増大率によって制限されており、仮に大きくみつもって2%とみなせば、成長率が2%よりも大きければOCCは増大することになる。

Moseleyによれば、OCCは労働者人口との関連で定義されており、マルクスの定義とは異なると述べている。マルクスはOCCの厳密な定義をし損ねたという評価である。この論点を『資本論』の〈二重の意味で理解される資本構成〉に帰って検討しよう。

「価値の面からみれば、この構成は、資本が……不変資本と可変資本とに分割される比率によって、生産過程で機能している素材の面からみれば……充用される生産手段の総量とその充用に必要な労働量との比率によって規定される。前者を資本の価値構成、後者を資本の技術的構成と名づける。この両者の間には密接な相互関連がある。この関連を表現する、資本の技術的構成によって規定された技術的構成の変化を反映するかぎりでの資本の価値構成を、資本の有機的構成と呼ぶ」（KIS. 640）

『資本論』のいう「TCCの変化を反映するVCC」としてのOCCはどういうことなのだろうか？「変化を反映する」という限り、蓄積で新たに投下された資本か更新投資が技術的に変化している場合を想定しているはずだ。資本構成の瞬間風速的な概念ではないのか？OCCは、マルクス『資本論』においてはマクロの集計概念でなく、ミクロ的といつてもよいのではないか。

Fine, Hariss (1973) はOCCとVCCの違いを、OCCが旧価値（技術変化の初め）で、VCCが新価値（技術変化の終わり）で測られるとする。

$$VCCt' = (MPt / MSt) (VtMP / VtMS)$$

MS : 賃金財量

$$OCCt' = (MPt / MSt) (V0MP / V0MS)$$

MP : 生産財量

これは生産手段の生活手段に対する比率への技術変化の直接的な効果を分析することに焦点をあてている（間接的影響を捨象している）とされるが、技術変化の始めと終わりがどこかを確定するのは至難の業のはずである。またGroll and Orzech (1987) によれば、VCCは生産過程で決定された費用比率 (ratio of the cost) であるが、OCCは技術的に一般化された費用比率であるとしている。

$$OCC = \{(1/eK) / (1/eL)\} TCC$$

この $e$ は投入単位当りの产出で測られた、それぞれの部門の生産性である。ここではOCCは、TCCを生産性の逆数の部門比率で評価しなおしたものとされている。ここで、生産性というのは、もちろん新投下資本の生産性をさしているのであろうから、ここから見ても、OCCの評価は、限界的な蓄積部分の比率として示されているといえよう。

『資本論』でのマルクスの考えは、価値構成における技術変化の直接的間接的影響の相違について論じたものではない。技術変化の影響の間の区別のかわりに、有機的構成とは技術変化が、価値構成に影響をあたえているか、あたえていないかが問題なのである。やはりこれもミクロ的・限界的な規定といえよう。それでは、マルクスには先にMosereyが指摘したようなマクロな長期的な〈資本構成の規定〉はやはり存在しないのだろうか。

マルクスは『剩余価値学説史』のシュルビエリを扱った個所で利潤率を規定する要因を次のように論じている。「剩余価値は可変資本の価値増殖の大きさと剩余価値率によって、総資本に対する剩余価値の割合は、再び可変資本と不変資本の割合によって規定……」(S.361)。以上のように、資本構成は利潤率を二重に規定している。利潤率を次のように考えよう。

$$r = \{V / (C + V)\} (M / V)$$

この式の第一項は資本構成による利潤率の規定であり、第二項は剩余価値率による規定であるとすれば通説的理解となる。しかしマルクスは両項が〈資本構成〉と関わるといっている。

第二項は  $M = m L$  ( $L$  : 労働者人口,  $m$  は一人当剩余価値) から,  $L$  が,  $L = f (C/V)$  で決定されることを示している。先ほど見たように,  $L$  の増大率を資本構成の増大率よりも大きくなると想定すれば、一人当たり剩余価値が資本構成と同一速度で増大したとしても、その効果は  $L$  の相対的な減少という効果によって打ち消され利潤率は低下傾向を示すことになる。これまで、この資本構成の利潤率への二重の規定関係は十分に理解されてこず、利潤率を剩余価値率が直接規定することが強調されてきた。

さて、第二の論点であるが、『剩余価値学説史』において〈有機的構成〉のもう一つ別の規定が存在することである。〈生産資本の有機的構成〉という規定である。生産過程の素材的な観点から資本構成をみており、ほぼ『資本論』の技術的構成と同様の規定である。これを〈貨幣資本の有機的構成〉として見れば、ほぼ価値構成と同じ内容があろう。また〈商品資本の有機的構成〉とすれば、これが『資本論』の〈資本の有機的構成〉を示すのかもしれない。マルクスが直接論じているのは〈生産資本の有機的構成〉のみである。価値構成が同一であるのに技術的構成が異なる場合をマルクスはあげている。

	労働者数	不変資本	可変資本
--	------	------	------

A	5	1000ポンドの500	100
B	25	100ポンドの500	100

生産部面 A, B において価値構成は  $500/100$  であり同一。技術的構成は（100ポンドを技術的な意味で基礎になる大きさ）とみれば、対応する労働量が A : 0.5人 B : 25人から、A が B に比して50倍にもなる。（一国内の同一部面でこのような相違はみとめがたいため、たとえば各国での穀物生産力の違いなどと考えよう）。マルクスはここで独自の〈生産資本の有機的構成〉の尺度を提起している。労働者数を  $L$  とおけば  $(C/L)$  となるような指標を〈生産の有機的構成〉と呼んでいる (S.379)。A は  $500/5$  であり B は  $500/25$  となる。A の有機的構成は B に比して 5 倍となる。最初の一般的な技術的構成の指標が 50 倍という相違を伴ったのは不变資本の素材的な要素の差違が大きく作用している。この差違は当該部面における生産力の相違を表現するも

のではなく、その素材となる不变資本の生産部面において生産力の差違が著しく存在するか、または原材料の価格が大幅に相違する場合であろう。この不变資本の素材的相違にかかる問題を排除した指標をマルクスは〈生産の有機的構成〉と呼んだ。この概念は当該生産部面での生産性の違いを表現する指標となっている。その意味では、この〈生産資本の有機的構成〉は、社会的な意味での資本構成（長期的なもの）ではなく、個別の生産部面にかぎったミクロ的な限界的な概念であるといえよう。最初にみた規定では、労働者人口を媒介にして〈有機的構成〉がマクロ的・長期にみられたのに対し、後の規定では、それがミクロ的・限界的にみられている。Moseleyの批判にもかかわらず、マルクスには両者の規定が存在することが明らかになった。問題はこの両者の関係である。利潤率の低下に関わってこの問題がどう影響を与えてくるかを研究する。

## 第Ⅱ節 利潤率の低下

ここでは、 $OCC$  の増大率  $> S/V$  の上昇率が成り立つかどうかという問題を議論しよう。Moseleyはこれまでの多くの論者によって一般的に議論してきた、利潤率を規定する要因分析を紹介し、そこで生じてきた論争を簡潔に整理する。

$R P = (S/V) / (C/V) = RS/VCC$   
 $R P$  : 利潤率,  $RS$  : 剩余価値率であり,  $RS$  は賃金財を生産する労働生産性の増大率と平均実質賃金によって決まる。労働生産性の増大率実質賃金の増大率であれば  $RS$  は増大する。マルクスは  $RS$  の増大は産業予備軍の増大によって可能となり、 $RS$  の増大は累進的であると考えた。sweezy (1968) Robinson (1966) は、 $VCC$  の増大は否定できなくとも、 $RS$  の増大率の如何によって利潤率の動向は不確定になるとした。これに対して Rosdoldky (1977) は利潤率上限の低下から反批判を加えた。Moseleyの

見解は以下である。

$R P = S / C = (S / L) / (C / L) = D S a / C a$   
 $C a = C / L$  (生産労働者当りの不变資本)  $S$   
 $a = S / D (L)$  (日当たり労働者当りの剩余価値),  
 $D$  : 年当労働日数とする。この  $R P$  の第四項の  
分子 ( $D S a$ ) は、先に見た総労働者数を含まない  
剩余価値率の規定と同一である。 $m$ ,  $H$ ,  $D$   
を一定と仮定すれば、 $\hat{C} a = \hat{R} S$ ,  $\hat{L} = \hat{N}$  とす  
れば  $S a$  と  $R S$  は同一トレンドとなる。 $S S$  を剩余  
価値シェアとすれば、 $R S$  の上昇率  $> S S$  の上  
昇率であれば  $R P$  は低下する。 $S a$  には労働日の  
限界があるが、 $C a$  にはそれがない。そこで  $C a$   
の上昇率  $> S a$  の上昇率となる正確な点の分析を行  
おうというのだ。

Moseleyは、固定実質賃金のもとでの一般的モデルを以下のように提起する。

$A'$  : 時間当たり産出

$S a$  : 一人当たり剩余価値フロー

$L s$  : 剰余労働時間

$L n$  : 必要労働時間

$B$  : 生産労働者の実質賃金

$A$  : 日当産出

$H$  : 日当労働時間

$m$  : 時間当たり付加価値

$A' = A / H$  (実質産出)

$$S a = m L s = m (H - L n) = m (H - B / A')$$

$$S a = m H (1 - B A - 1)$$

$$d S a / d A = m H B A - 2$$

$$(弹性) E S a = (d S a / d A) / (S a / A) \\ = m H B A - 2 / m H (A - 1 - B A - 2) \\ = B / (A - B)$$

$S a$  の弾性は、 $A$  と逆に変化  $E S a$  は生産性が上昇するにつれて低下する。

$$L n = B / A' \quad \text{または} \quad B = A' L n$$

$$E S a = A' L n / (A' H - A' L n) = L n / (H - L n) = L n / L s$$

$$= m L n / m L s = V / S = 1 / R S$$

生産性に対する  $S a$  の弾力性は  $V / S$  に転換可能であるという結論に達する。これに対して  $C a$  の方は、技術の変化につれて増大すると考えられるため、労働の生産性と正の相関をもつ。 $k$  を比例係数 ( $0 < k < 1$ ) とすれば、 $\hat{C} a = k \hat{A}$  となる。 $k$  が一定であることを前提すれば、 $C$

$a$  の弾力性は一定となる。利潤率のトレンドは、 $E S a$ ,  $E C a$  によるから。 $E S a < E C a$  のとき利潤率は低下することになる。

図 1

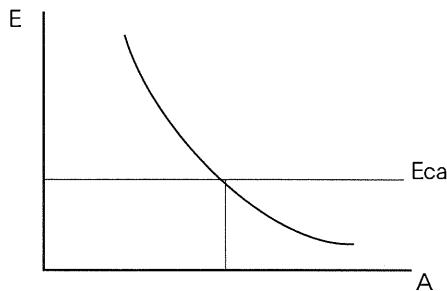


図 2

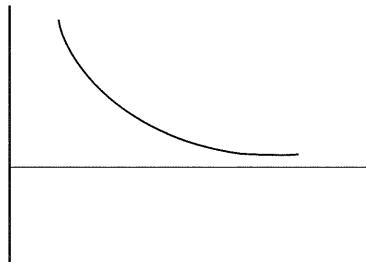


図 1 の可能性は資本蓄積の実態からいっても十分に考えられるのだが、理論的には図 2 の場合もありえよう。Moseleyは、マルクスの場合、利潤率低下の条件を設定する場合に、以上のような正確な定義をおこなっていないと指摘する。その意味で利潤率の低下を論証していないとするが本当にそうだろうか。Moseleyも問題とし、マルクスもマクロな〈資本構成〉において考察している視点からみれば問題は明白になる。まず長期的にみれば、

$\hat{C} a = (\hat{C} / \hat{L}) = \hat{C} - \hat{L}$  であり、これと同テンポで産出の生産性が増大することはまれであるから（資本の素材量ほどには産出価値は増大しない）、生産性に対する弾力性は増大するはずである。Moseleyの場合、労働力人口の契機を途中で取っ払ったために、 $C a$  の価値弾力性の長期的変化を見失うことになっている。

図3

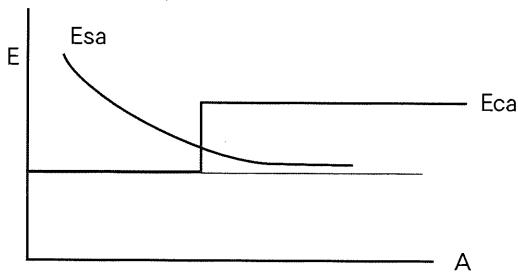


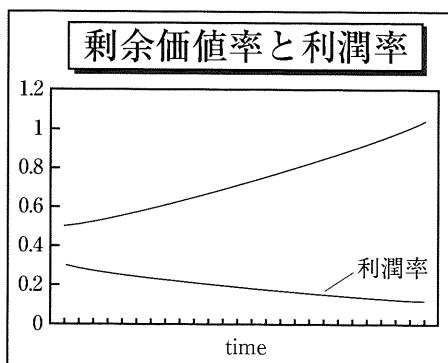
図3ではもっとも正確に利潤率の低下が説明されていよう。

利潤率低下論についてもう少し詳しくみよう。マルクスは、『剩余価値学説史』のホジスキニを扱ったところで次のように利潤率低下を証明し

ている。まず100という資本を前提し、これが20年間に10%づつの利潤をあげ、そのすべてが蓄積にまわると仮定のもと20年後の資本総額を計算している。それはほぼ最初の7倍近くになるが、これに対して労働者人口の方は大きく見積もっても25年間に2倍くらいにしかならないことを述べ、結果として利潤は剩余価値率が一定であれば就業人口によって規定されており、上記の仮定のもとでは2倍となっている。それにもかかわらず利潤率のほうは総資本の増大割合によっても規定され、総資本は7倍、人口が2倍に増大しているとしても利潤率は $2/7$ に減少していることになる。極端な仮定であるがたしかに利潤率の低下をよく示してはいる。上の労働人口の変化を考慮したマルクスによる利潤率低下の説明のとおり、長期的な資本構成の変化を織り込んだ数値例とグラフを以下に作成し

表

	成長率
初期値	
m : 0.01	
D : 300	
P L : 1	
H—L n : 0.5	
C : 100	



H—L n	L	C	利潤率
1.03	1.03	1.1	
0.5	1	100	0.3
0.515	1.03	110	0.2893364
0.53045	1.0609	121	0.2790518
0.5463635	1.092727	133.1	0.2691327
0.5627544	1.1255088	146.41	0.2595663
0.579637	1.1592741	161.051	0.2503399
0.5970261	1.1940523	177.1561	0.2414415
0.6149369	1.2298739	194.87171	0.2328593
0.633385	1.2667701	214.35888	0.2245822
0.6523866	1.3047732	235.79477	0.2165993
0.6719582	1.3439164	259.37425	0.2089002
0.6921169	1.3842339	285.31167	0.2014748
0.7128804	1.4257609	313.84284	0.1943133
0.7342669	1.4685337	345.22712	0.1874063
0.7562949	1.5125897	379.74983	0.1807449
0.7789837	1.5579674	417.72482	0.1743202
0.8023532	1.6047064	459.4973	0.1681239
0.8264238	1.6528476	505.44703	0.1621479
0.8512165	1.7024331	555.99173	0.1563842
0.876753	1.7535061	611.5909	0.1508255
0.9030556	1.8061112	672.74999	0.1454643
0.9301473	1.8602946	740.02499	0.1402937
0.9580517	1.9161034	814.02749	0.1353069
0.9867933	1.9735865	895.43024	0.1304974
1.0163971	2.0327941	984.97327	0.1258588
1.046889	2.0937779	1083.4706	0.1213851

た。一人当付加価値m、年労働日数、労働者人口、不払い労働時間、資本価値の初期値をそれぞれ前提し、利潤率を、 $(m \cdot D \cdot L \cdot (H-L_n)) / C$  として、25年間の剩余価値率と利潤率の変化をプロットしている。剩余価値率は $(H-L_n) / L_n$ で表現され、ここで想定した不払い労働時間の成長率を年率3%という仮定のもとでは、初年度に比して最終年度は100倍程度になる。利潤率と剩余価値率の変化の方向性に注意を向けるという観点から、剩余価値率は対数表示でなされている。

『剩余価値学説史』当該個所では、これに付け加えて、一般によく知られているような利潤率低下法則の論証がなされている。すなわち、労働の生産力の増大過程は、結局大幅な資本の有機的構成の高度化につながるのだから、利潤率低下を阻止しようとする相対的剩余価値生産の増進そのものが、さらに総資本を増大させてゆくだろうというものである。これは、利潤率低下法則に反対に作用する諸要因、ここでは相対的剩余価値生産がさらに利潤率を低下させるというものである。相対的剩余価値生産の問題は『資本論』においても利潤率低下法則の論証そのものとは別に、利潤率低下に反対に作用する要因として、本来『資本論』の研究対象をはみ出す問題としても扱われている。ふつうに利潤率低下法則の論証とみなされている方法は、実は、資本と人口の増大速度が同じ、すなわち資本と人口の対立関係を捨象したもとでも利潤率は低下しうるということの論証にほかならない。

## 結びにかえて

以上、二種類の〈資本の有機的構成〉概念を明らかにすることで、資本構成と利潤率低下との関連が次のようにまとめられる。まず、長期

的なマクロな意味での〈資本の有機的構成〉の上昇は労働者人口の増大速度とかかわり、長期的な意味での利潤率低下法則（マルクスのいう「法則そのもの」）に関わっていた。それに対して、限界的なミクロな意味での〈資本の有機的構成〉の上昇は、相対的剩余価値生産を通じて生産性の増大や剩余価値率の上昇と関わり、利潤率低下論からみれば、法則の長期的な作用を阻止する、低下法則に「反対に作用する諸要因」を生み出すことが明らかになった。これまでの多くの論者は、後者のミクロな資本構成のみから利潤率低下法則との関連を問題としてきた。そのため、長期的な資本構成の変化の問題をネグレクトしてきた。そのため利潤率低下に対抗する諸要因の作用を、長期的な利潤率の低下傾向と同列に扱い、そこから利潤率の動向の「不確定性」を説いていたのである。本稿は、この長期的な資本構成の変化の問題を利潤率低下に関わる基本的な資本構成の関係として位置づけなおすことを主張している。

## 参考文献

- Fine,Ben and Laurence Harris., *Rereading Capital.*1973.MACMILLAN  
Moseley,Fred., *The Falling Rate of Profit in the Postwar United States Economy.*1991.MACMILLAN  
Robinson,Joan., *An Essay on Marxian Economics.* 1966.MACMILLAN  
Rosdolsky,Roman., *The Making of Marx's Capital.*, 1977.Pluuto Press  
Shalon,Groll and Z.B.Orzech., *Technical Progress and Values in Marx's Theory of the Decline in the Rate of Profit.* 1987.history of political economy.19 (4)  
Sweezy,Paul., *The Theory of Capitalist Development.* 1968.Monthly Review Press

（ますだかずお 所員 大阪外国语大学非常勤）

## はじめに

平成不況下で吹き荒れている空洞化・価格破壊・規制緩和の「新3K現象」の進展によって、中小零細企業と地域経済の存立基盤と存立根拠は根底から問直されている。「平成不況というトンネルを抜けると中小企業が走る線路がなくなっている」事態を回避し、かつ21世紀型大競争時代への対応のためとして「自助努力」と「自己変革」が強く求められているのが最近の論調のひとつの特徴である。このような構造転換期において、「弱者の中小企業」観を乗り越えた「21世紀は中小企業の時代」とする、あるいは、'small is beautiful' から 'small is possible' 等と位置づける「中小企業論」テキストが相次いで発刊されている。これらの特徴的論点を紹介しつつ、今後の課題にも可能な限り接近したい。

## 1 『白書』の示す中小企業の存立条件とその形態

『平成8年度中小企業白書』の「第1の、そして最大の特徴」は、日本経済の構造転換の動きを確定視した上での「待ったなしの対応」策の本格的検討にあること、またその対応策にアメリカやイタリアの経験までが参考されていることを指摘するのは二場邦彦氏（「中小企業白書の論評」『季刊中小企業問題no.79』東京中小企業問題研究所）である。『白書』は、個別中小企業の成功への一つの戦略としての海外移転の積極的評価、「海外展開した中小企業に見られる海外拠点の国内への不可逆性・投資先の広域化・多国籍展開」による東アジアとのグローバルな分業の進展を確認する。同時に、国際分業の中での国内産業を支える製造業として、市場高感度型・技術高度化型・独自性追求型の3類型が優位性を持つ企業像として示す。

アメリカの教訓は、「国際化と非空洞化との両立」である（「国際化・非空洞化のアメリカ」の現実については、『中小商工業研究44号』（95年7月）『経済

（96年11月号）所収の水津雄三論文を参照のこと）。シリコン・バレーの教訓は、異業種連携によるプロダクト・イノベーションとベンチャーキャピタルの積極的評価である（このモデルの日本移植の可能性については、日本経済新聞社編『シリコンバレー革命』を参照のこと）。

イタリアの教訓は、産地のスリム化という痛みの中から成長した「企業間ネットワーカー」による、リスクを伴うセルフマーケティング機能強化による国際競争対応力の形成である。なお、『白書』の示す「固定費の増大を抑え、かつ産地での技術の継承・蓄積を実現」するイタリアの産地機能の本質は、例えば「アパレルの総監督モデリスト」が素材・副素材の吟味から原価計算・工場生産工程ごとの仕様書作成とワーカー指導、そしてマーケティング戦略まで提案する（富沢木実論文『転機を迎えた地域経済』所収、中小企業リサーチセンター）仕組みにあることに全く触れていない。また、「企業間ネットワーカー」の原型は、産元を中心とする関連企業の垂直連携によるPT（プロダクションチーム）主導のプロダクトアウト（つくったものを市場に押し出す）から、マーケット・イン（流通参加型の「売れるものをつくる」）視点に立ったネットワーク型組織としてのLPU（リンクエージ・プロダクト・ユニット）にある（『新繊維産ビジョン』通産省、95年）ことを補足しておこう。また、『白書』の奇妙な「空洞化」規定—日本国内の高コスト構造に起因する必要以上の製造業の海外展開・国内部門の縮小—の意図は規制緩和を緊急課題として誘導するところにある。

## 2 大競争時代における個別中小企業の2つの生き残り戦略

佐藤芳雄編著『21世紀、中小企業はどうなる』（慶應義塾大学出版会）から、以下の3本の論文を取り出して論理の特徴を検討する。

佐藤芳雄氏は、「日本中小企業の新しいパラダイムシフト」を組織軸・市場軸・技術軸で展開し、市場指向性が常に問われる新しい時代は、新分野進出・

開拓での「大企業受難の時代」に対して、「中小企業の優位・守備範囲の拡大」の好機とする。渡辺幸男氏は「中小製造業のパラダイム転換」を、広義の機械工業の社会的分業構造（国内完結型山脈構造、地域間「棲み分け」構造、取引関係の準垂直的統合）から1985年以降の日本製造業のフロントランナー化と東アジア化を起動因とする、下請系列関係の解体と地域分業化構造の再編成とする。従って、個別中小企業生き残りの2つの道は、ひとつは「日系中小企業化」（国境を越えた安定的量産品の低賃金利用による広域展開）による東アジア工業発展貢献である。他方は、「国内生産こだわり」で、ニッチ市場での「小さな寡占企業」・ユーザーニーズに応える「先取り提案型専門企業」・変動の激しい需要に対応するアジャイルで「柔軟な工業集積ネットワーク」体である。生産機能からみれば大田区で典型的な多品種少量・試作・開発専門企業集積による生き残り（=オータナイジエーション化）となる。黒瀬直宏氏は、「市場創造と中小企業の新パラダイム」として、「50年代の量産型」「70年代のソフト型」「85年以降の開発志向型」中小企業として戦後の成長変化を類型化する。そして、「大転換」対応類型として「市場創造型中小企業」による「範囲の経済」の実現、カスタム・メイド型多品種少量生産の実現を提起する。以上から、「大企業受難の時代」を前提にした個別成長中小企業の類型化による21世紀への生き残りの道に、空洞化現象は「溶解」している。

### 3 新パラダイムのための大企業支援政策からの根本的転換

大林弘道氏は、産業空洞化現象による中小企業総体の存立に関わる構造的諸変化を「戦後中小企業構造の解体」と把握した上で、中小企業政策の問題点を3点指摘する。①大企業の個別的行動戦略（内製化・部品共通化・部品点数の削減・海外からの部品調達・海外生産強化）を「経済合理的」行動と見なし、かつそれを与件として棚上げしていること。②それらを国際的・国内的企業環境条件の一般的変化に解消し、専ら中小企業にのみ個別的な対応を迫っていること。③現在において困難な状況にある中小企業は事実上既存分野での存立を放棄しない限り政策対象から外されることになっている。従って、政策の新パラダイムは、大企業支援政策であった「産業政策」からの根本的転換、そして「大企業とともに

に発展する中小企業」「大企業に対して期待・信頼・政策効果の中心をおく政策」を追求してきた歴史との訣別（前掲『21世紀中小企業はどうなる』および『新中小企業論を学ぶ』所収論文参照）である。

### 4 ベンチャー企業家像の出自

『白書』が示す「ベンチャー」企業家像の原型は、1975年以来「ベンチャービジネス論」を提起している清成忠男氏のいう「市場経済のイノベーション主体としての企業家」像（清成忠男・田中利見・港徹雄『中小企業論 市場経済の活力と革新の担い手を考える』（有斐閣）に限りなく近い。不確実性というリスクを積極的に引き受けた創造的なビジネスを開拓するベンチャー企業家のために、ベンチャーキャピタル・ビジネスインキュベーター・株式の店頭市場の整備や、企業家精神を尊重するカルチャー変革による「企業家キャピタリズム」への転換を主張する。リストラ圧力下の大企業での30才代のスピニアウトを引き金にした21世紀初頭のVB本格化（清成忠男『ベンチャー・中小企業優位の時代』東洋経済新報社）を予測している。

ところで、VB論は、中小企業庁による「新規開業創出等支援対策」として（百瀬恵夫・伊藤正昭編著『新中小企業論』（白桃書房「第4章」），あるいは「日本経済の活力を維持し雇用と成長を確保する」期待（森本隆男編著『中小企業論』（八千代出版「第24章」）等を導入部分として展開される場合が多い。だが、ベンチャー企業支援策の出自は、中小企業庁の外側に中小企業政策の一部を押し出し、通産省本省所管の産業技術政策づくりとして政府の公式の中小企業政策の中に「ベンチャービジネス」の流れを造ることにあった。この結果、中小企業基本法の本流としての政策を越えて、21世紀に向けた新産業創出と雇用確保を看板に掲げた「創業支援ブーム」という傍流の今日的奔流を生みだしている。1969年に初めて実施された国民金融公庫の新規開業調査（当時の調査課長は清成忠男氏）の中で、技術やノウハウに光るものを持つ58社の若き創業社長たちの研究会が組織され、それに参加していた通産省官僚より「財團法人をつくり、VB向け融資を無担保で債務保証させればいい」という提案によって1975年7月に衣替えをしたのが、和名を「研究開発型企業育成センター」とするVEC（Venture Enterprise Center）である。その後、ファインディング範囲の拡大にあわせて

「知識融合型企業（＝ハイテクではないサービス業のこと）」も対象とされ、最終的には1994年「研究開発型」の看板をおろし、「ベンチャービジネスおよびニュービジネスの支援・育成を図る」英語読みの看板だけのVEC（浜田康行『日本のベンチャーキャピタル 未来への戦略投資』日本経済新聞社）参照。なお、ベンチャーキャピタルの本質や地域経済振興の期待を込めたベンチャー企業公開支援システムが持つモラル・ハザードやハイリスク性等を指摘している）となる。この意味では、『白書』では全く触れていないイギリスの教訓、つまり創業支援から既存企業の育成に重点を転換した地域産業支援政策（有田辰雄「イギリスにおける中小企業政策の変化」『中小企業季報94.2』）、さらには、地域から集めた預貯蓄財源の一部を地域的投融资に回すべきと規定するアメリカの地域再投資法とその規定に従う大手邦銀の規制された行動（柴田武男「地域再投資法改正の影響と現行の規制構造」『証券研究』vol.108）の教訓から学び直す必要がある。

## 5 「構造転換」の向こうにある 「個性的国民経済」の「自立的」担い手

吉田敬一氏は、その著『転機に立つ中小企業』（新評論）で、「構造転換とは、日本の特徴を持ったフロント・ランナー型産業構造の構築に向けた自己変革過程」と同時に、「日本の個性を持った豊かな社会の具体的建設の土台となる産業構造の確立という課題に対応した国民経済への構造的転換」期として位置づける。従って、コスト問題を現実的契機とする生産の国際化戦略は、「地球レベルで普遍的に整備されるべき機能」の海外生産移管であり、「これに対して、産業構造転換後の新たな経済ステージにおいて日本経済をリードしていく産業と企業は、日本型の豊かな社会を経済的に保障する個性的産業・企業および、メイド・イン・ジャパンであることに国際競争力の基本を有する独創的産業・企業」とする。従って、地域的産業集積としての中小零細企業が21世紀的課題に沿って生みの苦しみの中から自己変革を遂げるならば、「日本独特の重層的生産分業・下請システムの下部構造の位置から脱却し、親会社やユーザーの自己実現に貢献できる自立的・自律的展開能力」を有した経営体としての確固たる存立基盤と社会的存在意義を担うこと、及びそのための地域的産業振興

政策の重要性を指摘している点が注目される。なお、日本型固有価値的生活様式論や地域間生産ネットワークの形成に関わる地域大企業の生産力活用の仕組みづくりや産業の情報化論は今後の重要な研究課題である。

## おわりに —戦略的構造改革と中小零細企業—

1996年3月の「機械産業懇談会報告書—『戦略的構造改革』をめざして—」（通産省機械情報産業局、『月刊ニューポリシー96.4』）によれば、自動車・電気・産業機械・エレクトロニクス製品等のアセンブリーメーカーのこれまでの対応は「雇用維持」と「競争力維持」の相克の苦悩に満ちた「漸進的構造改革」による空洞化の進行であったと断定する。それと誤別したメガコンペティションに生き残るために「戦略的構造改革」として、大胆なリストラの受け皿としての社会全体の能力開発・再教育機関づくり、分社化による新規事業展開や持株会社下での自立性の高い子会社経営づくりへの規制緩和による支援を示し、これを5年間で加速的に促進する具体的対応として以下の3つを示す。「最適地生産・最適地調達体制の構築と付加価値の国内への適切な還流」「経営オプションの多様化と経営資源の流動化」、そして「キーテクノロジーの確立と情報システム化型産業への展開」である。ここでの部品関連技術の確保と関わって、「重要技術の伝承の観点から協力会社群への支援や再編」への取り組み対象して中小零細企業は言及されているに過ぎない。輸出主導型リーディング産業の再構築の視点からみれば、中小零細企業の存立条件・形態は「隙間」としても存在していない現実がここに示されている。三井逸友氏の課題提起、つまり経済効率性や企業活動への単純否定ではなく、また「個人主義」と「企業家経済」万歳でもない、労働の協働性・人間生活と地域の有機連係性を踏まえた新たな「社会経済論」視点（前掲『21世紀中小企業はどうなる』「II. グローバルに見た中小企業の新パラダイム』）を具体化するためにも、協同化とそれらのネットワーク化の先進的事例を踏まえた社会経済論的「戦略的構造改革」の構築が今求められている。

（芳野俊郎 所員 日本福祉大学非常勤）

## 企業の権力、企業の民主化 —ロバート・ダールの経済民主主義論

企業の政治的影響力の評価は、現代政治学の1つの焦点となっている。かつて代表的な多元主義者として企業権力の優位を否定したダールは、後年その立場を修正している。本論はその背景と、彼の経済民主主義論に焦点を当てる。



UEDA Michiaki  
上田 道明

### I はじめに

「(新しい) 制度論」や「政治経済学」といった分析枠組みが大きな潮流をなしているのが近年の政治学であるが、「近年」という表現が物語るように、政治学も方法論に流行り廃りを見せてきた。第二次世界大戦後、日本の学界も含めた世界の政治研究をリードして来たアメリカ政治学の状況を見てみると、1950年代から70年代にかけての時期、つまり制度論が興隆する以前の政治学の中心に位置していたのは「多元主義(Pluralism)」という考え方であった。今回の政治学入門は、この多元主義の成立から影落への歴史をタテ系にして、企業権力への認識というヨコ系をこれに絡める形で進めていくことにしよう。

### II 多元主義と企業権力

多元主義は、民族や宗教的な構成において多元的であるアメリカにとってはまず事実であり、建国以来の有力なイデオロギーの一つであった<sup>1)</sup>。20世紀後半に政治理論として精緻化されるにあたっては、「集団の噴出」と称された今世紀に入っての圧力団体の族生等の様々な要因があるが、その一つに政治が支配階級や一握りのエリートによって“一元”的に支配されているとするマルクス主義や「エリートイズム」との対抗があった。マルクス主義もエリートイズムもアメリカ政治学の主流を占めたことはないが（むしろ異端的でさえある）、多元主義がこれらとの対抗の中でその地位を確立し、そして制度論がその多元主義への批判から生まれているというのが、簡単な戦後のアメリカ政治理論史である。

では、その多元主義の基本的な認識を、代表的な論者の一人と目されているR・ダールの所説から紹介してみよう<sup>2)</sup>。政治的影響力を生み出す資源（リソース）は、支配階級や一握りのエリートに集中しているのではなく、社会内の様々な集団に（平等にではないが）広範に分散している。ここに想定されている資源とは、所得や財産にとどまらず知識・社会的地位・人気など多様なものを含むのだが、これらの内どれ一つとして全ての政策領域を支配する資源ではないため、エリートは政策領域ごとに存在することになる。意思決定はこの多元的に存在し競合するエリートたちが不断の交渉・妥協を行うなかでなされるため、社会の安定に加えて、市民によるエリートのコントロールも望める、というのが多元主義の考え方である。

以上の定式の中で注目したいのは、この理論が政治と経済を分離している点である。先に挙げたマルクス主義やエリーティズムが経済エリートや企業権力の優位を説くのに対して、多元主義は経済エリートを他の領域のエリートと同列に扱っている。社会には民族、宗教、あるいは地域などを母体とする集団が数多く存在し、それぞれに集積された資源を代表するエリートを擁するわけであるが、その力は決して企業権力に劣るものではないことを多元主義は強調する。実際の影響力関係は政策分野ごとに異なるものであり、少なくとも一元的に企業権力が政治を支配しているわけではなく、政治がその独自の領域を持つという意味で、経済が政治を規定するという認識を否定するわけである。

この多元主義的な政治認識は、意思決定が多元的なアクターによる圧力交差の結果なされていることを説明する点で優れており、多元主義として理論化されてからはそのまま政治過程論の有力な分析枠組みとなった。わが国においても、1970年代以降には政治分析に盛んにこのモデルが用いられるようになっている<sup>3)</sup>。例えば日本政治を説明するモデルとしてしばしば用いられた「鉄の三角形」モデルも、かつてのマクロな“政・官・財”的関係から“政・官・業”というミニ三角形として語られることが多くなった<sup>4)</sup>。このことは財界がビジネス界全体を代

表する一元的な意思の持ち主でなくなったことの反映であるが、少なくともこの次元での日本政治の多元化は見られるということであろう。

しかし多元主義には欠陥が指摘されるようになった。ここでは様々に展開されている批判の中から二点に絞って紹介することにしよう。一つは、多元主義には「国家」の観念が欠落しているという問題である。実際多元主義には、国家＝「中立的な調停者」程度の位置づけしかなく、ある意味ではほとんど無視される存在であった。行政機構の拡大した今日国家の存在は無視できるものではないし、「中立」という評価にも疑問が持たれている。政府が国民からの支持を獲得する上で雇用や経済成長といった経済パフォーマンスの果たす役割は大であるが、それゆえに政府がビジネスに対して各種の誘因を提供せざるを得ないことが80年代に様々な論者によって明らかにされるようになった。このような役割を果たす国家の存在を多元主義はあからさまに無視しており、ここから政治と経済の関係に焦点を当てた「国家論」や「制度論」、「政治経済学」が台頭してきたのである。

もう一つの批判は、社会内での権力の非対称性についてのものである。多元主義は様々な社会圧力の交差が適正な均衡点をもたらすという、市場の自動安定化システムに似た考え方を持っていた。この認識は、社会学ではリースマンの拒否権集団理論、また経済学でのガルブレイスの労働組合＝（寡占的大企業に対する）拮抗力、という認識などにも共通しており、当時の有力な思潮であったことがうかがえる<sup>5)</sup>。しかし上述のように、ビジネスには構造的に特権的な地位が与えられており、未組織の利益に対しては勿論、そのほかの組織利益に対しても優位に立つことが多元主義批判という形で論じられるようになった。

この二つ目の問題点について、象徴的なのは代表的な多元主義者として先に紹介したダール自身が態度を変化させたことである。主にはビジネスや業界団体を念頭において、彼はこれらの集団が社会内の大きな不平等の源泉となっており、結果として民主主義に対する逆機能行使していることを批判はじめた。そして更に

は、彼は不平等解消の処方箋として従業員による企業の自らの管理＝自治企業システムの構想を打ち出したのである。

以下では多元主義批判の中から登場した、このダールの経済民主主義論について紹介することにしよう。多くの経済民主主義論が比較的共通して念頭においているのは、労働者の経営参加が労働者を「よき市民」に変えるという教育的機能であるが、彼の場合強調されているのは、民主主義を機能不全へと追い込む不平等の緩和のためには、企業を含めた社会諸制度の民主化が求められているという認識である。

### III

## ダールの経済民主主義論

ダールの経済民主主義論について、主に A Preface to Economic Democracy, 1985<sup>6)</sup> から紹介することにしよう。かつてフランスの政治思想家トクヴィルは、平等の実現が自由の抑圧につながることを論じたが、現代政治の問題はむしろ過度の不平等が自由や民主主義を脅かしている点にあるとダールは考えている。ごく簡単に指摘しておけば、従来のダールは全体として資源配分が不平等であったとしても、それが広範に分散されれば是としていた訳であるが、近年にあってはその不平等の大きさを問題視せざるを得なくなったということであろう。

ダールは社会的・経済的リソースに大きな不平等をもたらす企業的資本主義と官僚制的社会主義という二つの選択肢を拒否して、不平等を緩和するため一集団としての従業員に所有され民主的に統治される企業像を構想している。「多元主義者」ダールにとって社会集団の自律性を認めない官僚的社会主义が拒否されるのは当然のこととして、企業的資本主義は次の二点について批判されている。一つには現行の企業制度は富や所得の著しい格差を作り出しており、政治的平等者として国家統治に参加するその能力と機会の点で重大な不平等を市民の間に引き起

こしている。もう一つは企業内の経営管理が非民主的に行われているため、企業管理に参加する能力と機会の点で市民間に大きな不平等を生み出している。ダールの考えでは、企業経営に従業員の参加を認めれば後者はもちろんのこと、前者についても富や所得の格差の削減を期待できるとされる。

しかし、このような構想には次のような二つの反論が予想される。一つは、自治企業システムの考え方方が財産権の概念に抵触するものであること。もう一つは企業の決定は国家の決定と異なり拘束力を持たないのであり、企業経営を国家の統治と同様には考えられないというものである。これらの反論に対するダールの再反論を順次見していくことにしよう。

まず、自治企業システムが企業決定に関する支配権を従業員に委譲するとすれば、これは財産権の侵害に当たるのではないかという疑問であるが、ダールは財産権について、これを「政治的自由に要する私的資源を獲得する権利」であるとする見地からこの疑問に答えている。自治権と財産権との関係を考えた時、ダールは後者を前者の実現のための手段と考えている。つまり、自治のための政治的自由の行使は資源の使用を必要とするため、その確保のための機会が政治的自由の行使のための必要条件とされる。財産権はこの見地から正当化されるのであって、自治のための資源を獲得する手段として個人の経済的自由自体は尊重されるにしても、必ずしも企業の私的所有まで正当化するものではないというのがダールの回答であった。

さらには、権力を背景とする国家の統治と企業経営を同一視するのは不当であるとの反論が予想されるのであるが、ダールは企業の中にも治める者と治められる者との権力関係が存在すると主張している。国家の作る法律が強制力を伴って国民を拘束するのに対して、企業内の従業員は決定に不服であれば、自らの意思でその企業を去ることもできると考えるのが一般的な自由主義的な見解であるが、しかしある意味で企業を去ることは国家を去ること以上の困難さを伴うものである。民主主義国家にあっては通常一つの国家を離れれば他国での市民権が獲得

されるが、他方一つの企業を辞したとしても直ちに他の企業に所属できるかどうかは自明のことではない。その意味で、企業の決定は解雇という制裁を伴った拘束力あるものであり、企業も政治システムの一つとして民主的過程を適用する余地のあるものだと彼は考えるのである。

もう一つ、従業員一般に経営の能力が備わっているのか、という疑問も考えられよう。自治企業システムの構想にあっては、従業員がそのまま経営を担当するというよりは、政策決定を実際に担当する代表者を選出する代議制のスタイルが想定されている。ダールは、この選出において従業員の能力が株主のそれになんら劣るものではないことを指摘する。何よりも企業の衰退による影響は株主以上に従業員が受けるのであり、むしろ株主以上に従業員の方が長期的な展望に立った経営を可能にする効果を期待できると彼は述べている。

## IV おわりに

以上がダールの経済民主主義論の概略であるが、これを如何に実現するのかという点をはじめ、問題点も指摘されている。しかし、そういった技術的な詰めはともかくとして、まず特筆されるべきは、ダールがかつての社会認識を改めた上で獲得した、現代政治の更なる民主化のために社会の民主化が求められているという認識であろう。

この見地から日本の学界に目を転じたとき、目を引くのが渡辺治や加藤哲郎によって論じられている企業国家論である<sup>2)</sup>。ここで企業国家論を紹介する紙幅は残されていないが、一言、言及しておけば、独特の査定制度等を背景とした企業による労働者への権威主義的な支配が、何らかの形で政治に影響を与えているとすれば、これは純粋に社会内の問題ではなく、ダールが指摘したもの以上の問題を含んでいると言えよう。

かつて多元主義は「多元的な社会が民主主義に必要」という命題を提示した。先述の理由から（分析概念としての）多元主義は流行遅れのものとなっているが、この命題自体は妥当性を失ったものではない。ただし、「多元的」であるだけでなく、社会は「民主的」でもあることが新たに求められるようになったのである。ある意味で多元主義の行き詰まりから出てきたこの結論をどう受け止めるかは、これからの中の政治学の課題であろう。

- 1) アメリカ建国の政治的バイブルともいべき『ザ・フェデラリスト』の執筆者の一人であるマディソンは、同書第10篇のなかで「(多数者の專制を回避するためには) 党派の数を多くすること」が有効であるとして、多元主義の原型にあたる論理を開拓している。A. ハミルトン, J. ジェイ, J. マディソン (齊藤眞・武則忠見訳)『ザ・フェデラリスト』, 福村出版, 1991年。
- 2) R・ダール (河村望・高橋和宏監訳)『統治するのはだれか』, 行人社, 1988年, 参照。
- 3) 代表的なものとして村松岐夫の「パターン化された多元主義」, 佐藤誠三郎・松崎哲久の「仕切られた多元主義」, 猪口孝の「官僚主導大衆包括型多元主義」等がある。これらは本家のモデルがほとんど国家=官僚機構の影響力を考慮にいれていないため、日本政治における官僚の影響力を表現する必要から, “カッコつき”的多元主義となっている。これらのいわゆる「日本型多元主義」については石田徹『自由民主主義体制分析』, 法律文化社, 1992年, に詳しい。
- 4) 石川真澄・広瀬道貞『自民党』, 岩波書店, 1989年, 参照。
- 5) D・リースマン (加藤秀俊訳)『孤独な群衆』, みすず書房, 1964年。及び, ガルブレイス (新川健三訳)『アメリカの資本主義』, TBSブリタニカ, 1980年, 参照。
- 6) R・ダール (内山秀夫訳)『経済デモクラシー序説』, 三嶺書房, 1985年。
- 7) 渡辺治『企業支配と国家』, 青木書店, 1991年, 加藤哲郎『社会と国家』, 岩波書店, 1992年, 参照。

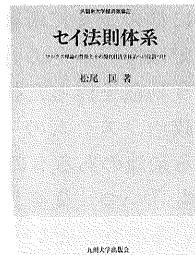
(うえだみちあき 所員 大阪市立大学大学院)

## 書評

松尾匡著

# 『セイ法則体系』

九州大学出版会 1996年3月 税込3296円



## I. モチーフと構成

本書を開いた途端、読者は次のような宣言に迎えられる。マルクス派の理論と新古典派の理論とは水と油のように相容れないという「思い込み」が日本の経済学会を支配しており、これを批判することが執筆のモチーフであると。経済学の歴史を、理論の周辺にちりばめられた思想的な言葉ではなく数理モデルで表わされる理論の構造によって理解していくことをする私にとって、著者のこの立場は諸手を挙げて賛成できるものである。また、著者のこの姿勢ゆえに、本書は学派を超えて広く読まれるべき著作となっている。

「マルクスの経済学体系はセイ法則体系である。」というのが、本書を通じて著者が示そうとしていることのすべてであると言ってよい。第I部「価値と長期均衡」では、マルクスの労働価値説の体系がセイ法則の成り立つ長期を前提にしていることが示され、その観点からこれまで多くの論争を呼んできたマルクスの言葉が体系全体の性格と整合的に解釈される。第II部「蓄積と長期均衡」では、マルクスの再生産表式が、経済の不均衡な変動を分析するものではなく資本主義の長期的な存続条件を明らかにするものであることが改めて確認され、離散時間モデルを立てて、極めて詳細かつ丁寧に数学的諸条件の導出がなされている。第III部「長期均衡の位置づけ」では、マルクスの分析が短期・長期の2つの時間を明瞭に区別したものであることが示され、その長期体系が経済学諸学派とどう対応するのかがクリアに分析される。これらの分析の背後には、マルクスは自分の経済分析から不均衡的な変動や個別の資本どうしの競争関係をひとまず捨象することによって、資本主義社会の階級関係の本質をとらえることに成功したという著者の基本的な認識がある。

## II. 各章の内容

第1章「『賃金・価格・利潤』とセイ法則」では、貨幣賃金の上昇が実質賃金の上昇につながるから賃金引き上げ闘争は無駄ではないというマルクスの主張が、セイ法則の下でのみ成り立つことが示されている。

第1章の補章「交差・双対調整過程の運動」で著者は、森嶋通夫がリカードら古典派の調整様式であるとした交差・双対調整過程をとり上げ、その解軌道が「長期均衡」をめぐって無限の円運動をすることを示している。重要なのは、著者が、古典派の「長期均衡」について2つの異なる概念があると指摘していることである。1つは、非セイ法則的な動搖を長期平均的に貫く均衡という考え方であり、もう1つは、不均衡な動搖がセイ法則を維持したままで持続し、その重心としての均衡という考え方である。著者は前者のほうが現実をよく反映しているので、前者によらなくてはならないと考える。著者のこの選択に対して、新古典派は、私が見るところ、セイ法則の貫徹という意味での均衡自体が、時間とともに規則的に、あるいは、不規則に変動するという主張をするようになっている。

第2章「長期均衡と価値生産性問題」では、サービス労働が価値を生むかどうかの問題が分析される。その場合の論点は2つである。1つは『剩余価値学説史』でマルクスが、対人サービスは不生産的であり、生産的労働はものを作る労働であると述べているのをどう解釈するかである。これについての著者の解釈は明快で、マルクスは、対人サービスとは商品化される以前の人身的奉仕であり、商品化されて売買の対象になればサービスも「物」となると考えていると言う。もう1つの論点は、『資本論』でマルクスが商業労働を価値を生まないものとしている点をどう説明するかである。著者は、競争の行き着く

先では社会に本当に必要な商業労働はごく少なくて済み、この結果、マルクスは商業労働を価値を生まないものとして近似的に扱うことができたのだと言う。現実の技術体系は各資本が価値実現のために必要以上の商業労働を投入している結果、労働価値を求めるときの技術体系とは異なったものとなっていく。この論拠として著者があげるのは、統計的な事実として産業連関表を時間を通じて見たとき、物的生産部門の投入係数が比較的安定しているのに対して、商業部門関連の投入係数が大きく変動していることである。

第3章「拡大再生産表式論について」は、所与の労働成長と整合的な「順調拡大再生産経路」は「均衡蓄積軌道」であることを示すのに当てられている。「順調拡大再生産経路」とは、部門間比率を毎期一定に保つ成長軌道であり、実質賃金率、したがって、搾取率と、資本家の貯蓄率とを考えれば一意に定められる。だが、労働供給の成長率を考えあわせると、「順調拡大再生産経路」の成長率がそれと一致しない場合、失業の増大や人手不足によって遅かれ早かれ成長が維持できなくなる。こうして、多くの「順調拡大再生産経路」のうち労働供給の成長率とともに成長する唯一の「均衡蓄積軌道」が選ばれるのである。この観点から、富塚良三、井村喜代子、大島雄一、置塙信雄らの解法が検討される。

続く第4章「均衡蓄積軌道論」では、「均衡蓄積軌道」の均衡解の存在条件、局所的安定条件、大域的安定条件が、新古典派成長モデルとの対比で検討される。そして、著者はここで、両者の間にある「数学形式上ささいな違い」に触れる。それは、モデル構築上、時間が連續的か離散的かということなのであるが、そのことがモデルのふるまいに大きく影響することが確認される。均衡成長軌道そのものが変動して内生的景気循環が生じるのは、資本財が1つだけのときは連続時間モデルではありえず、離散時間モデルに限られることは西村和雄らによって確認されている。

この章で検討されるモデルは、生産手段が1期で消耗するかどうかによって「原材料モデル」と「固定資本モデル」とに分けられる。さらに、技術選択のための計算に使う価格が投入時点か産出時点か、そもそも技術選択のない固定技術かによって3つに分類される。期待形成の面から見ると、投入時価モデルは静学的期待に、産出時価モデルは完全予見に対応する。合計6種類の組み合わせが1財の場合と

2財の場合でそれぞれ検討されるので、全部で12種類のモデルが扱われることになる。

12種類のモデルのうち2財・固定資本・産出時価モデルは検討されていない。また、2財・原材料・産出時価モデルは著者の修士論文を再考した補章で詳細に取り上げられ、投入時価モデルと異なって、部門の数が増えても軌道のふるまいのようすは大きく変わらないこと、カオス軌道が発生する場合があることが指摘されている。

第3部に入り、第5章「マルクス、マーシャル、置塙の短期理論と長期理論」では、章のタイトル通り、マルクス、マーシャル、置塙信雄が短期と長期をはっきり区別した理論体系を持つ点で共通していることが示されている。

### III. 特に第6章について

第6章「一般均衡分析によるセイ法則の位置づけ」では、一般均衡を表わす連立方程式モデルを考え、過剰決定を避けるためにどの方程式を取り去るかによって経済諸学説が分岐するようすを追う。経済には生産手段、消費財、債券、貨幣、労働を取り引きする5つの市場があり、決定すべき変数は2つの生産部門の利潤率、2つの生産部門の資本設備量、利子率の5つである。ワルラス法則により方程式のうち1つは独立でないから、4つの方程式で5つの未知数を求めることになり、これだけでは解を求ることはできない。

そこで、著者は短期・長期それぞれを特徴づける外生変数を与える。短期の場合の外生変数は2つの生産部門の資本設備量である。すると今度は、4つの方程式に対して未知数が3つに減少するため、いわゆる過剰決定の状態になってしまう。方程式をどれか1つ取り去る必要があるのだが、労働市場の均衡式を取り去ったのがケインズであり、貨幣市場の均衡式を取り去ったのが新古典派の短期の体系である。ケインズの体系では不完全雇用均衡が成り立つことになるし、新古典派の短期の体系では完全雇用と利子率の貯蓄投資説が常に成り立ち、物価水準の変数とともに貨幣市場の均衡式を改めて導入すれば貨幣数量説が成り立つ。また、利潤率は部門間で均等になる必要はない。ヒックスが『価値と資本』に示したような一般均衡モデルが成り立つ理由である。ここで私たちは、著者が貨幣市場の均衡式を省くことと不確実性がないことを同義と考えていることに

注意しておこう。

次に、長期の場合、2つの生産部門の資本設備量は内生変数となる。未知数が多すぎるから、何かを外生変数としなくてはならない。著者は最初に、長期においては部門間の調整が終了していると仮定し、利潤率が各部門で等しく、しかも、それが利子率と等しいと考える。すると、未知数は3つに減り、独立な方程式は4つであるから式を1つ取り去らなくてはならない。著者の言うように、貨幣市場の均衡式を取り去ったものは新古典派の長期定常均衡に対応するだろう。だが、方法はそれだけではない。もう1つの体系の閉じ方として労働市場の均衡式を取り去る方法もありうるはずであり、このときにはケインズ的長期定常均衡と呼ぶべきものが成立するはずである。そして、雇用水準を決定するものとして、ケインズの有効需要原理を表わす方程式を導入できるから、長期のケインズ＝スタッフ体系が可能になるだろう。ところが、著者はこれに触れず、短期のケインズ体系と長期のスタッフ体系を結合することは矛盾であると一蹴する。この理由は、著者が長期を不確実性が存在しないことと同一視し、不確実性が存在しないことを貨幣が必要ないことと同一視しているからである。長期においても、生産関数への搅乱項の導入や、小野善康が仮定したように効用関数に貨幣を入れることも可能であろう。

もっとも、著者は、長期において失業が存在する体系を考察していないわけではない。均衡成長モデルを導くために、2つの生産部門の資本設備量ではなくその部門間の比率だけが内的に定められるでしょう。すると未知数が均等利潤率＝利子率と合わせて2つであるのに、独立な方程式は4つあることになり、2つの方程式を取り去らなくてはならない。貨幣市場と債券市場の均衡式を取り去ると、完全雇用の成り立つ新古典派成長モデルや「均衡蓄積軌道」になる。これに対し、取り去る式の1つを労働市場の均衡式にすると失業のある均衡成長モデルが出現する。このうち、著者が検討するのは、均等利潤率＝利子率を外生にしたケースだけであり、その場合、未知数は資本設備量の部門間比率だけとなり、貨幣市場と債券市場の均衡式も必要なくなる。このケースは著者によってフォン・ノイマンの成長モデルや古典派の体系と等しいとされている。だが、古典派は均等利潤率と利子率とは長期的にも区別されると考えていた。だとすれば、利子率が未知数に加わることになり、それが債券市場の均衡式によって

定められるというのが本当の古典派体系ではないだろうか。また、著者は、現在の資本設備総量が前期から引き継がれて与えられていることを前提にしたモデルだけを取り上げている。これに対して、各期に使用される資本設備総量が資本家の活動意欲によって決定される体系を考えることもできるはずであり、このときは、資本の遊休を許すという意味でケインズ的な各期均衡のモデルが出現することになる。ここでも著者はケインズ的な長期体系の存在を無視してしまっているのである。

#### IV. 特徴と展望

この無視の原因は何だろうか。著者が第1章や第2章での解釈の前提にしているのは、マルクスの経済学批判プランには『資本論』執筆時点でも変更がなかったという認識である。だとすれば、『資本論』に示された体系はプランの中の「資本一般」に当たる。「資本一般」の次元では、現実には激しい競争を繰り広げている多くの資本が、あたかも1つの資本であるかのように論理が展開されることになる。著者がセイ法則というとき、イメージしているのはこの「資本一般」のことなのである。「資本一般」では、競争が捨象される結果、すべての企業が一体となつたのと同じ状態であり、不確実性がないので危険負担のない利子率とそれがある利潤率とが等しくなる。また、貨幣は、その本質的な機能を果たす必要がないので、極力消極的にしか考えられない。企業は得られた利潤に甘んじて、それ以上でもそれ以下でもなくちょうどその利潤の分だけ投資をする。こう考えたために、著者のセイ法則、すなわち、「資本一般」に該当しない長期の体系はありえないものとして無視されてしまったのではないだろうか。

本書を通じての著者の目的は、マルクスの残した経済学体系が長期理論であることをきっちり確認することで、「長期のマルクス的なセイ法則体系と短期のケインズ＝ハロッド的な非セイ法則体系とを総合する一般理論」を構築する里程碑にすることである。そして、その道のりはより一般的な社会科学体系に続いている。「およそマルクスの名を掲げて社会分析を試みるすべての学徒にとって、自己の研究の究極の目標は、この一般的社会認識を科学として厳密に体系化することでなくてはならない」。この力強い宣言に示されたプランに期待したい。

(山崎好裕 福岡大学)

和田幸子著

## 『東南アジア経済社会論』

創元社 1995年7月 税込2500円



### I. はじめに

現在の開発経済学で依然として大きな勢力を保っているのは、「新古典派理論」であり、それは世銀が構造調整融資制度を導入した80年代に最盛期を迎えた。90年代に入り、「revisionism（修正主義）」の台頭という潮流の中で日本の世銀グループが中心となり執筆した「東アジアの奇跡」は、世界中の経済学者に少なからず波紋を投げかけた。それは一般的な新古典派とは相違して、一国の経済発展において政府の役割を重視している点に新たな特徴が見いだせる。さらに、アジアの経済発展のおおよその経緯が把握できるという観点からも一読する価値は十分あるといえよう。しかし、以前よりは均齊のとれた段階に入ったとはいえ、経済の発展を数量化し、根本的に画一的な開発政策をモデル化することで、それを他国への万能的な処方箋とすることには問題がある。なぜなら、数値の裏に隠された実際の国々の姿が埋没してしまうからだ。そこで、上記の問題点を踏まえたうえで、これからアジアを考える時に、今後、われわれが進むべき方向性を提示していると思う本書の特徴について述べておこう。

本書は著者が長年の研究の中で培ってきた独自の分析方法で、東南アジアの経済・社会がいかなる発展を遂げてきたのかを克明にとらえている。本書を、東南アジア経済論ではなく、「東南アジア経済社会論」と命題した点に著者の強い意思表示が感じられる。つまり、著者はIMFや世銀の構造調整のように、韓国の経済発展を絶対的な成功例として、それを普遍化し、万国に有効な開発戦略としてモデル化することに無理があることを示唆しているのだ。なぜか？そもそも一国の経済発展とは、地理的要因、社会的要因、文化的要因、さらに詳細には、民族・宗教・慣習・教育水準などの要因が相互に密接に関連しあ

って成し遂げられてきたからだ。たしかに、新古典派のようにモデルから数量化できない上記の変数を排除することで、一見優美で、しかも華麗な理論体系にはしばしば脱帽することもある。しかし、その裏にある現実を直視していない虚構の世界に対して、著者は鋭い分析からの警告を発している。ここで、誤解のないよう断っておくが、著者は単にイデオロギーに支配された見地から新古典派理論や現在の資本主義社会を批判しているのではない。それは著者自身が長年アジア諸国に出向き、地道なフィールド・ワークによる現状分析の結果からなされている。

本書は、著者の配慮から経済学の下地がない人にも理解できるように専門用語は極力使用せず、非常に平易な文章でまとめられている。とは言え、非常に内容密度の濃い著作である。それゆえ確固とした問題意識をもって取り組まねば、この文章の背後にある著者のメッセージを読み落としてしまう点が多くあるのではないかろうか。

### II. 本書の構成と内容

第1章「東南アジアの地域と社会の特性」は、東南アジアの自然的特徴や社会的・文化的特徴を取り上げることによって、東南アジアの経済発展とはいいかなるもので、その背景には何が存在していたのかを懇切丁寧に解説している。

第2章「東南アジアの『高度経済成長』への道」は、ASEAN5カ国を中心に入替工業化戦略から輸出指向工業化戦略への転換を、その背後にある当時の社会的状況や政治的な要因を分析したうえで論じている。

第3章「複層化する経済活動」は、外国資本がいかに東南アジアの社会と密接に関連してきたのかを論述している。

第4章「流動化する住民社会」は、商品経済の浸透や所得格差の増大が住民生活の慣習や価値観に多大な影響を与え、それが構造転換を引き起こしたことに焦点を当てている。

第5章「環境破壊と『経済開発』」は、今日の環境破壊の実態として、日本を含めた先進国資本がいかに関わってきたかを論じている。

第6章「新たな国際関係のなかで」、90年代に活発となった地域経済圏の形成に関し、その性格や特徴について分析を行っている。

### III. 著者の問題提起

本書の中で、著者が読者に伝えようとしているメッセージとは一体何であろうか。その真意を探ってみよう。

まず、それは第5章に答えが隠されているように思う。著者は5章の中で、「sustainable Society（持続可能な社会）」を築くことの重要性を示唆している。では、持続可能な社会を築くためには何が必要であろうか。①人間は環境を破壊していると同時に、人間そのものも破壊している。それゆえ、重要なことは人間が環境を大切にするのと同様に、人間自身をも大切にする必要がある。②人々の意識が内部から変革しない限り、学歴問題や女性問題を真に解決できないのと同様、途上国の問題を解決するためには、均齊のとれた教育を重視することで、途上国の人々の意識を変革していく必要性がある。

第2点目は、「経済発展とは何か」であろう。これは、著者が全章を通じて読者に問いかけているテーマである。国民所得の増大は物質的な豊かさを生み出し、人々の生活状況を改善してきた。しかし、全体的に国民所得は増加したが、その恩恵を享受できなかった人々との間に所得格差や階層間の分離といった問題が表面化することとなった。そこで、経済

発展とは何だったのだろうか、という疑問がわいてくる。重要なのは、恩恵から排除された人々にもそれが必然的に享受できる社会を形成することである。再び、経済発展とは?と問うと、それは自然界から資源を(再)利用し、それを(再)生産化するシステムを構築することではなかろうか。それゆえ、上述の階層間の問題も含め、リサイクルや代替エネルギーの活用の有効性をふまえたうえで、今一度経済学を再構築する必要がある。それがなされて経済発展が可能となり、同時に“持続可能な社会”を築くことで、初めて真の経済発展が達成されると思う。上記以外の答えは多数存在するが、それは各人の討論の中からおののと産み出されるのではなかろうか。

### IV. おわりに

本書は全6章で構成されているが、この場合、各々の章を個別的に理解するのではなく、全章を通して初めて著者のメッセージを理解できる。つまり、著者は本書を通して1つの体系を構築しているのだ。私が本書を精読して感じたことは、①アジアの問題を考える際には、そこに内包する諸問題を相互関連的にとらえる。②アジアを通して、日本の問題をも考える。③両者の諸問題を分析しながら、さらには世界全体の多種多様な問題をも考察対象とする。この3点の必要性である。

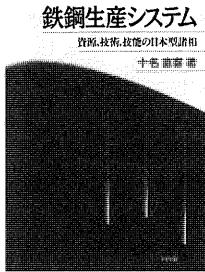
最後に、著者はアジアの諸問題を本書で提起することで読者の問題意識を高揚させ、それに覚醒された各人が、新たな時代の架け橋になることを強く願っているのではなかろうか。私にはそう思えてならない。本書を通じて、少しでも多くの人が広い意味での“アジア”を理解していただければ、と強く願ってやまない。

(阪本将英 神戸大学大学院)

十名直喜著

# 『鉄鋼生産システム —資源、技術、技能の日本型諸相—』

同文館 1996年8月 税込3914円



## I. はじめに

日本鉄鋼業は、1970年代から80年代にかけて最盛期を迎える、爾来種々の課題を抱えながら、技術的にはいまなお世界最高のレベルを保持している。しかし、その研究面では'80年代前半にかけての産業構造と労働問題、巨大企業の構造論などの観点のものから、以降は、経営戦略、技能・労働、販売・生産管理など個別分野へと範囲・量ともに先細りしている。日本型生産システムの論議でも主対象は自動車産業であり、日本の経済・技術面で果たした鉄鋼業の貢献度合いの割にはその研究の少なさが際立つ。

このようななかで、本年に入り著者のシステム的思考に基づく本格的な鉄鋼産業論に関する著書2冊が出版されたことは大変に意義深い。

著者は21年間の鉄鋼会社での勤務のかたわら、社会人学生として大学院で経済学専攻の修士・博士課程を終え、4年前から大学に移った研究者で、その間多くの研究成果を発表している。

## II. 本書の特徴

本書は、本年4月発刊の著者による「日本型鉄鋼システム」と対をなし、新しいタイプの鉄鋼産業論として、全体をシステム的視点で総論と各論を関連づけながらまとめた点に特徴があると考える。鉄鋼業は基幹産業として、企業外とは世界的な規模で他産業や社会構造に深く関わり、企業内では大規模な装置産業として多種多様な設備を運用する複雑・難解な仕組みとして独特の組織・管理方式・技術などを持ち変遷し続けている。従って、研究書としての視点が定め難く、これまでには全般的な変遷、特定の分野、複数分野の視点など、いずれも鉄鋼業の全体像やそれとの各論の関係が捉にくかった。

本書のシステム的視点は、28~29頁図2-3の「日本型鉄鋼システムの構造と機能」(前著「日本型鉄鋼システム」の6~7頁の図1-1と同じ)に凝縮されている。同図では上記「日本型鉄鋼システム」をシステム範囲に、そのサブシステム(構成要素)を①「企業内鉄鋼システム」と②「社会的なバックアップ・システム」、システム環境を「先進外国企業の存在」「日米安全保障体制」「海外製鉄資源の開発」とし全体を俯瞰している。前著では、その概観を同書第1・第2章で述べ、以降の各章で日本のと考える主要根拠の業界団体との関係(上記②システムの一部)、および労使関係と鉄鋼労働者像(上記①システムのサブシステム内の「企業内バックアップ・システム」の主要構成要素)、日米鉄鋼システム比較を詳しく論じている。

## III. 本書の構成

本書はそれを受け、図2-4(31頁)の「日本型鉄鋼システムにおける鉄鋼生産システム」をシステム対象範囲(本書「鉄鋼生産システム」の内容)とし、それを「企業内システム」と「社会的バックアップ・システム」の構成要素に分ける。この「企業内システム」を①「鉄鋼生産システム」と②「企業内バックアップ・システム」とし、さらに①「鉄鋼生産システム」を「生産技術システム」と「労働編成」サブシステムに分割する。システム構成面で厳密にいえば、①の「鉄鋼生産システム」の名称がシステム対象全範囲を表す本書の書名と同じになっている点で、若干混乱を招く難点がある。しかし、それは本著の鉄鋼生産システムの主要構成要素としての原料、技術、熟練・技能の優れた分析内容に比すれば微細なことともいえよう。以下このシステム構造との関係で各章の内容を概観する。

第1部は「日本鉄鋼業の生産システム」で、本書

の対象（システム）範囲全体の総論的部分といえる。第1章は鉄鋼生産の特徴を、第2章では、鉄鋼生産のアプローチとして、本書の視点であるシステム的分析や、生産システム論、鉄鋼生産システム論の系譜と基本的枠組みを論じ、本書の各章を全体システムに結び付ける図2-3と図2-4を示している。図では生産に関わる組織や制度（いわゆる管理システム）は企業内バックアップ・システムに位置づけられている。第3章は、各論的性格の「日本型鉄鋼システムの構造と機能および形成・再編プロセス」で、「鉄鋼生産システム」のサブシステムである「生産技術システム」のハードウェアとソフトウェア別にその形成・確立のプロセスと円高以降の展開を論じている。最後に、生産システムの再編成と現在直面する矛盾と課題として減量合理化に伴う技能継承の困難さ、出向者の急増に伴う労務管理や労使関係問題を課題として結んでいる。

第2部は「日本鉄鋼業の原料と技術」である。第4章「日本鉄鋼業の原料入手システム」、第5章「鉄鋼原料事情の変遷と画期」、第6章の「日本鉄鋼業の技術水準と技術開発基盤」からなり、第3部と共に著者の主要研究分野としての蘊蓄を傾けた各論部分である。著者は、32ページで原料購買と技術開発の両システムを、鉄鋼生産システムに包括されうるとするが、システム的観点からは、第4章と第5章は、一部を30ページの管理システム、大部分を31ページの「社会的バックアップ・システム」とみるのが妥当ではないか。内容的には、日本の特質、戦後に三期に分けた鉄鋼原料事情などの詳細な分析、総括と課題で結んでいる。

第6章は、まず日本鉄鋼業の技術水準の評価方法や、概念の解明と、日本の鉄鋼技術水準が今日まで「世界を圧倒する強み」を持ち続けた根拠を、技術貿易収支・特許・実案件数等々多方面にわたり検証している。次いで技術開発面では、企業内ローテーション・自主管理・多能工化などと、社会システムとしての業界共通国家プロジェクト、他産業・原料・資材納入業者、商社、大学などとの関連を広範囲に分析し、

開発基盤の変容、再編成の必要性、および方向性で結んでいる。

第3部は第7章から第8章までを含む。第7章では熟練・技能の概念規定、変遷、特質、システム的熟練と、熟練継承の困難化する新局面を論じ共感を覚える。第8章は前章の分析視角から鉄鋼業での熟練・技能の変遷の実例をあげ俯瞰し、「システム的熟練」を再度とりあげ、最近の急激大幅な人員削減による技術の空洞化、伝承の途絶を憂いその創造的・建設的継承の必要性を論じている。第9章の「鉄鋼業を支える関連労働力の衰退化問題」では、「築炉工の不足と技能継承問題」と「鉄鋼物流を担う労働力問題」を具体的に提示し、それらへの依存度軽減の技術開発と、危険・リスクを伴う熟練労働条件への社会的保証と公的支援が必須との警鐘を鳴らしている。

#### IV. 本書の意義

著者と同じく鉄鋼業での実務体験をもち、そのシステム面も研究分野とする筆者が考える本書の意義を列挙すると：(1)鉄鋼業とその主要構成要素（原料、技術、技術・熟練）のシステム的分析を通しての日本型システムの特質と変革の視点の明確化、(2)多いとはいえない鉄鋼産業論分野での本格的な新視点の研究書としての貢献、(3)鉄鋼関連産業のOBも含めた人たちへの励ましと同分野研究への誘い（著者の経歴、システム的論展開法を用いたモデル化による）、(4)具体例に基づく技術や技能の伝承の重要性の再認識と対策への警鐘、(5)後続研究者のための関連文献の系統的整理 などがあげられる。

全体を通して、実務体験に基づき、広く探索された関連文献を駆使し、それらを理論的・実証的に整理し独自の概念・視点を打ち出した本格的な日本鉄鋼産業論といえる。一方、生産管理、原価管理など、鉄鋼業に関連したさらなる研究分野は多く残されている。本書を起爆剤に著者も含め多くの人でそれら分野の研究が加速されることが期待される。

（井上 義祐 桃山学院大学）

兵庫県震災復興研究センター編

# 『大震災と人間復興—生活再建への道程』

青木書店 1996年10月 税込2060円



## I はじめに

本書をまとめた兵庫県震災復興研究センターは、日本科学者会議兵庫支部と兵庫県労働運動総合研究所を母胎とした組織であり、震災直後から住民の立場にたった震災復興への提言を精力的に行なってきた。阪神・淡路大地震の発生からおよそ1年半たって書かれた本書からは、「まだ震災は終わっていない」という「事実」がはっきりとわかる。被災者が人間らしく暮らしを取り戻すために必要なものは何かが、それぞれの専門分野で述べられている。したがって、本書は単なる被災調査の書ではない。安易な行政批判の書でもない。被災者に生活再建の道を開くための、気迫に満ちた理論書であり政策提言の書なのである。

## II 本書の内容

序章（著者：西川榮一、以下敬称略）は、被害の概要を示している。特徴的なことは、被害者の多くが高齢者・女性であり、避難生活において800人の人びとが亡くなっていることである。さらに、これまでの自殺者が32人、孤独死が79人にも達していることは問題である。また、所得階層別分析により被害が高齢者や経済的に不利な人びとに集中している点が明らかにされる。さらに、被害額が県の予算の6年分にも及び、一地方自治体では対応不能なほどの規模に達していること、交通輸送網や通信網が災害時にはほとんど役に立たなかつたことなどが述べられ、技術の過信にたいする注意が喚起される。

第一部（第1～7章）は、被災地の現状と復興の課題を述べたものである。

第1章（角屋洋光）は、被災者の健康と医療・保健体制の関連について述べている。100人を超す孤独

死・自殺者についての要因分析が興味深い。女性より男性が多いこと、特に仕事を失った働き盛りの中年男性が多いことが調査から明らかとなる。このことから、高齢による自然死が主な死因でないことが裏付けられる。また、生活保護を受けたくても受けられない被災者の実状や、医療免除措置の打ち切りによって被災者がどのような状況に追い込まれているかがあきらかになる。

第2章（浅野弥三一）は、住宅政策の問題点をとりあげる。最初に、これまでとられてきた住宅政策の問題点が詳細に検討される。さらに、兵庫県の推進する「公営住宅の建設計画と移行プログラム」について、以下の4つの問題点・提言を述べている。  
 (1) 目的そのものが仮設住宅の整理・統合にあること。  
 (2) まちとして不可欠な条件や環境をどのように再生・復興していくかの展望が示されていないこと。  
 (3) 仮設住宅以外に避難している世帯を考慮した住宅政策の拡充が必要であること。  
 (4) 住宅応募方式を一元的なものではなく、せめて市区町村単位の募集方式でおこない「もといた場所に戻りたい」という願いに近づけることなどである。

第3章（浅野弥三一）は、土地区画整理事業地区でのまちづくり事例として、神戸市須磨区千歳地区と尼崎市築地地区の2つを取り上げる。両地区とも抱える問題は異なるが、取り組みが順調に進んでいく理由には、ある基礎的条件が満たされていることが共通している。すなわち、自治組織が活動しており、住民による話し合いの場が確保できていること。また、まちづくりについて行政と具体的かつ建設的なやりとりができていることなどである。

第4章（塩崎賢明）は、著者らがおこなった住宅調査の分析を通して、神戸市のインナーシティの住宅対策が遅れていたことをあきらかにしている。さらに、鉄道・道路・港湾等の公共施設が大きな被害を受けた原因を、その設計から材料・施工にいたる

まで科学的に明らかにすることの重要性を述べている。また、人工島や市街地の地上地下の重層的な構造の危険性を指摘する。最後に一点集中型の都市構造は効率的である反面、大規模災害時には中心部の機能がマヒする危険性を述べている。

第5章（藤原忠毅・嶋田雄二・勝部志郎ほか）では、自営業者たちが再建へ向けてどのような道を歩んでいるか、乗り越えるべき課題は何か、必要な公的支援は何か、などについての被災自営業者たちの声がリポートされている。

第6章（中谷武）では、被災地での雇用実態が検討される。雇用の減少が震災による一過性・神戸特有のものではなく、日本全国共通の現象であることが指摘される。また、企業の投資動向分析から国内では設備縮小・リストラ、海外では能力増強という企業の21世紀戦略があきらかにされる。被災地では地域の自営業者の経営が成り立たなくなっていること、日本経済の国際化が国内経済の空洞化をもたらすことになると指摘する。

第7章（菊本義治）は、住民本位の震災復興とは何かを述べている。まず住民による意思決定の重要性が指摘される。また、経済復興計画を策定する際、福祉中心の地域づくり、まちづくりを基本とするとの合理性が述べられる。福祉とは単に社会保障や所得移転だけをさすのではなく、生活の質の改善をいうということ。そして、そのためには物的財貨の生産が必要であり、福祉は経済を成長させうるし、新規雇用も創造するということ。また福祉がかならずしも財政を破綻させると限らず、福祉サービスの公的と民間の棲み分けが可能である、ということなどが理論的に展開されている。

第二部（第8～10章）は、被災地ではいまにが問われているかを述べている。

第8章（西川榮一）は、まず大震災の自然的な特徴が示される。防災と安全のためには地盤特性（自然条件）に見合ったまちづくりが必要であるにもかかわらず、震災前と全く同じ基幹施設が再現されつつある点が指摘される。被害を大きくした要因としての土地政策に着目し、産業経済活動優先の土地政策が生活関連施設を貧困にさせ、地震発生の際の二次災害を大きくするにいたったと分析する。また、防災・安全対策の課題として、技術の開発利用にあたって取られるべき措置が挙げられている。

第9章は、まず復旧格差と立ち後のメカニズム（北野正一）について述べられている。公共政策の最重要課題であるインフラ・ストラクチャの復旧が、その内容によっては震災復興逆行することもありうる点を指摘する。港湾設備への投資が過剰投資であり赤字経営を助長するものであること。また、大規模プロジェクトの需要は被災地域内に循環せず、東京、大阪などへと流出する逆流現象が生じていることなどを述べる。次いで、神戸市財政の破綻の要因と再建の方向（池田清）について述べている。詳細な財政分析を通して、神戸市財政が震災前から危機に瀕していたこと。その原因が成長型都市政策と市街地の大規模な外延的拡張にあったことがあきらかにされる。さらに、震災後は産業基盤を優先する中央集権的官僚体制と都市間競争に優位に立とうとする成長型の神戸市の都市経営的体質が、住民の生活保障対策を不十分なものにしていると指摘する。

第10章（菊本義治）では、生活再建のためには公的保障が必要であることが主張される。憲法第25条の生存権、および災害救助法第3条をとりあげて、公的支援の正当性と合法性が述べられる。そのための財源も準備できることが示される。また、著者らが震災当初から主張してきた生活再建のための公的支援について、現在までの到達点が整理・検討されている。「地震共済保険制度」の実現が困難であること、さまざまな基金論があるがそれはあくまでつなぎであり予算組み替えを基本とすべきであること、などが述べられている。

終章（出口俊一）では著者らが縁の下の力持ちとなって展開してきた震災復興運動の道程が、復興運動小史と題して述べられている。本章を読めばセンターのこれまでの活動と成果がよくわかる。巻末資料は今後の運動の資料として大いに役立つ。

### III おわりに

本書の意義は、震災復興のための理論・政策の提示にある。しかし、取り扱っている問題は、どの地域にも内在する基本問題でもある。したがって本書は、21世紀に向けての経済政策の方向性を示すものとなっているのである。震災を研究する方々だけでなく、ぜひ多くの方々に読んでいただきたい。

（友野哲彦 所員 高知大学）



## 読みやすくなった新しい誌面

——『経済科学通信』82号を読んで——

### I. レイアウトの刷新

前号で表紙の刷新が予告され「どれだけ変わるか楽しみにしておいてください」との言葉どおり、82号では特集に応じた写真で作成され、訴求力があり、忙しくしているひとつとへのインパクトは強いと思われる。また、新たな企画であるトピックス、インタビュー、特集といったロゴを取り入れられ、バラバラめくったとき、活字だけの構成よりずいぶんとつきやすい印象を受けた。内容が真価を決めることはいうまでもないことだが、基礎研のもつ基本的性格からいうならば、「経済科学通信」は専門的研究者の論文集というコンセプト以上の幅が求められており、視覚的イメージを重視した今回の誌面刷新に好感をもった。

いつのころからか、雑誌はビジュアルな作り方になっており、私たちもそれに慣れさせてきたこと、活字だけがびっしりと並んでいると、時に、暇な折に読もうと積み上げるだけという扱いをしてしまうということを、旧い号と見比べながら気づかされた。

### II. インターネット特集

特集Ⅰ「インターネットの経渓学」、特集Ⅱ「金融システム破綻」は、96年春の研究集会での報告をもとに、ボリュームのある内容に仕上げられている。まず、赤間氏の「インターネットとマルクス・エンゲルス研究」と吉田氏の「社会科学におけるインターネットの利用」の2つの論文は、インターネットを利用して、自ら世界へ向けて情報の発信者としての活動を紹介し、その経験に基づいて学会・研究会活動におけるインターネットの利用について提言している。また、小堀氏の「政治学研究にインターネットは使えるか?!」では、世界の情報の大海上乗り出

して、アメリカとイギリスの「使える」データバンクの利用が紹介されている。

「インターネットブーム」のなかで、いくつもの社会科学系の月刊誌が特集を組んだが、この3つの論文は研究活動における活用法の具体的事例として興味深く、本誌ならではのものと感じた。

野口氏の「インターネットの経渓的意義」は、インターネットの起源、発展の歴史的経過、現状と社会的影響、今後の課題について、要点を網羅した総論にまとめられている。インターネット、あるいは「デジタル社会」を研究対象としていないので、便利な通信手段くらいにしかとらえていなかったが、この技術的発展が社会を深部から変えていく可能性をはらんだものであること、ここ数年来のネットワーク環境の急進展のポイントを歴史的記述で提示されたものに接し、私の持っている知識がカレントな状況に関するものでしかなく、しかも細切れであったことも認識させる論文であった。

ここでは、インターネットについて経済学的に焦点が絞られている関係からと思われるが、「通信」機能中心に論じられている。しかし、「通信」のマルチメディア化は、「放送」や「出版」との垣根を低くした。バーチャル（仮想）リアリティという用語がマスコミによって広げられたが、virtual「事実上の、実質上の」realityと把握するほうが問題の理解が容易ではないかと思われる。

研究の手段としての「マルチメディア」利用を考えるうえで、赤間氏が「読む手段としての活字情報と活用手段としての電子情報の棲み分け」とおさえていることも大事なポイントだと思われる。一時期、コンピューターの発展と共に紙の消費量が減るのであれば、案に相違して、かえって消費が増大したのは、この点の認識に関わっているのであろう。

インターネットは世界中の研究者が電子メールで

知見の交換、コミュニティの形成、緊密化に役立ち、研究のスタイルにも大きな影響をおよぼしてきたと野口氏が指摘するように、また赤間氏は研究会活動の手段に用いることで「組織自体の強化、コミュニケーションの緊密化、開かれた組織としての展望」、吉田氏の「基礎研にしても、どうしても“地方”的な者はあまり活動に参加できないのですが、インターネットをうまく使えば全国の会員が参加する機会が多少は増えると思います」、小堀氏の「やる気をもってもらうのが、本稿の主な獲得目標である」と異口同音に基礎研ネットワーク構築を呼びかけられている。私も本号を契機として、基礎研のネットワークが充実されることを期待したい。

### III. 金融特集

特集Ⅱ「金融システム破綻」については、門外漢の私に批評できるだけの力はなく、ここでは2つの論文から学んだことについて述べさせていただくことにする。

まず、向氏は日本経済の現段階をどのように把握するかについて、90年代にはいって同時期に起きた、世界、特に先進諸国を襲った不況について、第1次大戦後の1920年代の大恐慌との対比で把握し、「冷戦後不況」と規定している。世界的規模で見るならば、この不況からいち早く脱出したアメリカの活況などが伝えられる中での規定なので、直感的には違和感をもったが、氏の真意は、この不況がこれまでのように循環型でもなく、また経済的要因が複合したも

のでもなく、世界のシステムの構造的変化に起因するものである、というところにあると思われる。この観点から日本の状況を見ると、管理された金融自由化への移行期、冷戦体制の崩壊という機に乗じることなく、行き場を失った余剰資金がバブルとなり、底知れない不良債権を生み出して金融システム破綻が危惧される事態をむかえていると理解した。

伊藤氏は、「金融恐慌は来るのか?」という問題に対して、ケインズ理論に基づき「日本経済はいつ金融恐慌が発生してもおかしくない状態」との答えを出している。この金融恐慌についての定義の中で「金融恐慌と実対面の不況との区別」、「金融恐慌が必ずしも不況になるというわけではな」く、それが「銀行の信用創造機能を破壊し、貨幣供給に支障をきたして決済機構が麻痺してしまうほどの深刻な事態になりますと、実体経済も深刻な不況に陥ります」との指摘は、問題を整理して理解することを助けてくれた。また現在の日本の金融情勢——巨額の不良債権、株価の低迷、銀行の貸し渋り、金融機関の破綻——は「金融恐慌に陥る条件を兼ね備えている」、「さらにさらに悪いことには“対応の遅れがちな金融政策”という条件まで当てはまる」と明解である。またその処方も「規制緩和でなく規制の見直し」を、「政治・行政問題と経済問題とを区別して」「感情の問題と経済学とを区別」して、公的資金をもって「金融機関を救済する理由は、金融恐慌がくる可能性があるということです」と冷静な対応を主張されており、大いに考えさせられた。

(中村美樹子 所員)

## 『経済科学通信』普及のお願い

### 『通信』の誌面刷新

『経済科学通信』は82号より、大幅な誌面刷新をおこないました。皆さんに、現在手にされている『通信』をみていただければわかりますように、表紙に思い切って写真を使い、また内容的にもカレントなトピックスを盛り込み、読みやすくするために1本の論文の短縮化などをおこないました。また、自由な議論のできる批判的社会科学の雑誌が少なくなっているなかで、正式に「投稿規程」を81号より設け、これまで以上に活発に議論ができる場を積極的に提供しようと努力しています。読者のみなさんも、『通信』に対する提案などがありましたら、『通信』編集局までお寄せください。

### 『通信』の現状

内容的には読みやすく、また注目を集めるような努力を『通信』編集局としては行っています。しかし、80、81号と続けて通常の媒体に広告を掲載できなかったこと、また、ここ数年、拡大普及運動が行われなかったことなどにより、『通信』の拡大普及は残念ながら進んでいません。

編集局としては広告の掲載を増やすなどの営業努力を行っていますが、印刷費の高騰などがあり、財政的にはけっして楽観できる状況ではありません。現状を放置しておくわけにはいきません。ここで、思い切った拡大普及を行わなければなりません。

### 『通信』の普及を

『経済科学通信』はこれまでにも、日本型企業社会批判など、数々の先駆的な研究を日本の社会科学界に広めるために貢献し、注目を集めてきました。その成果は『通信』読者、基礎経済科学研究所の所員・所友だけのものではなく、日本の社会科学界全体の宝であると自負しています。このような貴重な雑誌を現在の読者だけのものにとどめておくのではなく、もっと広く「共有財産」にする必要があります。ましてや、財政的な事情によって『通信』を失うことになれば、それは日本の社会科学の進歩にとって、重大な損失になるでしょう。

『通信』読者のみなさん、基礎研理事会・『通信』編集局は、今こそ『経済科学通信』の拡大普及が日本の社会科学界にとっても、また雑誌の継続的な発行のためにもどうしても必要と考え、『通信』の拡大普及運動を始めます。普及のためには、どうしてもみなさんのご協力が必要です。事務所に連絡をいただければ、すぐに見本誌を郵送します。拡大の対象者はもういない、とおっしゃる方もいるかもしれませんのが、新しく出会った人には、必ず声をかけてください。また、以前お願いして断られた方にも、刷新した『通信』をもう1度薦めてください。なお、普及された方には、3冊につき図書券500円分を差し上げます。

以上、『通信』の拡大普及運動の趣旨を述べさせていただきましたが、みなさんのご理解をいただき、拡大普及へのご協力をお願いするものです。

1996年9月21日

基礎経済科学研究所 『経済科学通信』普及本部長（理事長） 柳ヶ瀬孝三  
普及副本部長（『通信』編集局長） 大西広  
〒602 京都市上京区河原町今出川下がる 芝山ビル4F  
Tel & Fax 075-255-2450  
E-Mail JCC01547@niftyserve.or.jp

# 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

## — 第78号 —

### 特集 日本型企業社会と家族

日本型企業社会と家族	木本喜美子
日本の労働者の人権と家族	宮地 光子
日本型福祉社会と家族	佐藤 卓利
《権利を創る》北川清子さん／ほか	

## — 第79号 —

### 特集 阪神大震災と地域行政

神戸市都市経営の研究(1)	海田 光平
「大震災」を振り返る	友野 哲彦
震災直後の現場を歩く記	末松 三郎

### 特集 企業社会と経済の国際化

日本型企業システムとその転換の現局面	十名 直喜
国際産業調整と地域経済の変容	岡田 知弘
持続可能な発展を築くグローバル・システムとローカル・イニシアチブ	遠州 尋美
どのような転換をはかるべきか	アイリーン・スミス
住民が主人公の地域づくりに向けて	木村 雅英

## — 第80号 —

### 特集 戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会

日本の社会科学と市民社会論	新村 聰
20世紀社会主義の崩壊と経済学の反省	田中 宏
ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗	後 房雄
トヨタ生産方式と労働の変容	千田 忠男
戦後日本経済研究の新潮流	長島 修

## — 第81号 —

### 特集 岐路にたつ社会福祉

社会保障の制度改革と「国民負担率」	福島 利夫
民活福祉と社会保障の再編	横山 壽一
公的介護保険の基本的性格と問題点	岡崎 祐司
医療経営の変容と健康・医療保障論の課題	大松美樹雄
人間発達の社会福祉理論の構想	武本 勳・中井 健一
社会福祉の技術論体系の再検討——人間発達の社会福祉理論の構想覚書Ⅰ	中井 健一

## — 第82号 —

### 特集 インターネットの経済学

インターネットとマルクス・エンゲルス研究	赤間 道夫
インターネットの経済的意義	野口 宏
社会科学におけるインターネットの利用	吉田 央
政治学研究にインターネットは使えるか？	小堀 真裕

### 特集 金融システム破綻

日本経済の現段階と金融システム破綻	向 壽一
金融恐慌は来るのか？	伊藤 国彦

## 好評！基礎経済科学研究所の出版物

基礎経済科学研究所編

《人間発達の経済理論》新版

**人間発達の政治経済学** 青木書店 ¥2884

現代資本主義のもとでの人間発達の法則的見通しとその条件を、日本の現実にそくして研究する。

執筆者＝二宮厚美・成瀬龍夫・重森暁・青木圭介・柳ヶ瀬孝三・森岡孝二・池上惇

基礎経済科学研究所編

企業中心社会から文化中心社会へ!!

**文化中心社会の条件** 労働旬報社 ¥2500

生活の芸術化・労働の人間化・人間的な「まちづくり」をすすめるために

執筆者＝池上惇・木津川計・中山久雄・小沢修司・森岡孝二・須田稔・大西広・柳ヶ瀬孝三

たちまち7刷！

基礎経済科学研究所編 **日本型企業社会の構造** 労働旬報社 ¥2800

バブル経済の崩壊、企業犯罪の続発、サービス残業の増加、過労死の頻発…。

「企業中心社会」日本の構造とその改革の道筋を明らかにする。

執筆者＝伊藤誠・渡辺治・十名直喜・奥村宏・熊沢誠・成瀬龍夫・森岡孝二・池上惇・二宮厚美

基礎経済科学研究所編

**人間発達の経済学** 青木書店 ¥1751

経済の発展のなかでの人間の発達と人格形成の問題を中心にして、わかりやすく具体的に叙述されたロングセラー

基礎経済科学研究所編

**ゆとり社会の構造** 昭和堂 ¥2100

今日の日本の「働きすぎ社会」の現実を、情報化・サービス化のもとでの生活と労働の変容を中心に考察する、新しいタイプの『資本論』入門

ジェンダーの視点から「日本型企業社会」を斬る！

基礎経済科学研究所編

働く女性と家族のいま

**日本型企業社会と女性**

青木書店 ¥2884

男女雇用機会均等法が施行されて10年。男女平等社会は本当に実現しつつあるのか。「二流の労働力」とされる女性の労働を他方面から分析し、その変革の道を提示する。

執筆者＝二宮厚美・成瀬龍夫・重森暁・青木圭介

柳ヶ瀬孝三・森岡孝二・池上惇

基礎経済科学研究所編

働く女性と家族のいま

**日本型企業社会と家族**

青木書店 ¥2369

労働力再生産の場として、「企業社会」を支え、あるいは「企業社会」に取り込まれてきた現代日本の〈家族〉。その構造を分析し、これからのかの〈家族〉のありようを探る。

執筆者＝森岡孝二・本多淳亮・木本喜美子・宮地光子・佐藤卓利

二宮厚美・伊藤セツ・ジュリエット・ショアー

## 編集後記

▼前号から誌面を刷新し、従来にない新しい情報とトピック記事、表紙デザインなどにお誉めの言葉をいただいています。実際、編集局員も手弁当なら、執筆依頼もノーペイが原則ということで、原稿を集めるのも大変な作業で、こうした言葉には励されます。

▼ただ、他方では率直なご批判もいただいております。たとえば、「原稿に生活感がない」とのご批判も、この間いただきました。そして、確かに、特集のインターネットにはなじみのある方、ない方が

おられ、また「金融破綻」の小特集も「理論志向」のものでした。編集局では、このご意見を真剣に討議し、次号84号からは生活や世相をテーマに現代を読み解くというモチーフのシリーズを考えてみることにしました。

▼しかし、どうしても編集局が編集上悩んでしまうのは、『通信』への要望は常に正反対の方向から出されてくることです。先のご意見に前後していただいた別のご意見では、「もっと理論的に挑戦するような高水準の論文はないか」とい

うものでした。読者数は少なくても、歴史学には、そのような雑誌があり、大変な権威をもっている、ということです。こうしたご意見にも十分耳を傾け、改善の努力を行わねばならないと考えています。

▼また、編集局では、こうした意見集約をもっと広くやってみようということになりました。誌面を刷新するなら、編集への民主的意見集約もする。はさみ混みの読者カードでお気軽にご意見いただけるなら幸いです。 (大西)

## 投稿規定

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

**種類と枚数** 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

**原稿** 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

**投稿先** 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

**掲載料** 5000円（所外の方のみ）

## 経済科学通信（季刊）83号 1997年2月20日発行

**編集・発行** 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

TELおよびFAX (075) 255-2450

E-Mail JCC01547@niftyserve.or.jp

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

大西 広

森岡 真史 石上 秀昭 芳野 俊郎 石川 雅博

水野喜志彦 大西 広 中田 晋自 神谷 章生

増田 和夫

新日本プロセス株式会社

(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

額価 1部 1,200円

定期購買費（年間4冊分）4,000円（郵送料を含む）

# こうち書房の本

混迷する現代社会の分析に方法論から挑む！

## 現代管理社会論の展望

現代をみる眼——物象化を超えて

篠原 三郎 著

管理論をめぐる諸説の批判的検討をマルクス『資本論』、レーニン『帝国主義』を含め展開する。

●四六判上製 ●定価 2800円（税込）

「拘束」を知ることから「自由」の展望は開ける！

## 意識と情報における管理

改訂新版

重本 直利 著

現代社会の暗く厳しい人間関係を、「意識と情報における管理」という視角から明らかにする。

●四六判並製 ●定価 2950円（税込）

何を！ いかに問うのか！

## 管理する情報

—“情報的理性”批判

重本 直利 著

今日、「管理する」のは具体的人間ではない。管理社会日本の「管理する存在・実体」を問う。

●A5判並製 ●定価 2200円（税込）

民主主義の基礎をなす「対話」の本質にせまる！

## 増補新版 対話の哲学

島崎 隆 著

対話・コミュニケーションをめぐるリアルな状況を世界的に検証し、対話の本質を幅広い視野と新しい民主主義観で、深く総合的に考察する。

●A5判上製 ●定価 4120円（税込）

現代人の意識はどのように変化してゆくのか

## システムと人間

なぜ人はシステムを受容するのか——物象化論の照射  
竹内 貞雄 著

「システム」を社会科学的にとらえ、管理論的に現代の人間をどのように位置づけていくのかという方法論上の新しい試みを展開する。

●A5判並製 ●定価 3000円（税込）

金融の現場から、情報経済と消費経済を問う！

## 情報と消費の経済学

山西 万三 著

情報化社会における消費者信用と消費者経済生活の諸問題、および金融の情報化、投機化、コミュニケーション、時間、生産力などの側面から情報経済化の諸問題を明らかにする。

●A5判並製 ●定価 3000円（税込）

「ドイツ再統一」から廃虚のヨーロッパははじまる

## 悪こそは未来

ハイナー・ミュラー 照井 日出喜 訳

旧東ドイツの「異端派」劇作家ハイナー・ミュラーが、東ドイツ解体を眼のあたりにしながら「ドイツ統一」の先に来る「新しい世界－無秩序」を見据えつつ、現代の政治と演劇に批判の刃を突きつける。

●四六判上製 ●定価 2500円（税込）

### 日本弁護士連合会の本

北京 1995 第4回世界女性会議日弁連レポート

## 問われる女性の人権

女性の社会参画、労働、家族、女性に対する暴力そして「従軍慰安婦」

ほんとうに平和で幸せな男女共生の社会を築くために！ 国連人権委員会「戦時における軍事的性奴隸問題に関するクマラスワミ報告（訳文）」を収録。 ●A5判並製 ●定価 2000円（税込）

北京 1995 第4回世界女性会議日弁連レポート

## 高齢者の人権と福祉 介護のあり方を考える

高齢者の尊厳にみちた生存の権利のために！ 注目の「全国市町村への介護サービスと『老人福祉計画』に関するアンケート調査」の分析を収録。 ●A5判並製 ●定価 2800円（税込）

●上記の書籍はいずれも書店でお買い求めいただけます。書店にご注文の際は「発売元桐書房」と言い添えてください。  
●直接小社にご注文の場合は、下記まで、電話・ファックス、あるいは郵便でお申し込みください。

〒102 東京都千代田区九段南4-2-9-403 TEL 03-3239-5071 FAX 03-3239-5073 郵便振替 00180-8-561934

こうち書房（発売・桐書房）

池上 悅●著

# 現代経済学と公共政策

現代財政システムの研究と文化経済学の視点とを結合して、人間の発達欲求を支える公共政策の可能性を追求する、自立支援ネットワークの政治経済学。

経済理論学会●編

経済理論学会年報第33集

● ¥2678

## 戦後五〇年

現代資本主義分析の理論と方法  
戦後五〇年の日本の経済と社会

経済と経済学の戦後五〇年を総括し、課題と展望を提起する二つの記念シンポジウムの記録等を収録。北原勇・伊藤誠・山田銳夫・二瓶敏・上原信博・下山房雄ほか。

長島誠一●著

## 経済学原論

現代資本主義分析の基礎

現代資本主義の分析＝現状分析のための基礎理論の体系的叙述を企図し、研究と教育の長年の実績から生みだされた野心的な経済原論教科書。

● ¥3090

## 日本財政の研究

日本財政の戦後五〇年を通観してその特質を浮き彫りにすることで、今日の膨大な財政赤字を生みだすに到った根源を、構造的に歴史的に解き明かす。

安藤 実●著

● ¥3296

ジェンダーの視点から「日本型企業社会」を斬る！

基礎経済科学研究所●編

働く女性と家族のいま①

## 日本型企業社会と女性

男女雇用機会均等法が施行されて10年余。男女平等社会は本当に実現しつつあるのか。「二流の労働力」とされる女性の労働を多方面から分析し、その変革の道を提示する。

¥2884

働く女性と家族のいま②

## 日本型企業社会と家族

労働力再生産の場として、「企業社会」を支え、あるいは「企業社会」に取り込まれてきた現代日本の「家族」。その構造を分析し、これからの「家族」のありようを探る。

¥2369

【執筆者】中川スミ／熊沢 誠／久米弘子／下山房雄／黒田兼一／大沢真理／木下武男／北川清子／越堂静子

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税込】